第４次小山市
人権施策推進基本計画

2022～2026

すべての人の人権が尊重される社会の実現を目指して

令和４(2022)年 ３月

小 山 市

はじめに

昭和 23（1948）年に国連総会で採択された「世界人権宣言」には「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とし、人権が尊重された平和で豊かな社会の実現に向け、様々な取組が推進されてきました。さらに、平成27(2015)年に国連サミットで採択されたＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）においては、不平等をなくし、すべての人に平和で公正な社会を実現する等の 17 の目標が掲げられております。

「人権」は、基本的人権を保障している日本国憲法のもと、すべての人々が生まれながらに持っている権利で、人間が人間らしく生きていくために誰からも侵害されることのない基本的な権利です。

しかしながら、いまだに生命・心身の安全安心にかかわる脅威や不当な差別等の人権侵害は後を絶たず、児童虐待やいじめ等、子どもへの人権侵害が増加の傾向にあります。また、最近では新型コロナウイルスの感染が拡大する中、ドメスティック・バイオレンスが深刻化し、インターネットやＳＮＳ上における、感染した人等に対する誹謗中傷や心無い書込みが広がっています。すべての人々が尊重しあい、共に生きる社会を実現するためには、私たち一人一人が人権を正しく理解し、人権尊重の高い意識を持つことが大変重要です。

本市においては平成 16（2004）年 4 月、「小山市人権尊重の社会づくり条例」を施行するとともに、平成 19（2007）年から 5 年ごとに「小山市人権施策推進基本計画」を策定し、市の現状に応じた人権施策を総合的に展開してまいりました。

このたび、これまでの人権施策の成果と課題を踏まえ、令和 3（2021）年 4 月から 5 月に市民の人権意識の変化等を把握するために実施した「小山市人権に関する市民意識調査」の結果を反映させ、人権への取組をさらに深化させるべく、「第４次小山市人権施策推進基本計画（2022～2026)」を策定いたしました。

今後も、本計画に基づき、一人一人がかけがえのない存在として尊重され、偏見や不当な差別がなく、お互いの違いを認め合い、その違いを社会の豊かさとして共生できる社会の実現を目指して、市民の皆様と協働しながら、人権に関する施策をより一層推進してまいりたいと考えておりますので、一層のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました小山市人権施策推進審議会委員及び関係団体の皆様をはじめ、意識調査等にご協力いただいた市民の皆様、関係者の方々に心から感謝申し上げます。

令和４年３月

小山市長　浅野正富

もくじ

第１章　計画の策定にあたって
１　計画策定の背景 …… １
２　計画策定の趣旨 …… ２
３　計画の性格と位置づけ …… ４
４　計画の期間 …… ５
５　計画の策定体制 …… ６

第２章　人権をめぐる現状
１　人権に関する市民の意識 …… ７
２　第３次人権施策推進基本計画の進捗状況 …… ２３

第３章　計画の基本的な考え方
１　基本理念 …… ２７
２　計画の目標 …… ２７
３　体系図 …… ２８

第４章　人権施策の推進に関する基本的取組
１　人権教育及び人権啓発 …… ３１
２　相談・支援 …… ３６

第５章　分野別課題と施策の推進
１　男女の人権 …… ３７
２　子どもの人権 …… ４１
３　高齢者の人権 …… ４７
４　障がい者の人権 …… ５２
５　同和問題（部落差別） …… ５６
６　外国人の人権 …… ５９
７　感染症患者等の人権 …… ６３
８　犯罪被害者とその家族の人権 …… ６６
９　性的マイノリティの人権 …… ６８
１０　働く人の人権 …… ７１
１１　インターネットによる人権侵害 …… ７４
１２　災害に伴う人権問題 …… ７６
１３　その他の人権問題 …… ７８

第６章　推進体制

１　推進組織とフォローアップ……８０
２　国及び県との連携……８０
３　市民・企業・関係団体等との連携……８１
４　成果指標一覧……８２

参考資料

１　計画策定の経緯……８３
２　小山市人権施策推進審議会委員名簿……８４
３　用語解説……８５
４　人権関連年表……９５
５　世界人権宣言……１０１
６　日本国憲法（抄）……１０６
７　人権教育及び人権啓発の推進に関する法律……１０８
８　小山市人権尊重の社会づくり条例……１１０
９　小山市人権尊重の社会づくりに関する施策の基本方針……１１２
１０　小山市人権教育基本方針……１１４

本書の見方

マークに関して

＊ ： 参考資料に用語解説があります。「3　用語解説」をご参照ください。

㊊ ： 本計画からの新規事業です。

小山市人権に関する市民意識調査結果に関して

- 男女の合計の数が全体の数と合わない部分があるのは、性別を回答されていない方がいるためです。
- 年代別の合計の数が全体の数と合わない部分があるのは、年齢を回答されていない方がいるためです。
- 複数回答の設問は、比率の合計が 100%を超える場合があります。

第１章

計画の策定にあたって

第１章　計画の策定にあたって

１　計画策定の背景

昭和 23（1948）年、第 3 回国連総会において、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」として「世界人権宣言*」が採択されました。

その後、「国際人権規約」や「人種差別撤廃条約」をはじめ、多くの宣言や条約が採択・制定され国際的な取組が進められる中、平成 6（1994）年の第 49 回国連総会において、世界中に人権文化を構築するため、平成 7（1995）年から平成 16（2004）年までの 10 年間を「人権教育のための国連 10 年」とする決議が採択されました。また、平成 27（2015）年の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）*」は、人や国の不平等の是正といった人権に大きく関わるものを含めた目標等が掲げられ、「誰一人取り残さない」社会を目指し、平和に暮らせる持続可能な世界の実現に向けた取組が展開されています。

わが国では、昭和 22（1947）年に施行された日本国憲法において、基本的人権は「侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる」と規定し、すべての人々の人権の享有を保証しています。また、憲法第 14 条の法の下の平等について「人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と規定し、一切の差別を禁止しています。

平成 12（2000）年には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（人権教育・啓発推進法）が制定され、平成 14（2002）年には同法に基づき「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。

他にも、様々な人権問題の解決に向け、平成 12（2000）年の「児童虐待の防止等に関する法律」（以下、「児童虐待防止法」という。）の制定、平成 14（2002）年の「ホームレス*の自立の支援等に関する特別措置法」の制定、平成 15（2003）年の「性同一性障害*の性別の取扱いの特例に関する法律」の制定、「障害者基本法」及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下、「ＤＶ*防止法」という。）」の改正、平成 25（2013）年の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下、「障害者差別解消法」という。）の制定等、多くの取組が進められています。

なお、「人権教育・啓発に関する基本計画」は、平成 23（2011）年の閣議決定を受け、北朝鮮当局による拉致問題等についての取組が加えられました。平成 28 年（2016）年には「障害者差別解消法」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ*解消法）、「部落差別の解消の推進に関する法律」「以下、「部落差別解消推進法」という」」が相次いで施行される等、人権に関する個別の法律の整備により、

女性、子ども、障がい者、同和問題（部落差別）等、様々な人権課題について、その改善に向けた施策等が推進されています。

また、新型コロナウイルス感染症*に関連した差別や誹謗中傷が社会問題となる等、人権を取り巻く状況の大きな変化が見られます。

本市においては、平成 13（2001）年、国内行動計画の趣旨や「人権教育・啓発推進法」を踏まえ、国や県の動きと連携しながら、今後実施する人権教育・啓発についての基本方針を明らかにし、具体的施策の方向性を示す「小山市人権教育行動計画」を策定しました。

また、平成 16（2004）年には「小山市人権尊重の社会づくり条例」を施行し、人権尊重の社会づくりのための市と市民の責務を明らかにするとともに、人権に関する施策の総合的な推進を図ることとしました。さらに、平成 18（2006）年には「小山市人権尊重の社会づくり条例」に基づき、市が各種の施策を決定し、実行する上で準拠すべき基本的な考えを示した「小山市人権尊重の社会づくりに関する施策の基本方針」を策定しました。

この基本方針の規定に基づき、平成 19（2007）年には「人権教育及び人権啓発」並びに「相談・支援」に関する基本的な取組方向を明らかにした「小山市人権施策推進基本計画」を策定しました。その後 5 年ごとに計画の成果と課題を踏まえ、複雑化・多様化する人権問題を解消し、一人一人の人権が尊重される平和で豊かな社会を実現するため、「小山市人権施策推進基本計画」を策定し、市の現状に応じた人権施策を総合的に展開してきました。

２　計画策定の趣旨

本市では、平成 29(2017)年に策定した「第３次小山市人権施策推進基本計画(2017～2021)」に基づき、様々な人権施策を総合的に推進してきました。

これまでの人権施策による市民意識の変化等を把握するため、令和 3（2021）年に実施した「小山市人権に関する市民意識調査」（以下、「市民意識調査」という。）によると、「現在の日本は基本的人権が尊重された社会である」の問いに対し、「そう思う」の割合が 31.5%と低く、20～29 歳では「そう思う」の割合が 21.4%、30～39 歳では 23.7%となっており、若年層で人権が尊重されている社会であるという認識が低い傾向となっていることから、さらなる人権教育・人権啓発の推進が重要となります。

また、社会全体を見ると、依然として、女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題（部落差別）等における、生命や身体の安全に関わる重大な事件や偏見から起こる差別等の人権問題が存在し、さらに近年では、インターネットによるいじめや差別事案、性的マイノリティ*に関わる人権問題、職場におけるハラスメント*等の働く人の人権問題等、人権問題が複雑化・多様化するとともに、災害に伴う人権問題や外国人等へのヘイトスピーチ*等の新たな課題も生じています。また、新型コロナウイルス感染症*の感染拡大に伴い、感染された方や医療従

事者、その家族等への偏見や差別、心無い誹謗中傷が社会問題となっています。

　こうした様々な人権侵害が行われることなく、一人一人の人権が尊重される平和で豊かな社会を実現するため、令和３（2021）年度をもって推進期間が終了する「第３次小山市人権施策推進基本計画」を引き継ぎ、その成果と課題を踏まえた「第４次小山市人権施策推進基本計画（2022～2026）」を策定するものです。

３　計画の性格と位置づけ

本計画は、「小山市人権尊重の社会づくり条例」第４条に基づいて策定した「小山市人権尊重の社会づくりに関する施策の基本方針」に規定されている「人権教育及び人権啓発」並びに「相談・支援」に関する取組方向を示すものです。

また、市政運営の基本方針である「第８次小山市総合計画」の部門計画としての性格を有するもので、人権に関する課題ごとの個別計画との整合性を図り、人権施策の基本的方向を示しています。

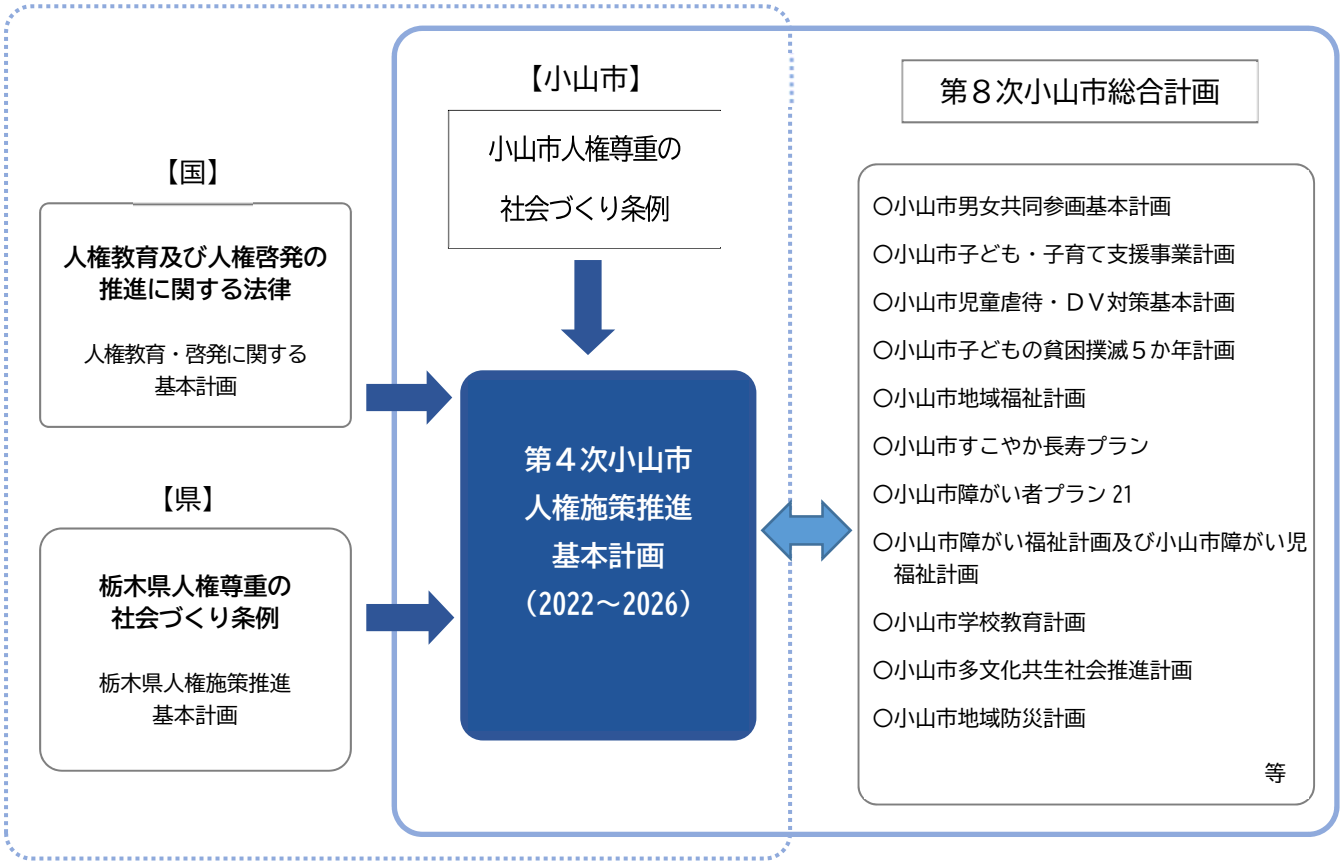

４　計画の期間

本計画の期間は、令和 4（2022）年度から令和 8（2026）年度までの 5 年間です。ただし、社会情勢の変化や国・県の動向及びそれぞれの施策の進捗状況に応じ、見直しを行うものとします。

■計画の期間

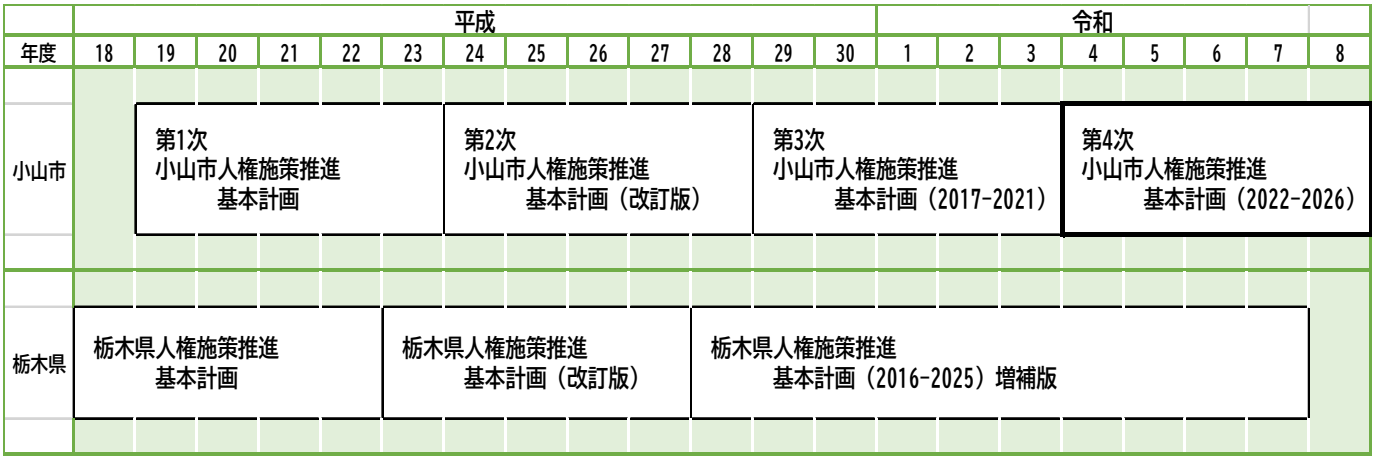

５　計画の策定体制

本計画の策定にあたり、人権に関する学識経験者や公募の市民、市議会議員等で構成する「小山市人権施策推進審議会」において、計画の内容について審議を行いました。

市においては、庁内の関係部署で構成する「小山市人権教育推進会議」において協議、検討を行いました。

また、市民意識調査やパブリックコメントを実施し、多くの市民の意見の反映に努めました。

■計画の策定体制

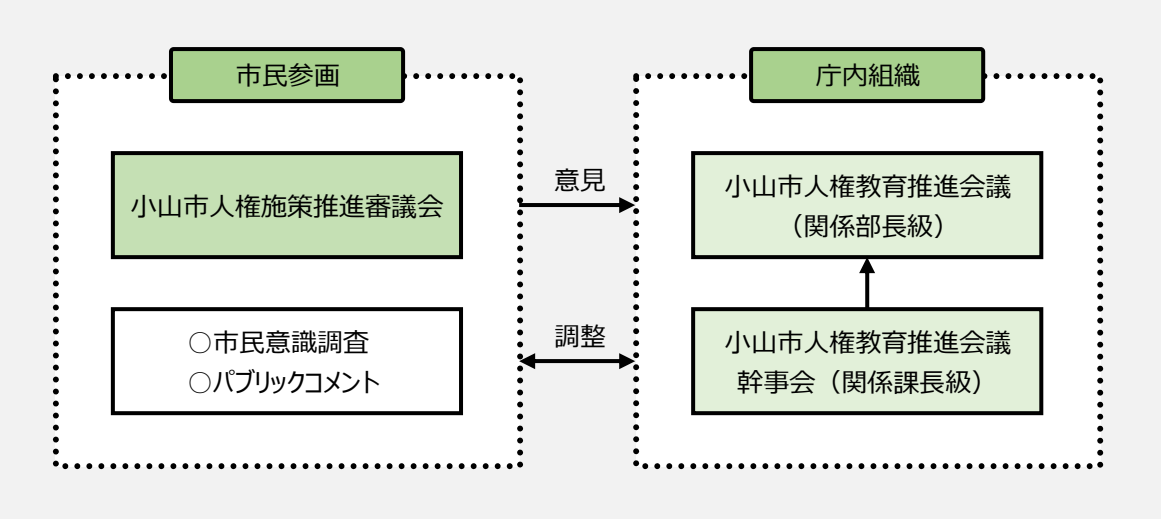

○小山市人権に関する市民意識調査

本調査は、市民の人権に関する意識状況を明らかにし、すべての人の人権が尊重される社会の実現を目指した施策展開及び本計画策定の基礎資料とするため実施しました。

■市民意識調査・調査概要

調査対象	市内在住の満 20 歳以上の個人 2,000 人を無作為抽出
調査方法	郵送配布・郵送回収
調査期間	令和 3 年 4 月 28 日～5 月 17 日
有効回答数／有効回答率	680 人 ／ 34.0%

○パブリックコメント

本計画について、市民から幅広い意見を聴取するため、令和 3 年 12 月 20 日～令和 4 年 1 月 14 日の間、市役所及び市ホームページ等において、パブリックコメントを実施しました。

第２章

人権をめぐる現状

第２章　人権をめぐる現状

１　人権に関する市民の意識

人権に関する市民意識調査の結果をもとに、第５章「分野別課題と施策の推進」において、現状と課題を明らかにし、取り組む施策に反映させます。

（１）人権についての考え

基本的人権の尊重	◆あなたは「現在の日本は、基本的人権が尊重されている社会である」と思いますか？

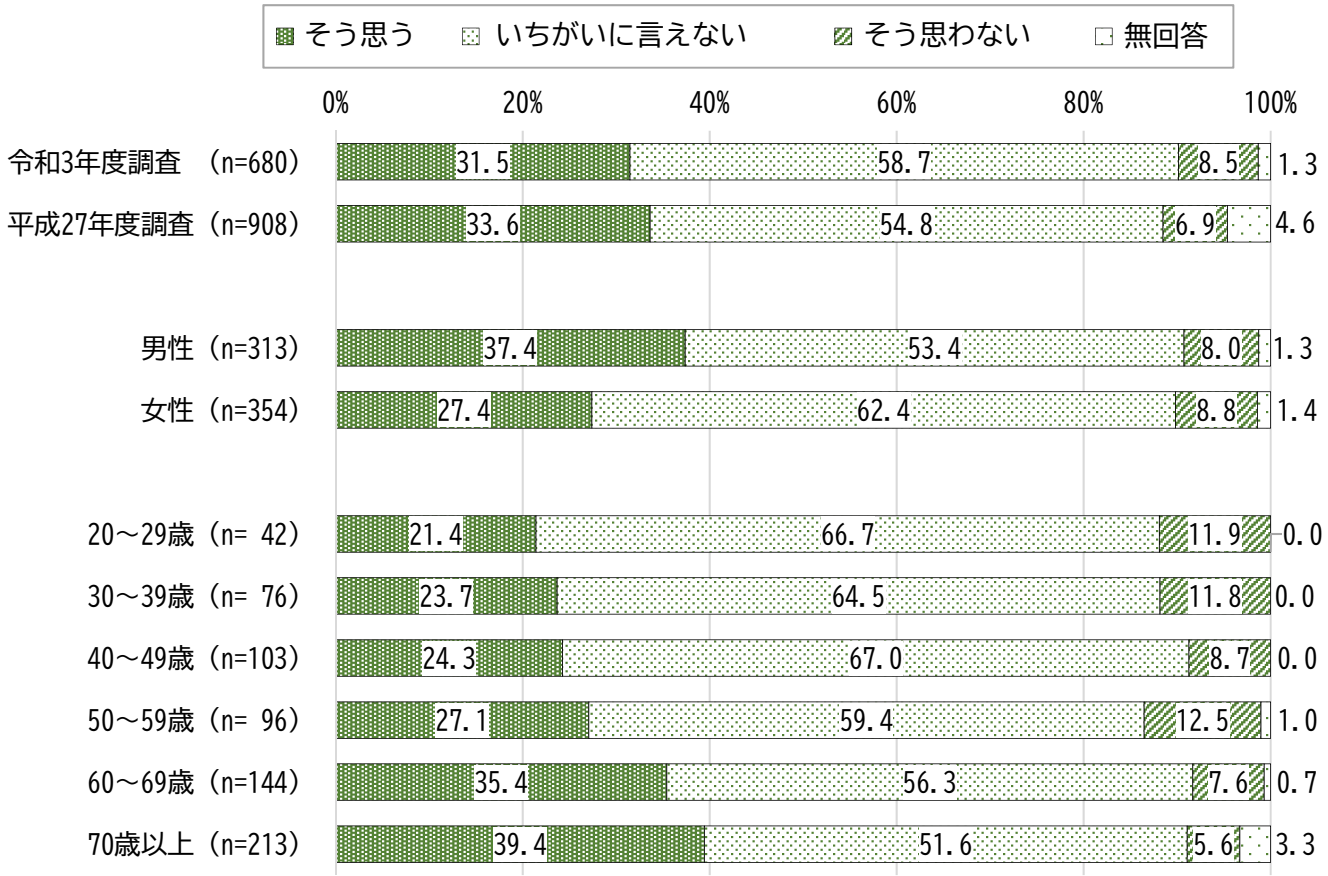

全体では「いちがいに言えない」が 58.7%で全体の半数以上を占め、「そう思う」が 31.5%となっている。

「そう思う」について性別で比較すると、男性が 37.4%、女性が 27.4%と男性のほうが 10 ポイント高くなっている。また、年代別で比較すると、20 代から 50 代は 30%に届かず、60～69 歳は 35.4%、70 歳以上は 39.4%と、年代が高いほど割合が高くなる傾向が見られる。

※男女の合計の数が全体の数と合わない部分があるのは、性別を回答されていない方がいるためです。

人権侵害の状況	◆あなたは、現在の小山市において、次のア～チに対する人権侵害や差別などがあると思いますか？　下のア～チについて１～５の中からそれぞれ選んでください。

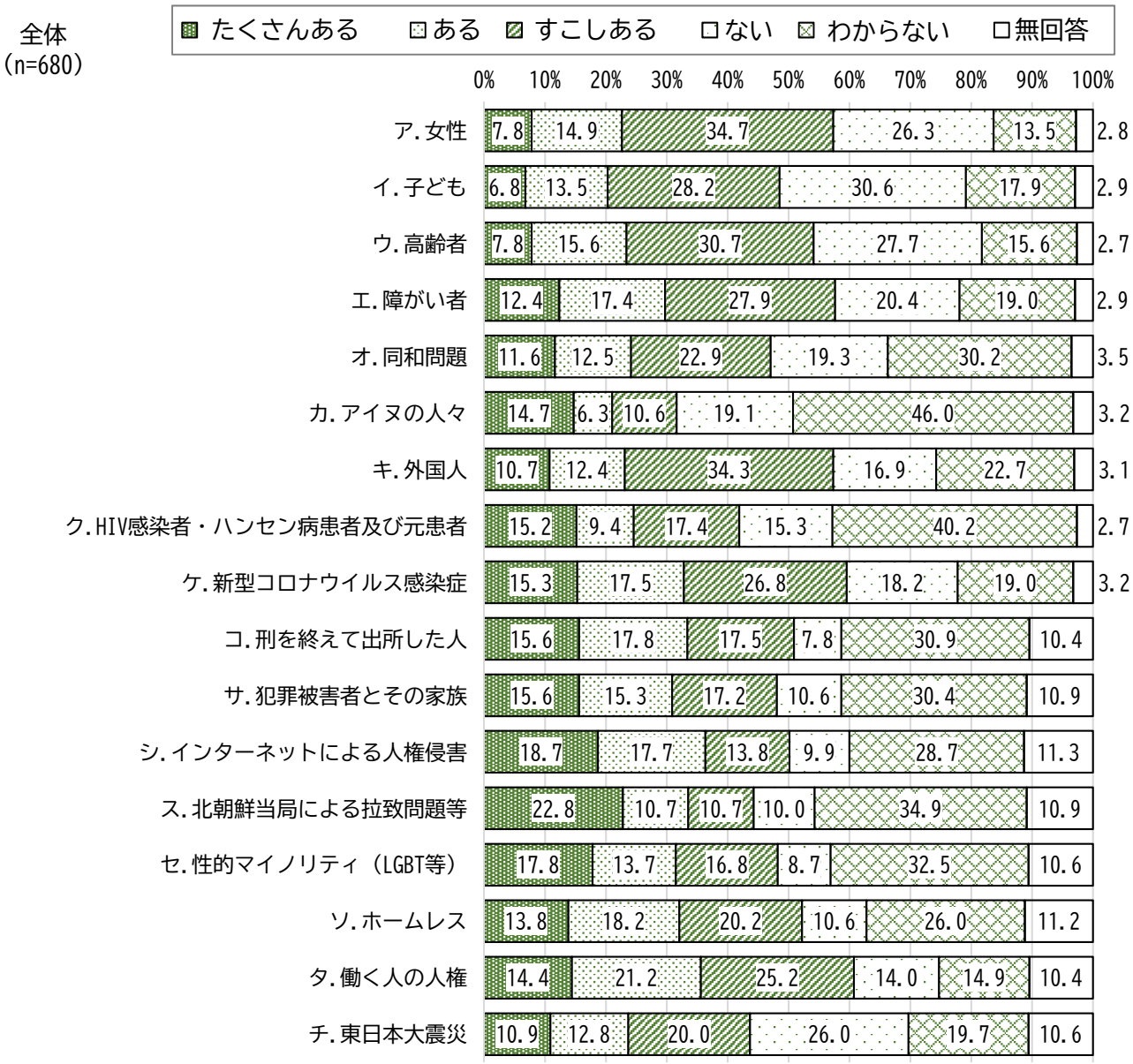

人権侵害や差別などが「たくさんある」と「ある」、「すこしある」を合わせた割合をみると、「タ．働く人の人権」が 60.8%で最も多く、次いで「ケ．新型コロナウイルス感染症」が 59.6%、「エ．障がい者」が 57.7%、「ア．女性」「キ．外国人」が共に 57.4%、「ウ．高齢者」が 54.1%で、いずれも５割を超えている。

「ない」の割合をみると、「イ．子ども」が 30.6%で最も多く、次いで「ウ．高齢者」が 27.7%、「ア．女性」が 26.3%、「チ．東日本大震災」が 26.0%となっている。

（２）様々な人権問題

女性の人権	◆女性に関することで、人権上問題があると思うのはどれですか？

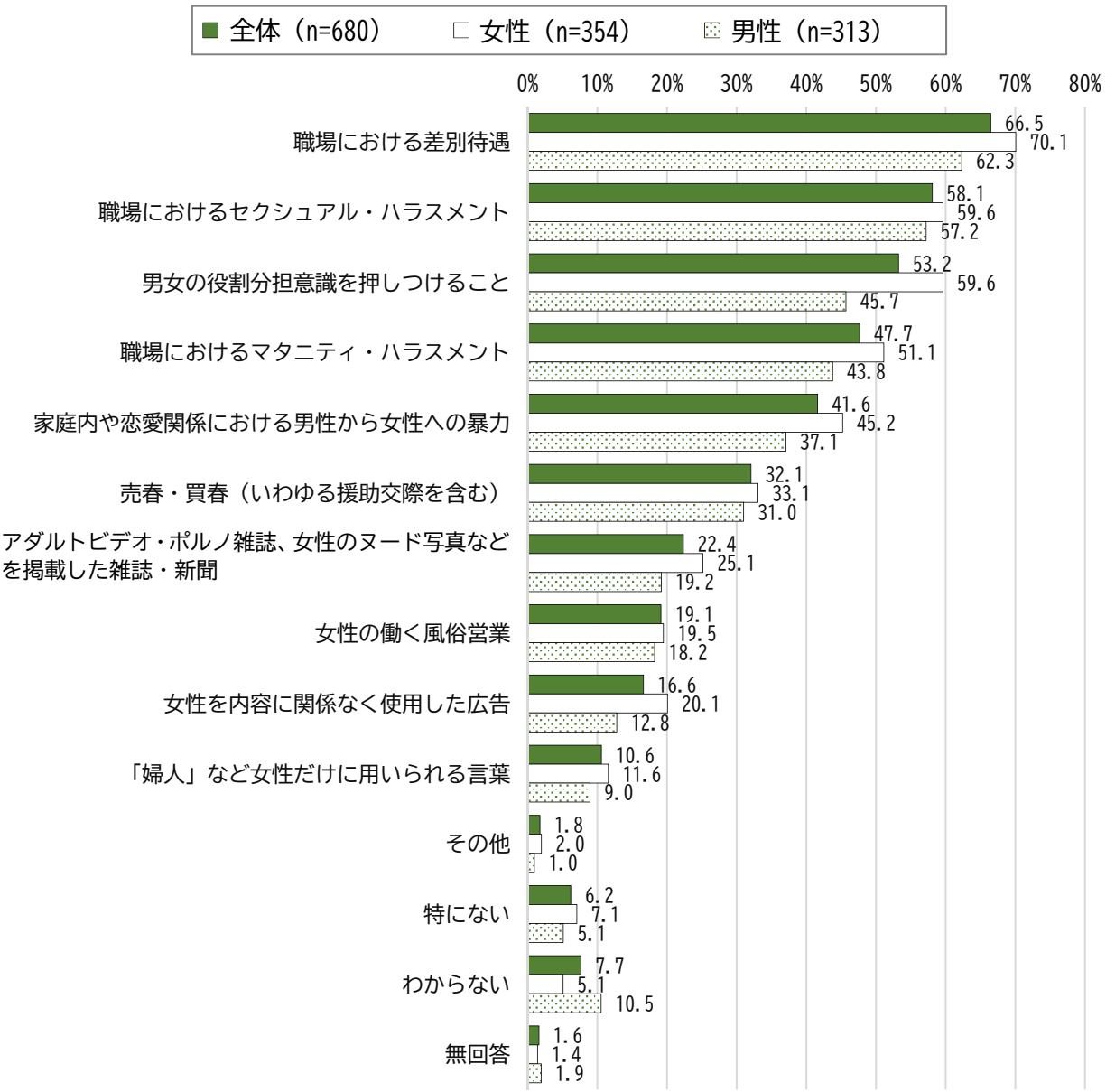

女性に関する人権上の問題は、「職場における差別待遇」が 66.5%で最も多く、次いで「職場におけるセクシュアル・ハラスメント」が 58.1%、「男女の役割分担意識を押しつけること」が 53.2%、「職場におけるマタニティ・ハラスメント」が 47.7%、「家庭内や恋愛関係における男性から女性への暴力」が 41.6%となっている。

男女別では、「男女の役割分担意識を押しつけること」は女性 59.6%、男性 45.7%で女性が約 14 ポイント高く、「家庭内や恋愛関係における男性から女性への暴力」は女性 45.2%、男性 37.1%で女性が約 8 ポイント高くなっている。

※男女の合計の数が全体の数と合わない部分があるのは、性別を回答されていない方がいるためです。

子どもの人権	◆子どもに関することで、人権上問題があると思うのはどれですか？

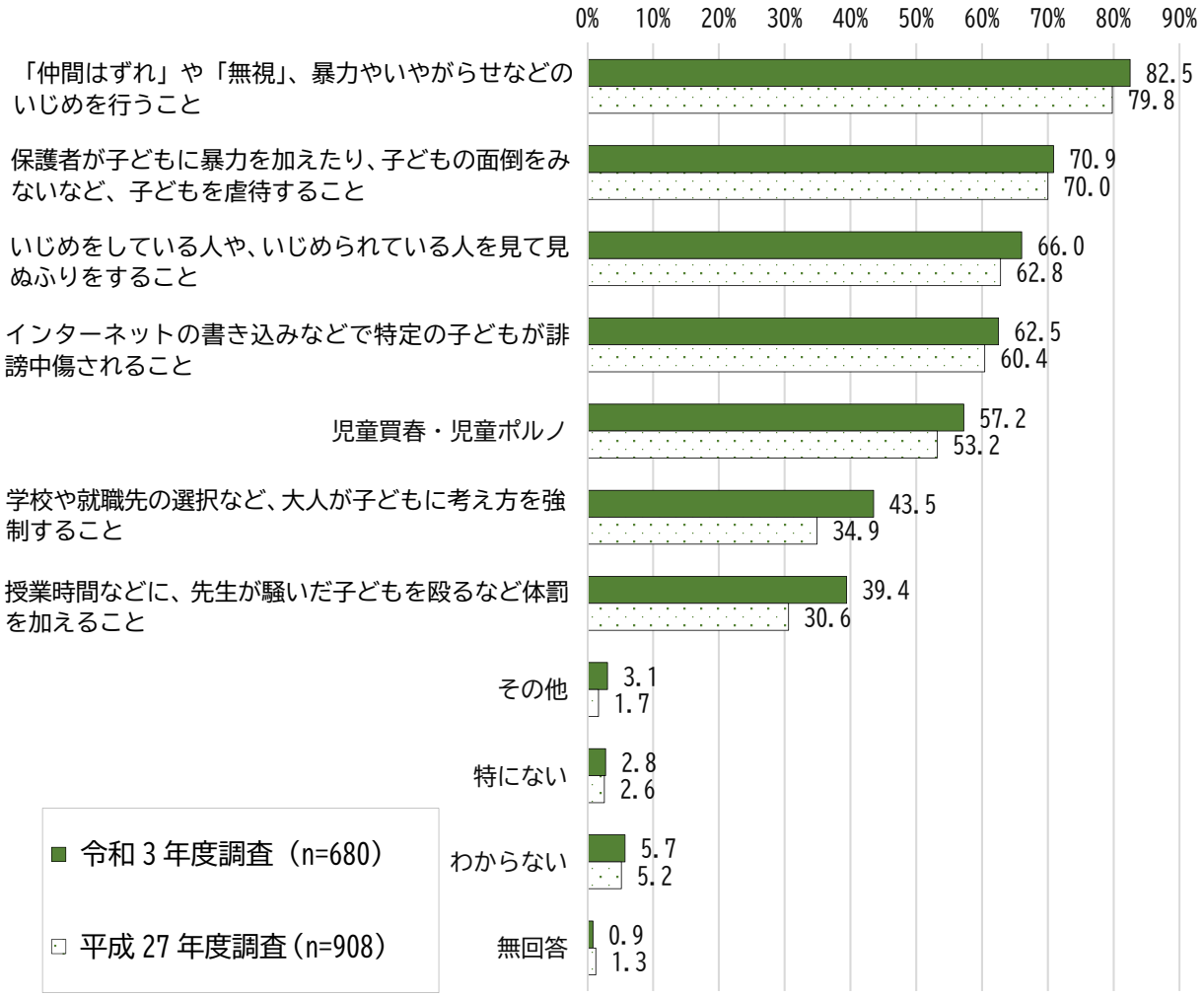

子どもに関する人権上の問題は、「『仲間はずれ』や『無視』、暴力やいやがらせなどのいじめを行うこと」が 82.5%で最も多く、次いで「保護者が子どもに暴力を加えたり、子どもの面倒をみないなど子どもを虐待すること」が 70.9%、「いじめをしている人や、いじめられている人を見て見ぬふりをすること」が 66.0%、「インターネットの書き込みなどで特定の子どもが誹謗中傷されること」が 62.5%となっており、いずれも６割を超えている。

高齢者の人権	◆高齢者に関することで、人権上問題があると思うのはどれですか？

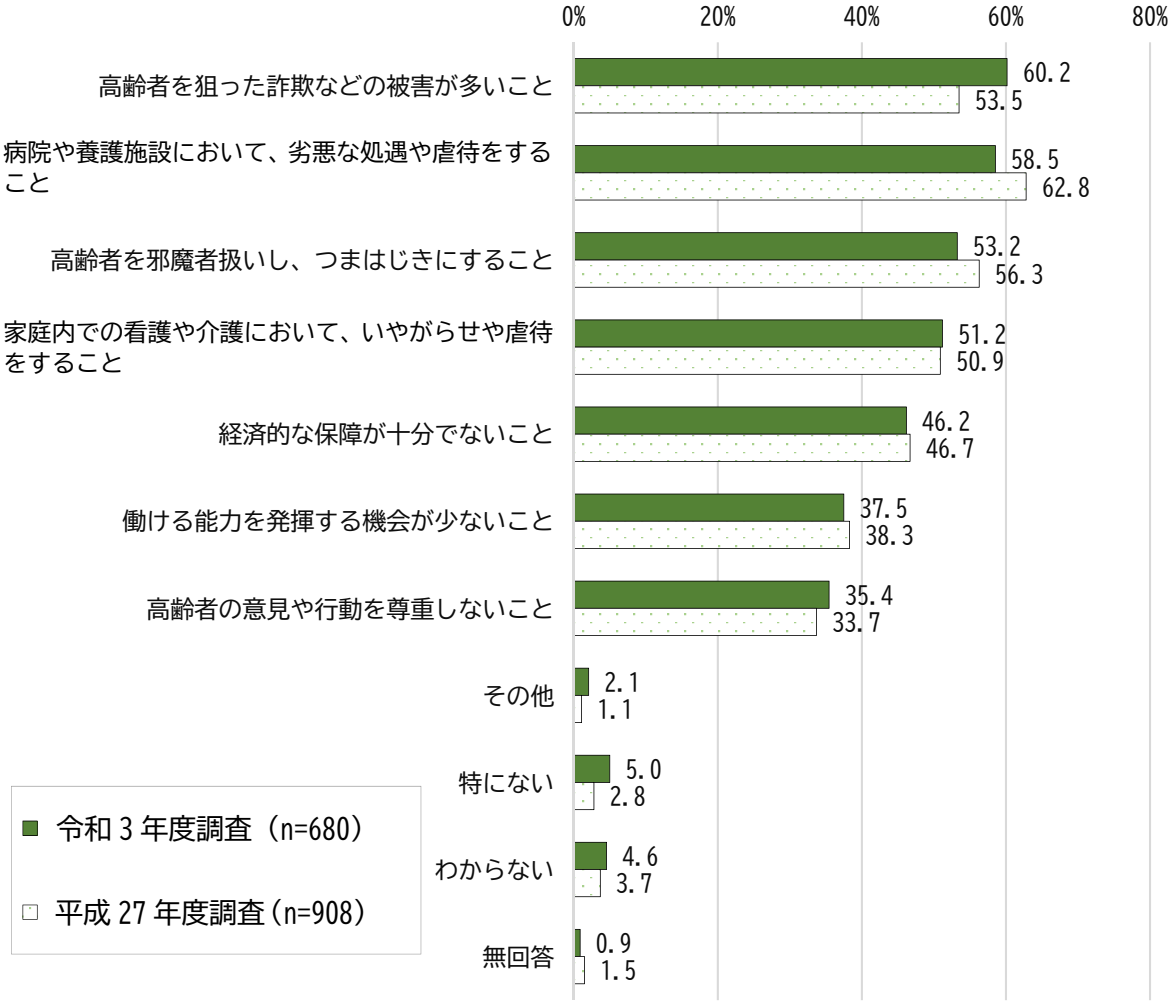

高齢者に関する人権上の問題は、「高齢者を狙った詐欺などの被害が多いこと」が 60.2%で最も多く、次いで「病院や養護施設において、劣悪な処遇や虐待をすること」が 58.5%、「高齢者を邪魔者扱いし、つまはじきにすること」が 53.2%、「家庭内での看護や介護において、いやがらせや虐待をすること」が 51.2%となっており、いずれも５割を超えている。

平成 27 年度調査と比較すると、「高齢者を狙った詐欺などの被害が多いこと」が 6.7 ポイント高くなっている。

障がい者の人権	◆障がい者に関することで、人権上問題があると思うのはどれですか？

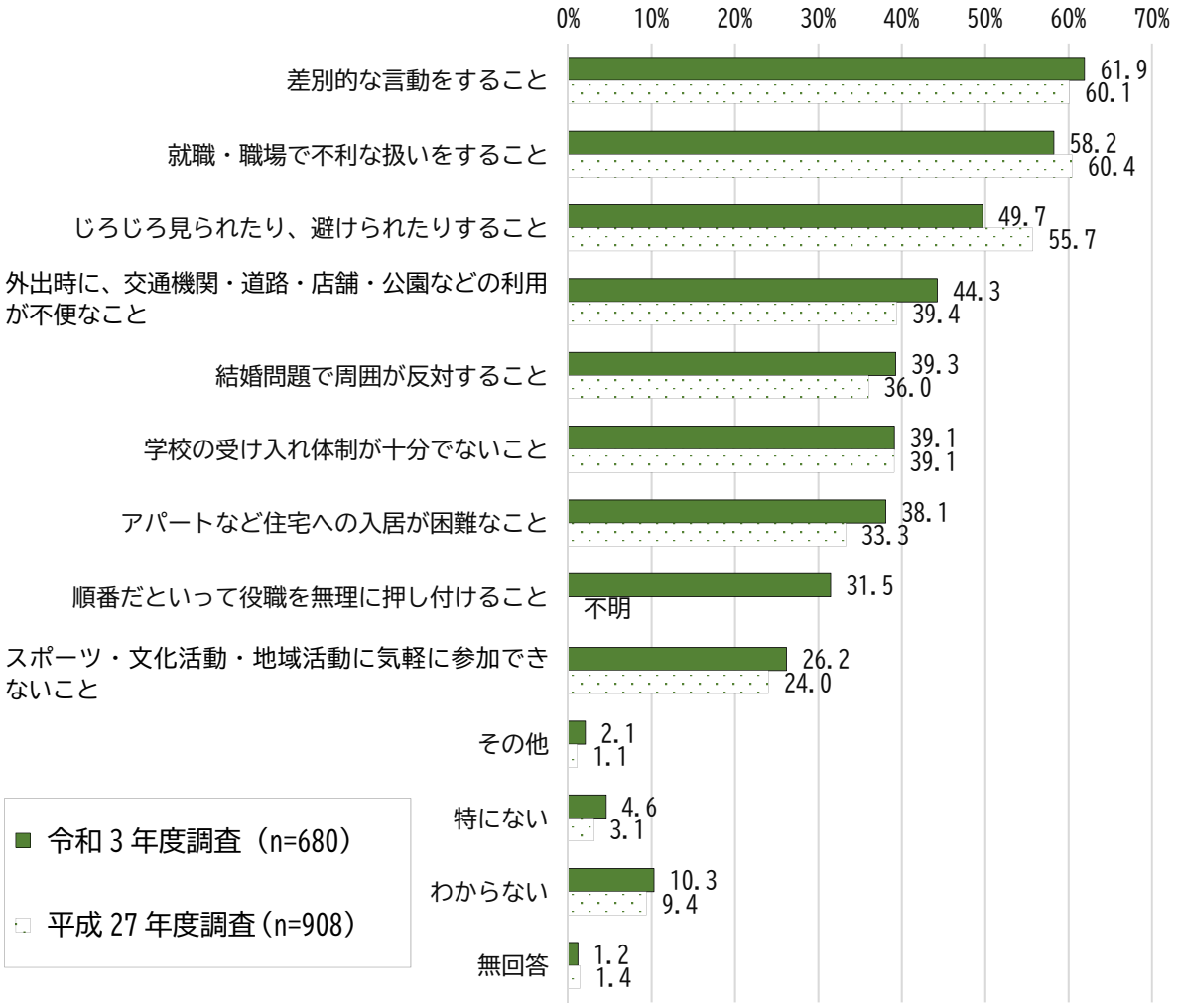

障がい者に関する人権上の問題は、「差別的な言動をすること」が 61.9%で最も多く、次いで「就職・職場で不利な扱いをすること」が 58.2%となっており、いずれも５割を超えている。また、「じろじろ見られたり、避けられたりすること」が 49.7%となっている。

平成 27 年度調査と比較すると、「外出時に、交通機関・道路・店舗・公園などの利用が不便なこと」が 4.9 ポイント高くなっている。

外国人の人権	◆日本に住んでいる外国人に関することで、人権上問題があると思うのはどれですか？

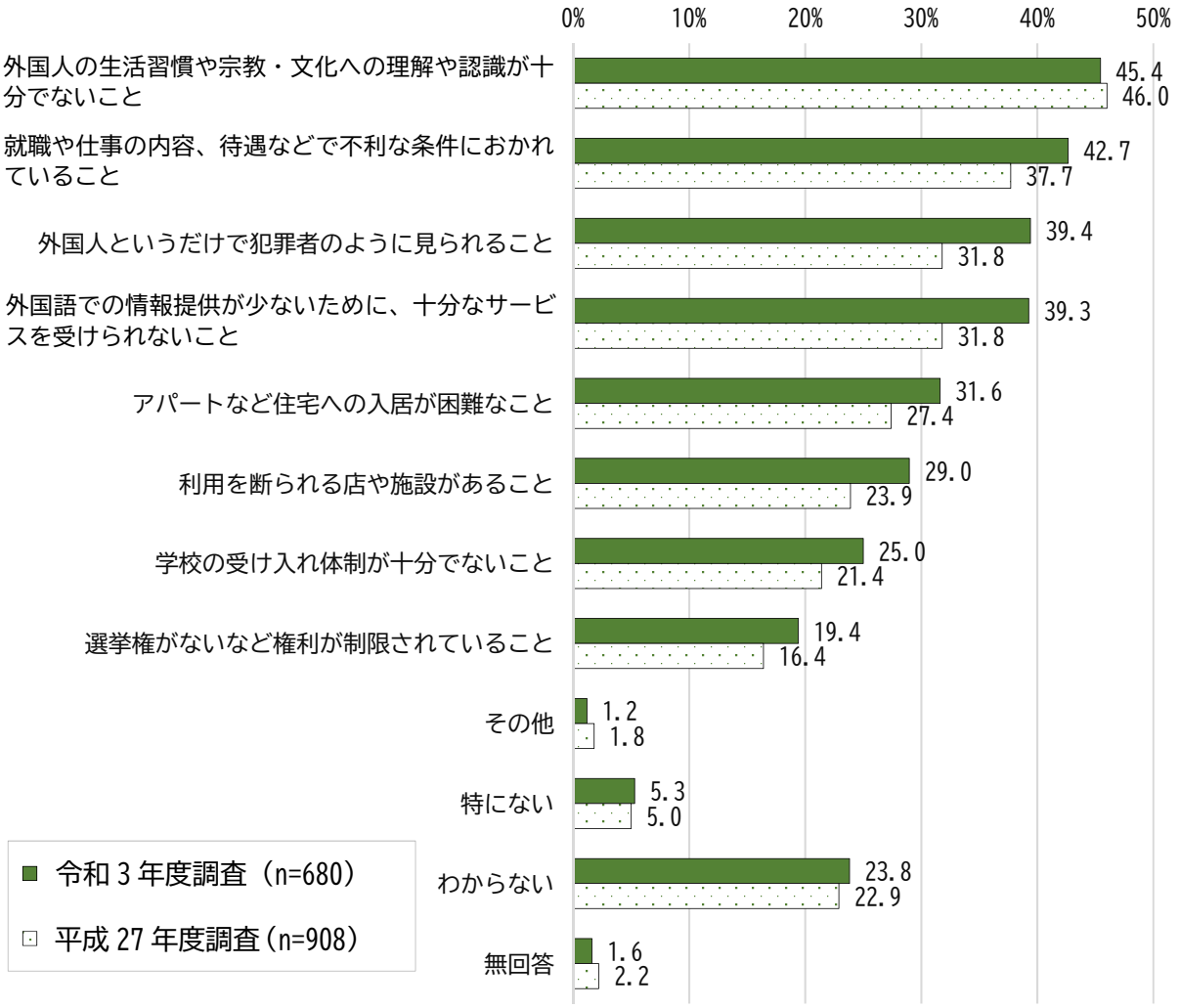

外国人に関する人権上の問題は、「外国人の生活習慣や宗教・文化への理解や認識が十分でないこと」が 45.4%で最も多く、次いで「就職や仕事の内容、待遇などで不利な条件におかれていること」が 42.7%、「外国人というだけで犯罪者のように見られること」が 39.4%、「外国語による情報が少ないために、十分なサービスを受けられないこと」が 39.3%、「アパートなど住宅への入居が困難なこと」が 31.6%となっており、いずれも３割を超えている。

平成 27 年度調査と比較すると、「外国人というだけで犯罪者のように見られること」が 7.6 ポイント高くなっている。

ＨＩＶ感染者・ハンセン病患者及び元患者の人権	◆ＨＩＶ感染者・ハンセン病患者及び元患者に関することで、人権上問題があると思うのはどれですか？

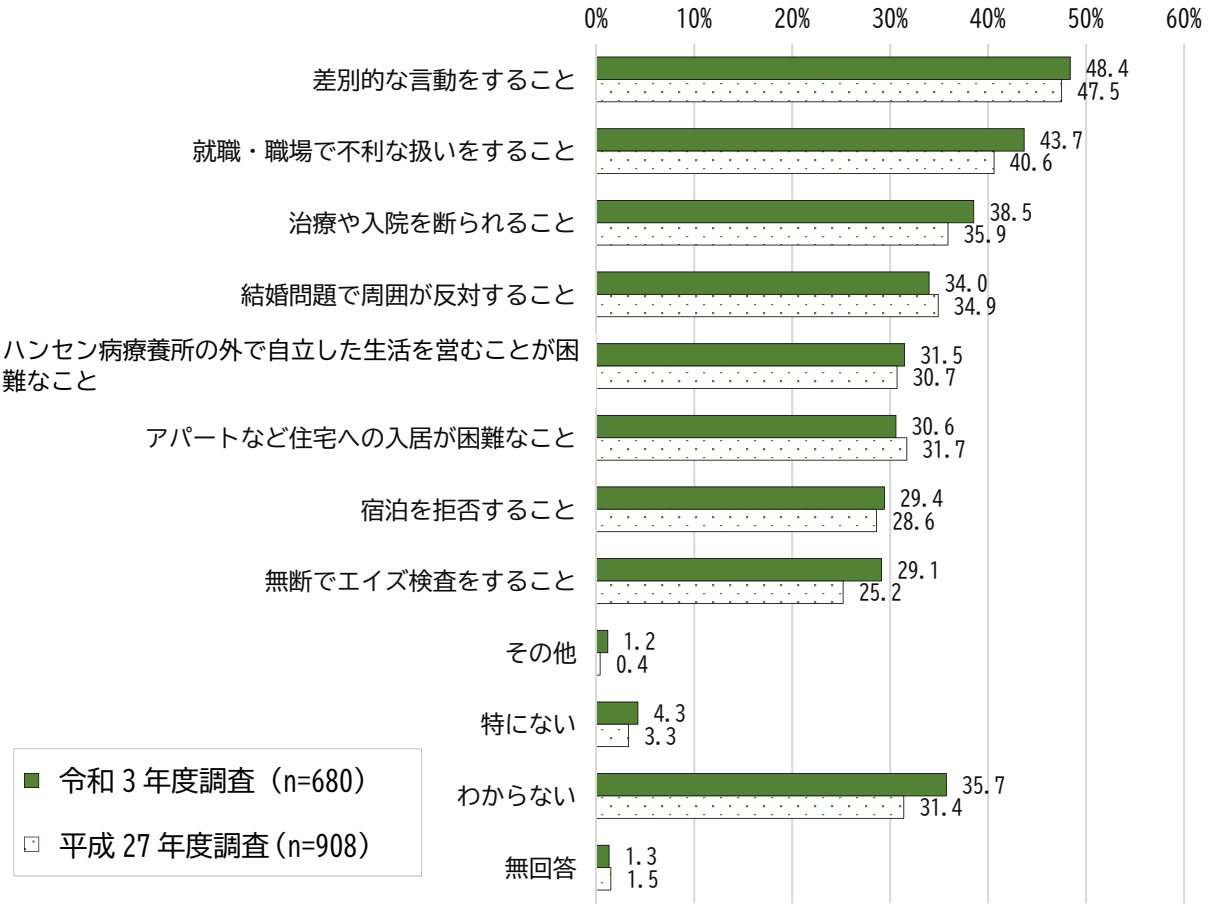

ＨＩＶ感染者・ハンセン病患者及び元患者に関する人権上の問題は、「差別的な言動をすること」が 48.4%で最も多く、次いで「就職・職場で不利な扱いをすること」が 43.7%、「治療や入院を断られること」が 38.5%、「結婚問題で周囲が反対すること」が 34.0%、「ハンセン病療養所の外で自立した生活を営むことが困難なこと」が 31.5%、「アパートなど住宅への入居が困難なこと」が 30.6%、となっており、いずれも３割を超えている。「わからない」は 35.7%で、約３人に１人となっている。

平成 27 年度調査と比較すると、「無断でエイズ検査をすること」が 3.9 ポイント高くなっている。

新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別	◆新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別について、特に問題があると思うのはどれですか？

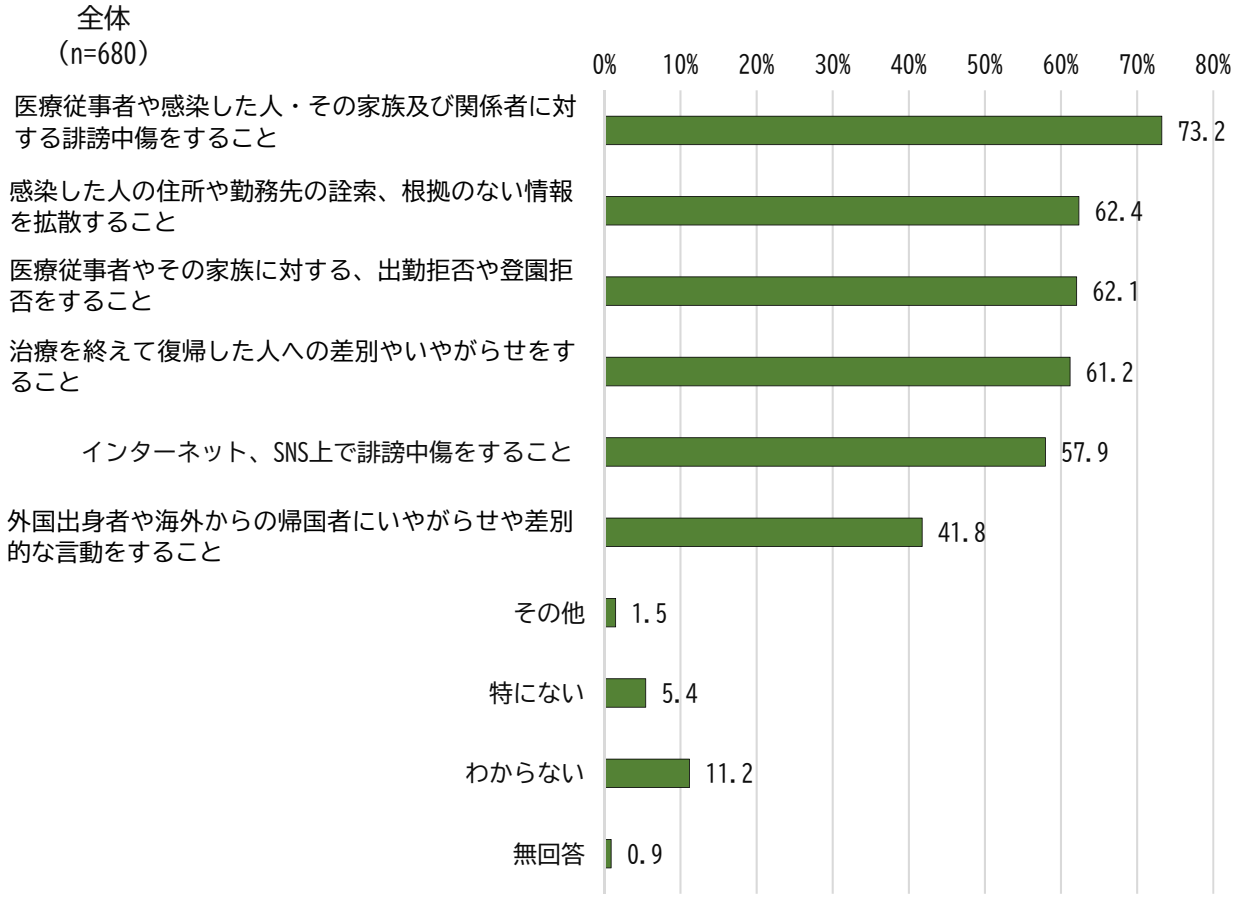

新型コロナウイルス感染症に関する人権問題について、「医療従事者や感染した人・その家族及び関係者に対する誹謗中傷をすること」が 73.2%で最も多く、次いで「感染した人の住所や勤務先の詮索、根拠のない情報を拡散すること」が 62.4%、「医療従事者やその家族に対する、出勤拒否や登園拒否をすること」が 62.1%、「治療を終えて復帰した人への差別やいやがらせをすること」が 61.2%となっており、いずれも６割を超えている。

犯罪被害者とその家族の人権	◆犯罪被害者とその家族に関することで、人権上問題があると思うのはどれですか？

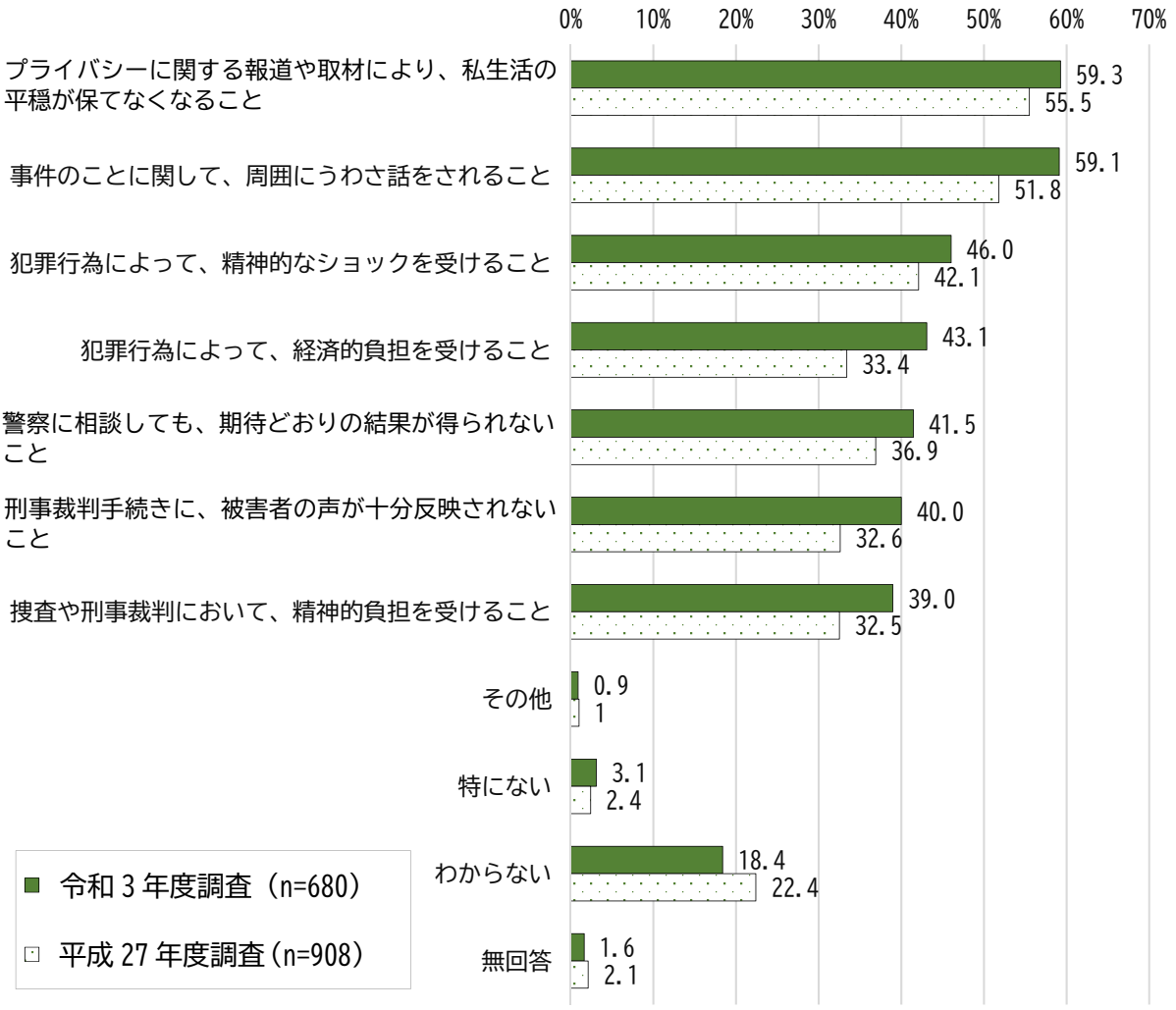

犯罪被害者とその家族に関する人権上の問題は、「プライバシーに関する報道や取材により、私生活の平穏が保てなくなること」が 59.3%で最も多く、次いで「事件のことに関して、周囲にうわさ話をされること」が 59.1%、「犯罪行為によって、精神的なショックを受けること」が 46.0%となっている。

平成 27 年度調査と比較すると、「犯罪行為によって、経済的負担を受けること」が 9.7 ポイント高くなっている。

インターネットによる人権侵害	◆インターネットによる人権侵害に関することで、人権上問題があると思うのはどれですか？

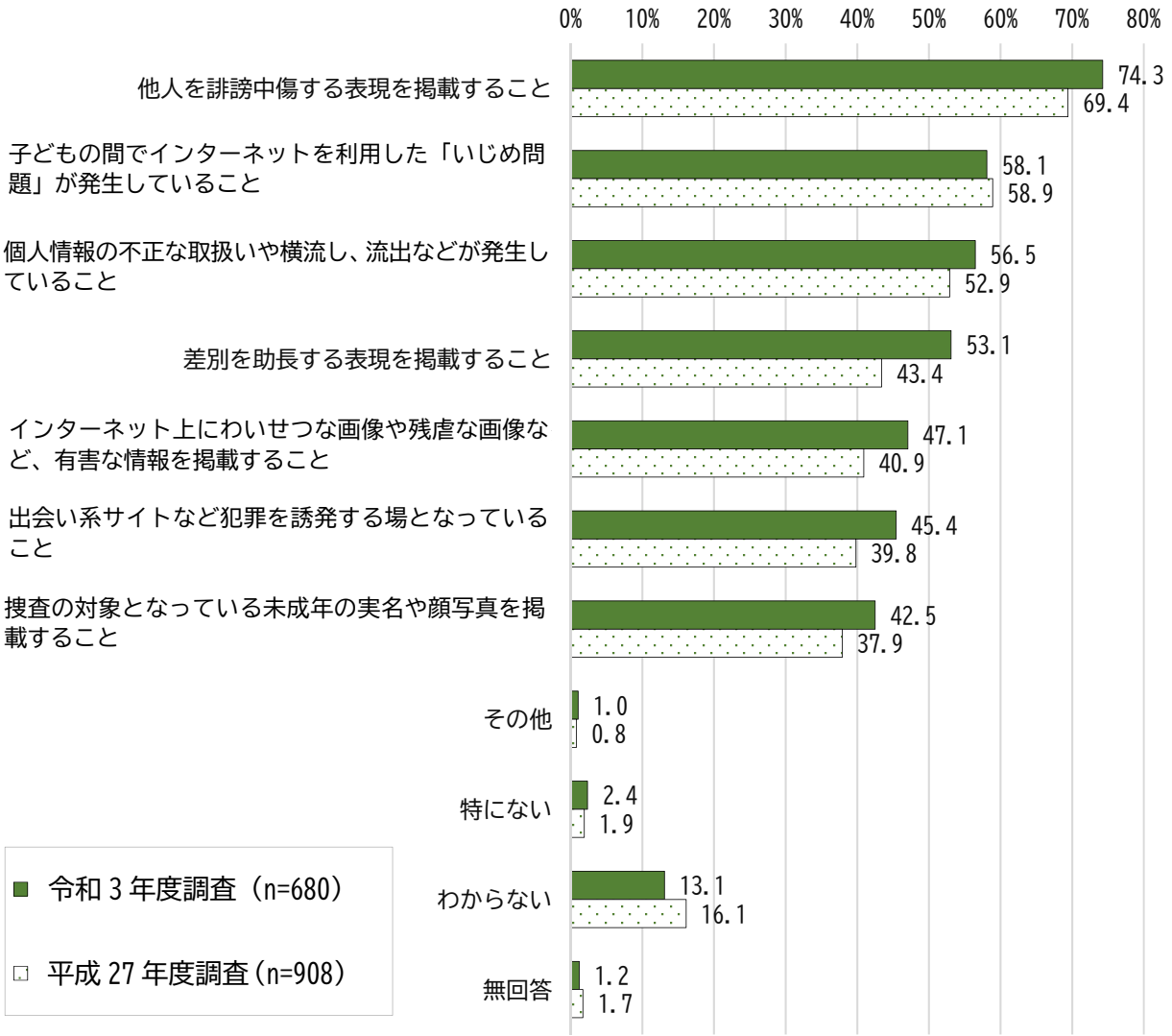

インターネットによる人権侵害に関する人権上の問題は、「他人を誹謗中傷する表現を掲載すること」が 74.3%で最も多く、次いで「子どもの間でインターネットを利用した『いじめ問題』が発生していること」が 58.1%、「個人情報の不正な取扱いや横流し、流出などが発生していること」が 56.5%となっている。

平成 27 年度調査と比較すると、「差別を助長する表現を掲載すること」が 9.7 ポイント高くなっている。

性的マイノリティ（ＬＧＢＴ等）に関する人権	◆性的マイノリティ（ＬＧＢＴ等）に関することで、人権上問題があると思うのはどれですか？

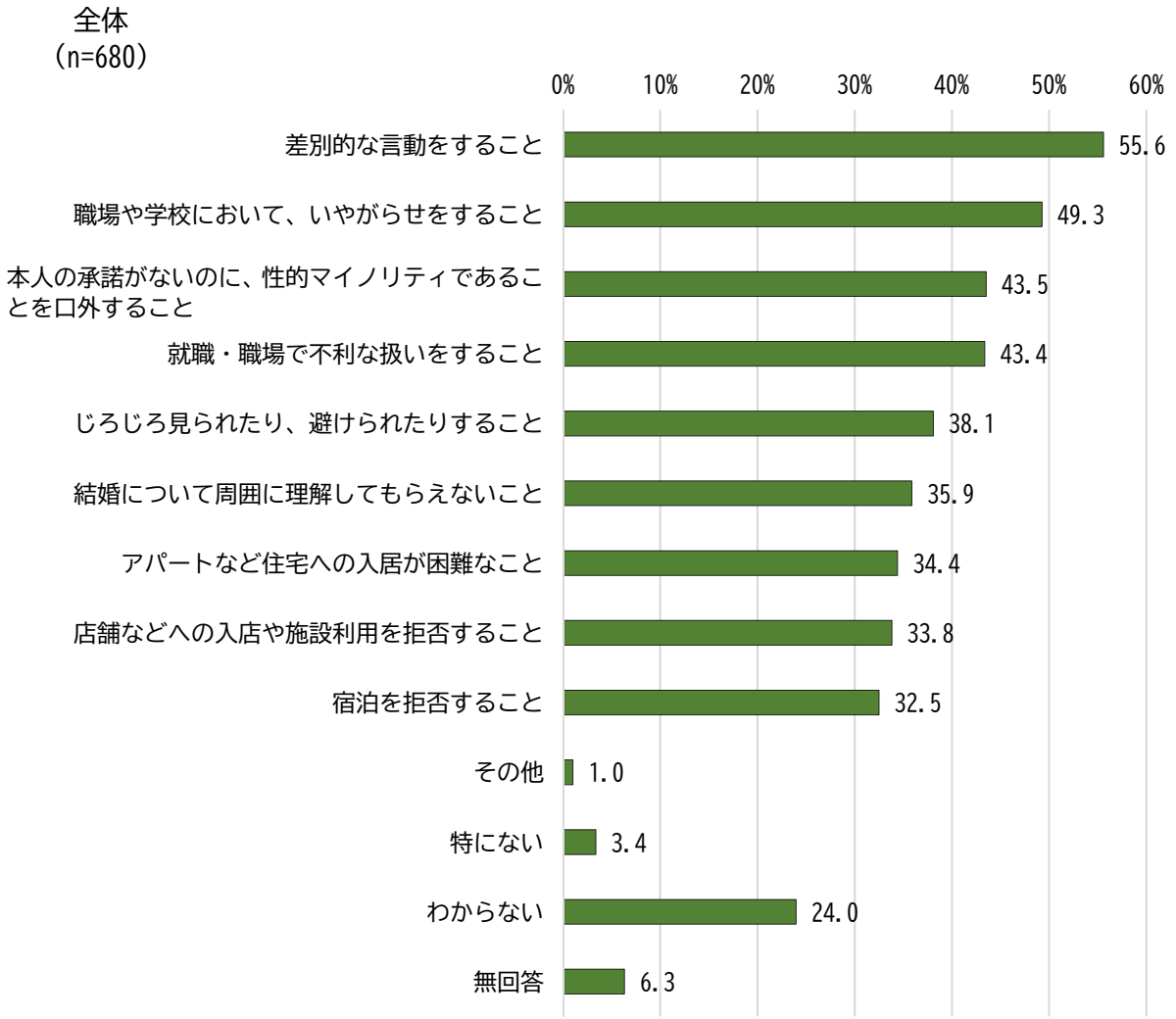

性的マイノリティ（ＬＧＢＴ*等）に関する人権上の問題は、「差別的な言動をすること」が 55.6%で最も多く、次いで「職場や学校において、いやがらせをすること」が 49.3%、「本人の承諾がないのに、性的マイノリティであることを口外すること」が 43.5%、「就職・職場で不利な扱いをすること」が 43.4%となっており、いずれも４割を超えている。

働く人の人権	◆働く人の人権について、特に問題があると思うのはどれですか？

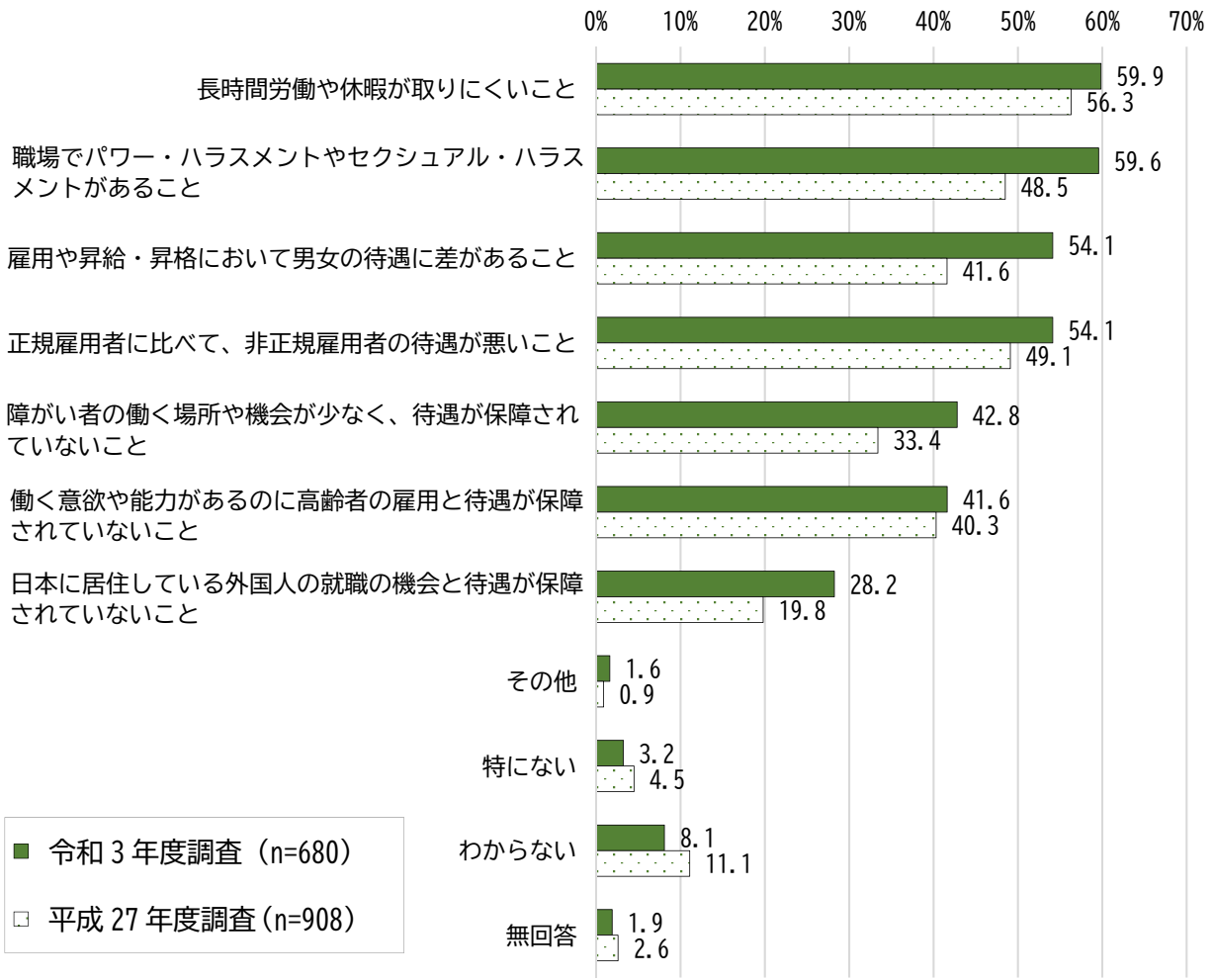

働く人に関する人権上の問題は、「長時間労働や休暇が取りにくいこと」が 59.9%で最も多く、次いで「職場でパワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメントがあること」が 59.6%、「雇用や昇給・昇格において男女の待遇に差があること」と、「正規雇用者に比べて、非正規雇用者の待遇が悪いこと」が 54.1%、「障がい者の働く場所や機会が少なく、待遇が保障されていないこと」が 42.8%となっている。

平成 27 年度調査と比較すると、「雇用や昇給・昇格において男女の待遇に差があること」が 12.5 ポイント高くなっている。

東日本大震災に起因する偏見や差別	◆東日本大震災に起因することで、人権上問題があると思うのはどれですか？

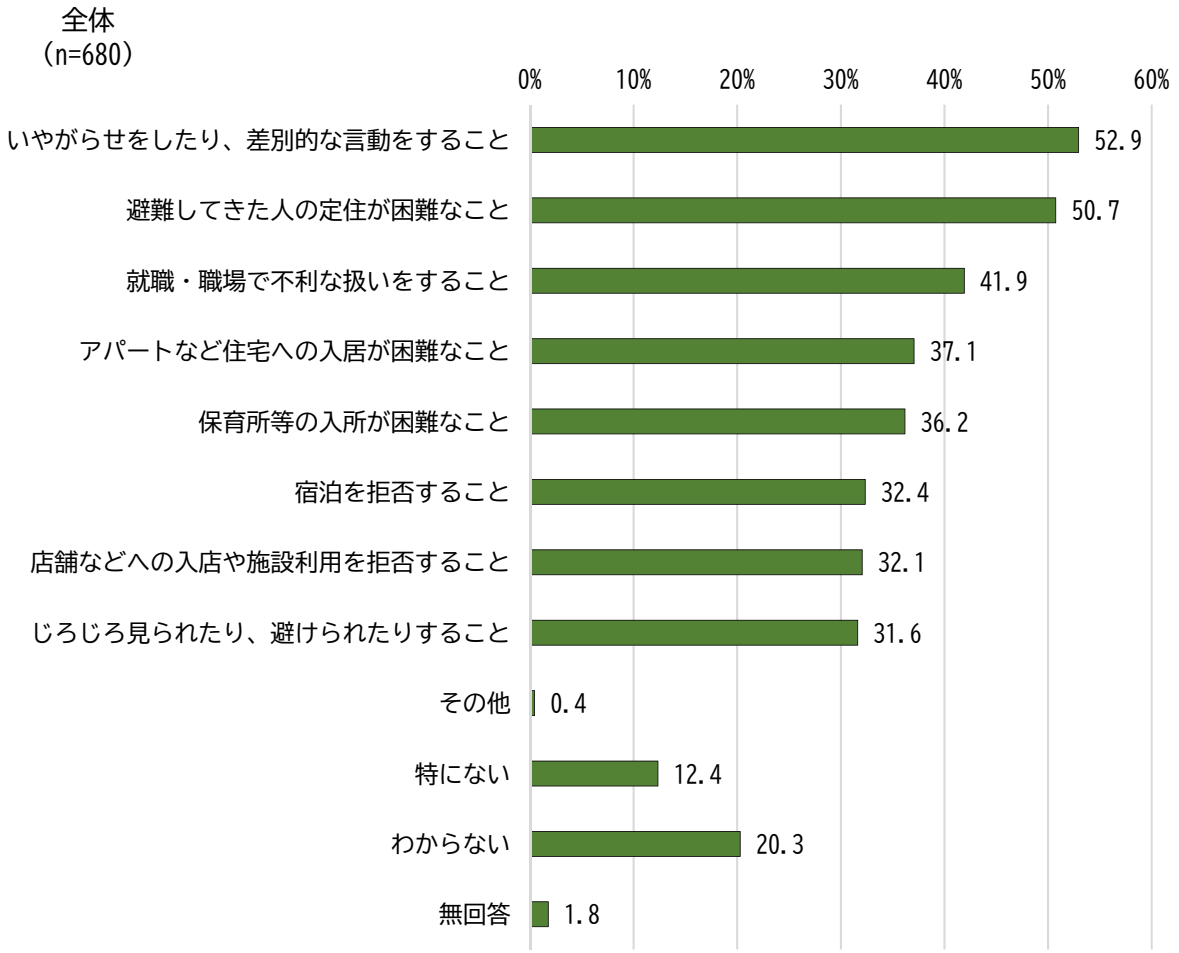

東日本大震災に起因する偏見や差別は、「いやがらせをしたり、差別的な言動をすること」が 52.9%で最も多く、次いで「避難してきた人の定住が困難なこと」が 50.7%、「就職・職場で不利な扱いをすること」が 41.9%、「アパートなど住宅への入居が困難なこと」が 37.1%、「保育所等の入所が困難なこと」が 36.2%となっている。

部落差別の認知等	◆現在、部落差別があると思いますか？

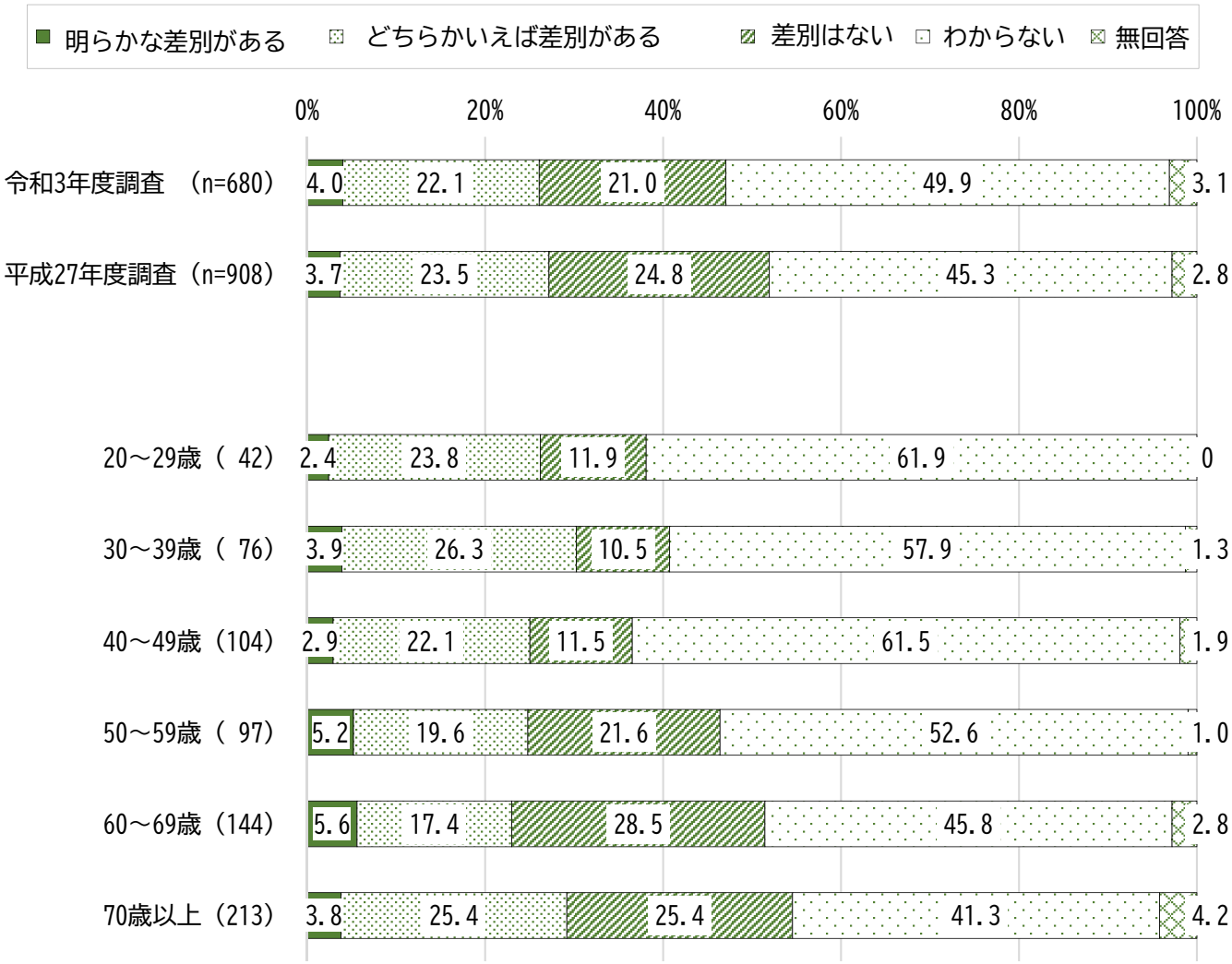

現在の部落差別の有無については、「わからない」が 49.9%で５割近くを占め、「明らかな差別がある」(4.0%) と「どちらかといえば差別がある」(22.1%) を合わせると 26.1%、「差別はない」は 21.0%となっている。

平成 27 年度調査と比較すると、「わからない」が 4.6 ポイント高くなっている。また、年代別にみると、各年代で「わからない」が４割以上となっており、20 代が最も高く 61.9%、70 代以上が最も低く 41.3%となっている。

（３）人権尊重社会の実現のための取組について

人権が尊重された社会を実現するための取組	◆“人権が尊重された社会”をつくるためには、今後、どのようなことを行う必要があると思いますか？

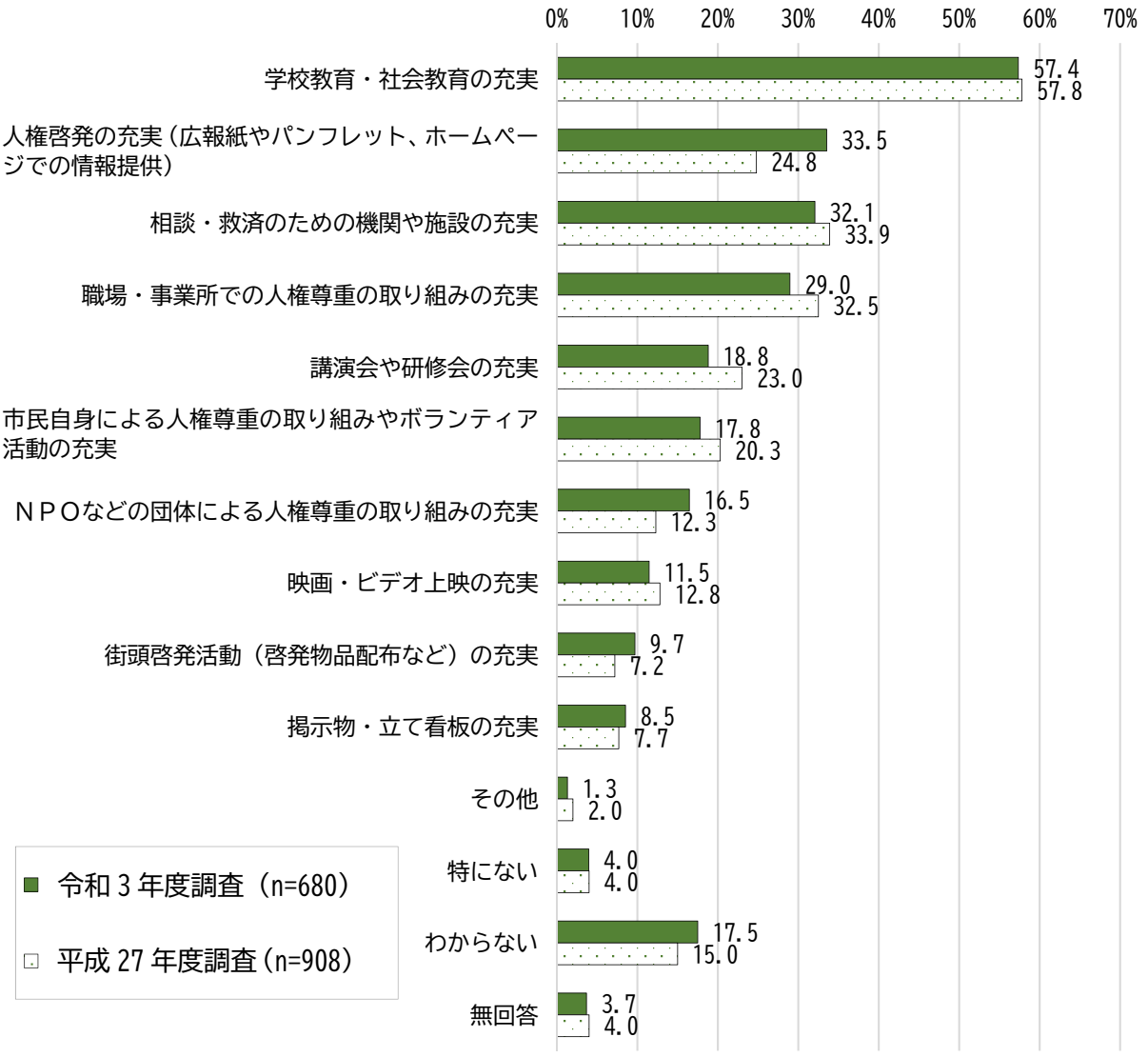

人権尊重社会実現のために必要だと思う取組は、「学校教育・社会教育の充実」が 57.4%で最も多く、次いで「人権啓発の充実（広報誌やパンフレット、ホームページでの情報提供）」が 33.5%、「相談・救済のための機関や施設の充実」が 32.1%となっており、いずれも３割を超えている。

２　第３次人権施策推進基本計画の進捗状況

「第 3 次小山市人権施策推進基本計画（2017～2021）」の進捗状況については、毎年度、人権に係る事業（93 事業）について、担当課が事業内容を明らかにするとともに、「事業実績」と「人権視点」について事業評価（自己評価）を行っております。その評価について、「小山市人権施策推進審議会」に意見や助言を求めながら検証（進行管理）を行い、その結果を施策の推進に反映させております。

【令和 2(2020)年度　小山市人権施策推進基本計画進行管理に係る事業評価の結果】

◆小山市人権施策推進審議会の意見

１．総括　【全体（93 事業)】

事業年度	事業実績達成度	前年比	人権視点達成度	前年比
令和 2（2020）	73.1%	△　8.2%	89.0%	△　3.7%
令和元（2019）	81.3%		92.7%	

令和 2(2020)年度の進行管理事業評価について、事業実績達成度は 73.1%、人権視点達成度は 89.0%という結果になりました。前年度と比較すると、事業実績達成度は△8.2%、人権視点達成度は△3.7%とともに下がっております。各事業において、新型コロナウイルス感染症*の影響により、中止になった事業がある一方、オンライン形式に変更して開催したものもあるため、事業実績と人権視点についての自己評価に大きな幅があると考えます。

小山市人権施策推進審議会として、評価する点、今後、人権施策を実施する際に注意していただきたい点として、以下の事項を指摘するものであります。

１．新型コロナウイルス*の影響で、感染症全般に関わる人権について考える機会となりました。オンラインでの研修会を開催するなど、企業や団体に向けても人権教育・人権啓発に取り組む必要があります。
２．地域住民に対する人権教育・人権啓発をさらに充実させるため、公民館での講座や育成会・自治会への働きかけなど、地域の人権意識の向上に努めることを望みます。
３．児童虐待を防止するためには、個別ケース検討会議など、行政・学校・保育所等及び医療機関等との積極的な連携や情報共有により、より実践的な事業の推進が必要です。
４．新型コロナウイルス感染症*の影響下における、人権に配慮した災害支援体制づくりの検討を望みます。
５．性的マイノリティ*に対する理解度を高めるため、教育・啓発に取り組む必要があります。

新型コロナウイルス*の影響により、新たに必要な施策や強化する点が見えてきたと思うので、事業に反映できるよう取り組む必要があります。

２．基本的取組に対する事業評価

(1) 人権教育・人権啓発　【12 事業：事業番号 1～12】

事業実績達成度　65.0%	人権視点達成度　93.3%	
○ 講評 ●新型コロナウイルス*の影響で感染症全般に関わる人権について考える機会となりました。感染症関連の人権問題について、企業や団体に向けて取り組む必要があります。また、人権教育及び人権啓発は公民館での講座や育成会・自治会への声掛けなど、地域への働きかけも必要です。		

(2) 相談・支援　【2 事業：事業番号 13～14】

事業実績達成度　70.0%	人権視点達成度　80.0%	
○ 講評 ●電話やメールでの相談受付体制の充実を望みます。		

３．個別課題に対する事業評価

(1) 女性　【10 事業：事業番号 15～24】

事業実績達成度　74.0%	人権視点達成度　94.0%	
○ 講評 ●男性の家庭参加セミナーはこれからの家庭のあり方を考えるきっかけになるため、より具体的な内容を期待します。また、女性の社会参加が進むよう、引き続き取り組んでいただくとともに、女性に対する暴力の根絶に向けた教育を進めていただきたい。		

(2) 子ども　【17 事業：事業番号 25～41】

事業実績達成度　74.1%	人権視点達成度　83.5%	
○ 講評 ●児童虐待を防止するためには、個別ケース検討会議など行政・学校・保育所等及び医療機関との積極的な連携や情報共有による実践的な事業の推進が必要です。また、新たに新型コロナウイルス*に関連するいじめが加わっております。あらゆるいじめはあってはならないので、力強い支援を望みます。子どもの貧困*に対する支援の充実を期待します。		

(3) 高齢者　【11 事業：事業番号 42～52】

事業実績達成度　72.7%	人権視点達成度　87.3%	
○ 講評 ●地域連携型の介護が求められているので、体制の充実を図るとともに、高齢者が地域の子育てに関わるなどの社会参加、雇用支援等、生きがいづくりの推進を望みます。		

(4) 障がい者　【10 事業：事業番号 53～62】

事業実績達成度　86.0%	人権視点達成度　92.0%	
○ 講評 ●福祉まつりを通して、障がい者への理解と就労支援をしていることは評価します。障がい者本人とその家族への心理面の支援が求められます。また、障がい者への虐待防止対策を望みます。		

(5) 同和問題　【5 事業：事業番号 63～67】

事業実績達成度　60.0%	人権視点達成度　88.0%	
○ 講評 ●引き続き、同和問題に関する教育・啓発を進めるとともに、市内企業等への実態調査の実施を望みます。		

(6) 外国人　【7 事業：事業番号 68～74】

事業実績達成度　77.1%	人権視点達成度　88.6%	
○ 講評 ●多言語広報により、外国人への新型コロナ感染症*対策防止についての情報提供や啓発を進める必要があります。「学びの教室」については、オンラインでの開催も検討していただきたい。		

(7) ＨＩＶ感染者*・ハンセン病患者*及び元患者　【4 事業：事業番号 75～78】

事業実績達成度　75.0%	人権視点達成度　90.0%	
○ 講評 ●感染症は、正しく理解することで感染を制御し、罹患者に対する偏見や差別をなくすことができるので、教育・啓発をしっかりと行っていく必要があります。		

(8) 犯罪被害者とその家族　【3 事業：事業番号 79～81】

事業実績達成度　100.0%	人権視点達成度　100.0%	
○ 講評 ●小山市犯罪被害者等支援条例に基づく支援を引き続き望みます。		

(9) インターネットによる人権侵害　【4 事業：事業番号 82～85】

事業実績達成度　65.0%	人権視点達成度　85.0%	
○ 講評 ●インターネットやＳＮＳ*による人権侵害防止について、さらなる教育・啓発を望みます。差別的書き込みが無いかを確認していただきたい。		

(10) 災害に伴う人権問題　【1 事業：事業番号 86】

事業実績達成度　80.0%	人権視点達成度　80.0%	
○ 講評 ●保存の期限がある備蓄品のさらなる有効活用を行うとともに、新型コロナウイルス*の影響下における人権に配慮した災害支援体制づくりの検討を望みます。		

(11) その他の人権問題　【2 事業：事業番号 87～88】

事業実績達成度　80.0%	人権視点達成度　80.0%	
○ 講評 ●新型コロナウイルス*関連の偏見や差別をしないよう、引き続き、教育・啓発をする必要があります。また、性的マイノリティ*に対する理解を高めるため、教育・啓発に取り組むことを望みます。		

４．推進体制に対する事業評価　【5 事業：事業番号 89～93】

事業実績達成度　56.0%	人権視点達成度　92.0%	
○ 講評 ●企業や関係団体と連携して、人権施策に取り組む必要があります。また、研修会や会議についてはオンラインでの開催も検討するとともに、公民館での講座の開催や地域・団体に向けての人権推進に努めることを期待します。		

第３次計画における評価では、事業実績評価（事業計画どおり事業を実施できたか、効果は十分であったか）と人権視点評価（人権尊重の視点に立って事業ができたか）について、数値化した自己評価を課題ごとに集計した割合を達成度としました。

達成度は 80%以上を目標としますが、評価の目的は事業の問題点を明らかにし、内容を充実させていくことにあるため、低い場合はその理由を考察するなど、数値のみの形式的な評価にならないよう留意しました。

また、事業の内容について客観的な視点を加えるため、審議会に意見（講評）を求め、今後取り組むべき課題を明らかにしました。

第４次計画では、施策の総合的な推進に向けて、さらに客観的な視点を加えるため、分野別人権課題についての成果指標を設け、５年後の目標値を設定することとします。

第３章

計画の基本的な考え方

第３章　計画の基本的な考え方

１　基本理念

すべての人の人権が尊重される社会の実現を目指して

人権とは、人間の尊厳に由来し、人々が生存と自由を確保するとともに、個々の幸福を追求し、その人らしく生きる権利であり、すべての人間に平等に保障されなければならないものです。

また、個々の人権の行使にあたっては、自分の権利のみならず他人の権利についても深く理解し、お互いの人権を尊重し合うことが重要です。

これらのことから、一人一人がそれぞれかけがえのない人間として尊重され、偏見や差別がなく、一人一人の違いを社会の豊かさとして認め合い、共に生きることができる、すべての人の人権が尊重される社会の実現を目指します。

２　計画の目標

一人一人がかけがえのない存在として尊重され、
偏見や不当な差別のない社会

誰もがそれぞれの幸福を最大限に追求し、
自己実現を図ることができる社会

一人一人の違いを認め合い、
豊かさとして共生できる社会

本計画は、「小山市人権尊重の社会づくりに関する施策の基本方針」に基づき、上記に示す社会の実現を目指し、各種人権施策を総合的に推進することを目標とします。

３　体系図

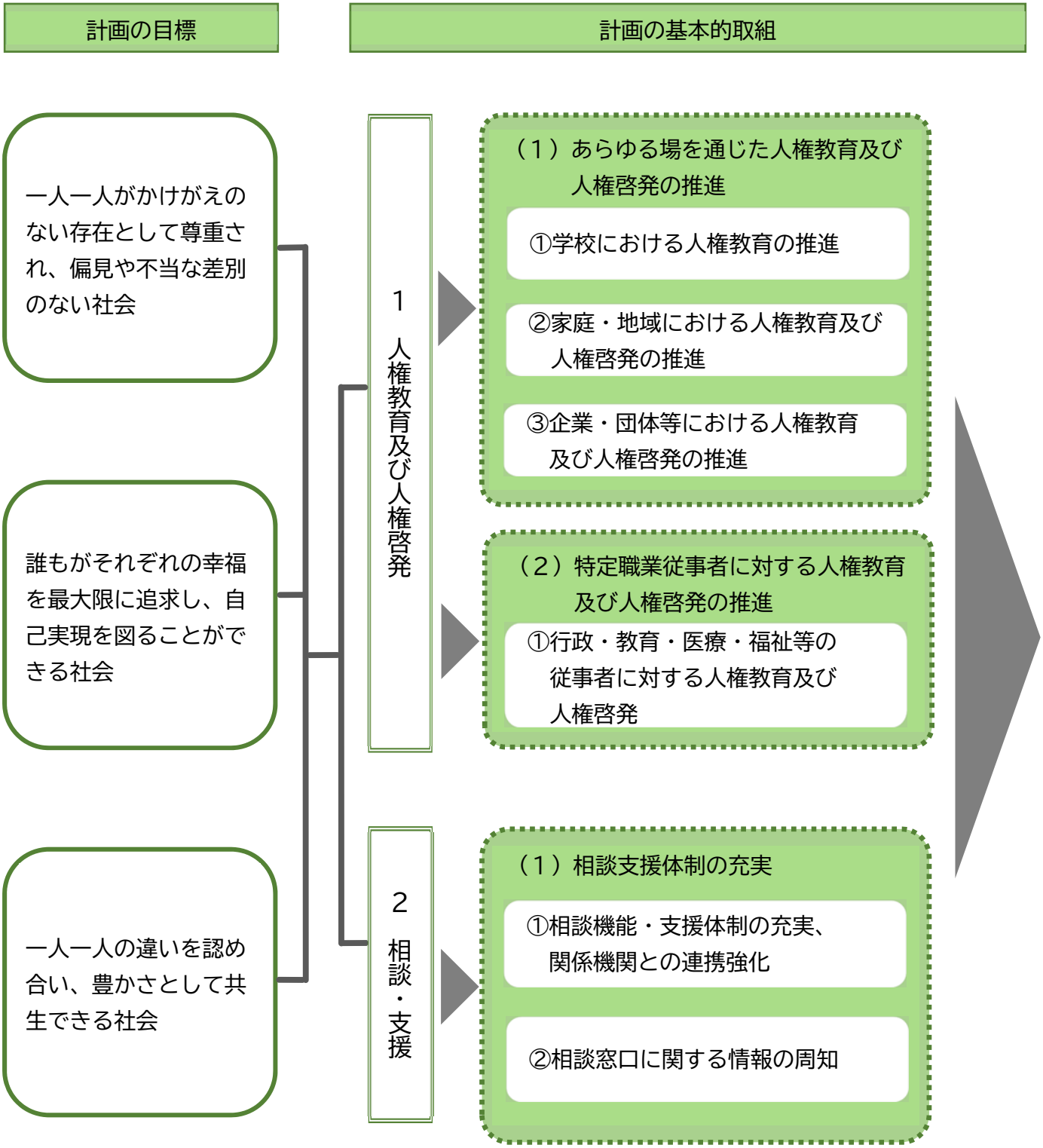
計画の目標
計画の基本的取組
一人一人がかけがえのない存在として尊重され、偏見や不当な差別のない社会
誰もがそれぞれの幸福を最大限に追求し、自己実現を図ることができる社会
一人一人の違いを認め合い、豊かさとして共生できる社会
1　人権教育及び人権啓発
2　相談・支援
（１）あらゆる場を通じた人権教育及び人権啓発の推進
①学校における人権教育の推進
②家庭・地域における人権教育及び人権啓発の推進
③企業・団体等における人権教育及び人権啓発の推進
（２）特定職業従事者に対する人権教育及び人権啓発の推進
①行政・教育・医療・福祉等の従事者に対する人権教育及び人権啓発
（１）相談支援体制の充実
①相談機能・支援体制の充実、関係機関との連携強化
②相談窓口に関する情報の周知

※1～17 のアイコンは、ＳＤＧｓの 17 の目標のうち、各分野に関連するものを表しています。→ P. 30 参照

分野別課題	ＳＤＧｓ	施策の方向
1 男女の人権		①男女共同参画社会の実現に向けた意識の向上 ②男女の人権の尊重
2 子どもの人権		①子どもの人権の尊重　②いじめ等の問題に関する取組の推進　③児童虐待防止の充実　④子育て環境づくりの推進　⑤子どもの貧困対策の推進
3 高齢者の人権		①高齢者の人権の尊重　②高齢者の尊厳の確保 ③自立支援と生きがいづくりの推進 ④高齢者に配慮した生活環境の確保
4 障がい者の人権		①共生社会の実現　②自己決定・自己選択の支援 ③社会参加の支援　④障がい者が安心して暮らせる環境の確保　⑤特別支援教育の充実
5 同和問題 （部落差別）		①すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育・人権啓発の推進
6 外国人の人権		①外国人の人権の尊重 ②市内在住外国人支援の充実
7 感染症患者等の人権		①ＨＩＶ感染症・ハンセン病・新型コロナウイルス感染症に関連する偏見や差別意識を解消するための教育・啓発の推進
8 犯罪被害者と その家族の人権		①犯罪被害者等の相談・支援体制の強化 ②犯罪被害者等支援の重要性に関する市民意識の向上
9 性的マイノリティの 人権 新規		①性的マイノリティへの理解のための教育・啓発の推進 ②相談支援の充実
10 働く人の人権 新規		①働きやすい職場環境づくりの推進 ②就労支援体制の充実
11 インターネットによる人権侵害		①インターネットの適切な利用に関する教育・啓発の推進 ②インターネット上の人権侵害等に対する支援
12 災害に伴う人権問題		①人権尊重の視点に立った被災者支援
13 その他の人権問題		様々な人権問題に関する人権教育・人権啓発の推進 ①アイヌの人々　②刑を終えて出所した人等　③ホームレス ④拉致問題等　⑤人身取引（トラフィッキング）

参考　ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）

平成 27 年(2015)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs*）」は経済・社会・環境の三側面の取組により、「地球上の誰一人として取り残さない」ことをスローガンに、令和 12 (2030)年を期限とした 17 のゴール(意欲目標)と 169 のターゲット(行動目標)、232 の指標で構成された、先進国も途上国も目指すべき国際社会共通の目標です。

ＳＤＧｓの１７の目標

目標 1（貧困）	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。
目標 2（飢餓）	飢餓を終わらせ、食糧安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。
目標 3（保健）	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
目標 4（教育）	すべての人々への包括的かつ公平な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。
目標 5（ジェンダー）	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女子のエンパワーメント*を行う。
目標 6（水・衛生）	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。
目標 7（エネルギー）	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な現代的エネルギーへのアクセスを確保する。
目標 8（経済成長と雇用）	包括的かつ持続可能な経済成長、およびすべての人々の完全かつ生産的な雇用とディーセント・ワーク(適切な雇用)を促進する。
目標 9（インフラ、産業化、イノベーション）	レジリエントなインフラ構築、包括的かつ持続可能な産業化の促進、およびイノベーションの拡大を図る。
目標 10（不平等）	各国内および各国間の不平等を是正する。
目標 11（持続可能な都市）	包括的で安全かつレジリエントで持続可能な都市および人間居住を実現する。
目標 12（持続可能な生産と消費）	持続可能な生産消費形態を確保する。
目標 13（気候変動）	気候変動およびその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
目標 14（海洋資源）	持続可能な開発のために海洋資源を保全し、持続的に利用する。
目標 15（陸上資源）	陸域生態系の保護・回復・持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・防止および生物多様性の損失の阻止を促進する。
目標 16（平和）	持続可能な開発のための平和で包括的な社会の促進、すべての人々への司法へのアクセス提供、およびあらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包括的な制度の構築を図る。
目標 17（実施手段）	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

第４章

人権施策の推進に関する基本的取組

第４章　人権施策の推進に関する基本的取組

１　人権教育及び人権啓発

（１）あらゆる場を通じた人権教育及び人権啓発の推進

①学校における人権教育の推進

ア．発達段階に応じた人権教育の推進

学校においては、児童生徒の発達段階に即し、教育活動全体を通じて人権尊重の理念について理解を促し、自尊感情に根ざした豊かな人間性を育むとともに、各教科等の特質に応じて様々な人権問題についての正しい理解とその解決に向けた学習を推進します。

【取り組む施策】

No.	事業名	事業内容	推進担当課
1	○教育活動全体を通じて、発達段階に応じた人権尊重の理解の促進及び自尊感情に根ざした豊かな人間性の育成 ○様々な人権問題の正しい理解とその解決に向けた学習の推進	●児童生徒の発達段階に応じた人権教育の推進 ●人権問題の正しい理解と解決に向けた学習の計画的な実施 ●道徳教育の充実 （心を育てる学校教育の日）	学校教育課

イ．学習内容及び指導方法の改善・充実

すべての授業において指導内容や指導方法を人権教育の視点からとらえ、その改善・充実を図るとともに、共感的理解を図る指導や明るい展望のもてる指導の工夫及び資料の計画的な整備・活用に取り組みます。

また、人権教育に関する学習教材や指導資料等についての調査研究を進め、学習内容及び方法の改善・充実を図ります。

さらに、人権が尊重された雰囲気・環境の中で学習できるよう、人権に配慮した言語環境づくり等、一人一人を大切にした学級経営に努めます。

【取り組む施策】

No.	事業名	事業内容	推進担当課
2	○人権教育の視点からとらえた指導内容や指導方法の改善・充実 ○共感的理解を図る指導や明るい展望の持てる指導の工夫及び資料の整備・活用 ○一人一人を大切にした学級運営	●人権教育指導計画（校内の年間計画）の整備・改善 ●教育研究所による指導方法の研究・開発	学校教育課

ウ．教職員の資質・能力の向上

児童生徒一人一人の人権が尊重されるように、人権教育の担い手であるすべての教職員が、人権尊重の理念についての理解と認識を深め、人権意識を高めるとともに、実践的な指導力をさらに高めることができるよう、研修の充実を図ります。

また、中学校区ごとに行う人権教育研修会等を通して、小・中学校間の情報交換を行い、課題を明確にし、その解決を図るため一貫した人権教育を推進します。

【取り組む施策】

No.	事業名	事業内容	推進担当課
3	○すべての教職員が人権尊重の理念についての理解と認識を深め、実践的な指導力を高めるための研修の充実 ○課題を明確にし、その解決を図るための一貫した人権教育の推進	●小山市人権教育主任研修会 ●人権教育に係る校内研修の充実 ●中学校ブロック人権教育研修会の実施 ●教職員向け人権教育研修資料「なかよし」の作成	学校教育課

②家庭・地域における人権教育及び人権啓発の推進

ア．生涯にわたる学習機会の提供

人権に関する学習を取り入れた学級・講座の開設や、ボランティア*活動等の体験活動の機会の充実等、幅広い年齢層が生涯にわたって人権について学ぶことができる多様な学習の機会を提供します。

また、地域の実情や参加者のニーズを把握しながら、参加者の学習意欲を喚起する学習方法の研究・開発に取り組みます。さらに、指導者研修の充実に努め、指導者の養成と資質の向上を図ります。

【取り組む施策】

No.	事業名	事業内容	推進担当課
4	○人権学習を取り入れた学級・講座の開設及びボランティア*等の体験活動機会の充実 ○参加者の学習意欲を喚起する学習方法の研究・開発 ○指導者研修の充実・指導者の養成と資質の向上	●集会所講座 ●さわやか人権学習会（出前講座） ●人権教育指導者一般研修	生涯学習課

イ．家庭や地域の教育力の向上

家庭や地域は、他人を思いやる心、生命を尊重する心や人間の尊厳等を体感できる人権学習の場です。特に、子どもの人格形成の過程において、基本的な生活習慣やルール、マナーを身に付ける等、極めて大きな役割を担っています。

家庭や地域においては、大人が日常生活の中で偏見や差別の不当性を見極め、公平・公正に行動すること等を自らの姿勢や行動をもって子どもに示していくことが求められることから、家庭や地域の人々が人権尊重の理念について理解を深めるとともに、主体的に学習することができる機会を提供します。

【取り組む施策】

No.	事業名	事業内容	推進担当課
5	○家庭や地域が人権尊重の理念についての理解を深め、主体的に学習できる機会の提供	●まちづくり出前講座 ●人権啓発パンフレットによる啓発	人権・男女共同参画課
		●さわやか人権学習会（出前講座） ●人権学習会・研修会（学校等）	生涯学習課

ウ．市民への人権啓発の推進

市民一人一人が主体的に参加し、人権尊重の理念に対する理解を深めることができるような市民参加型のイベントを実施します。さらに、身近な話題や人権上大きな社会問題となった事例等を取り上げた研修の開催にあたっては、内容・手法に工夫を凝らし、市民の興味・関心を喚起する啓発活動を実施します。

また、人権啓発資料の作成・配布やマスメディア、インターネット等を活用した効果的な広報活動を推進します。

【取り組む施策】

No.	事業名	事業内容	推進担当課
6	○市民が主体的に参加し、人権尊重の理解を深められるイベントの実施 ○内容・手法に工夫を凝らし、市民の意識・関心を喚起する啓発活動の実施 ○人権啓発資料の作成・配布及び広報活動の推進	●人権擁護委員と連携した啓発活動 ●人権啓発パンフレットの作成	人権・男女共同参画課
		●人権講演会の開催 ●啓発リーフレット「おやま」の作成（全戸配布） ●ホームページ「生涯学習課人権教育」の更新	生涯学習課

③企業・団体等における人権教育及び人権啓発の推進

経済活動のグローバル化の進行、地球環境問題に対する関心の広がり、人権意識の高まり等に伴い、企業や団体は社会を構成する一員として社会的に責任を果たしていくことが重要視されています。

そのため、セクシュアル・ハラスメント*、パワー・ハラスメント*、マタニティ・ハラスメント*、性別による不当な差別がない働きやすい職場環境づくりや、就職の機会均等を図る公正な採用選考システム*の確立に向け、人権啓発研修への講師派遣や講演会等を通じて、企業や団体等の自主的な教育・啓発活動を支援します。

【取り組む施策】

No.	事業名	事業内容	推進担当課
7	○企業や団体等における人権啓発研修への講師派遣等、自主的な教育・啓発活動に対する支援	●企業のイベントにおける人権擁護委員との協働による啓発の実施 ●企業に向けた啓発資料配布	人権・男女共同参画課
		●企業・団体の人権研修への講師派遣 ●市職員研修への講師派遣	生涯学習課

（２）特定職業従事者に対する人権教育及び人権啓発の推進

①行政・教育・医療・福祉等の従事者に対する人権教育及び人権啓発

行政職員、教員・社会教育関係職員、消防職員、医療・福祉関係者等の人権に関わりの深い特定の職業に従事する者（特定職業従事者）は、人権尊重の理念を十分に理解した上で、それぞれの業務を遂行する必要があります。

人権教育及び人権啓発の推進にあたっては、これら特定職業従事者に対して、人権に対する正しい理解を深め、人権に配慮した主体的な行動ができるよう、研修や講演会を実施します。また、それぞれの関係機関が行う研修等の取組に対して支援を行います。

【取り組む施策】

No.	事業名	事業内容	推進担当課
8	○人権に関わりの深い特定の職業に従事する者への人権研修や講演会の実施 ○関係機関が行う研修等への支援	●特定職業従事者人権研修会の実施 ●下都賀地区人権フォーラムへの参加 ●人権運動団体主催の研修会への参加	人権・男女共同参画課
		●人権教育指導者一般研修 ●市職員研修への講師派遣（職員研修所と連携） ●中学校区ブロック人権教育研修会等講師派遣 ●教職員対象人権研修への講師派遣	生涯学習課

２　相談・支援

（１）相談支援体制の充実

①相談機能・支援体制の充実、関係機関との連携強化

人権相談及び被害者の支援については、個別の人権課題ごとに国や県、市町、各団体等に相談窓口が設けられ、必要に応じて支援策が講じられていますが、相談内容の多様化・複雑化に伴い、個々の相談窓口だけでは対応が困難な事例も生じています。

引き続き、それぞれの相談窓口が機能の充実を図るとともに、関係機関のネットワークの構築をより一層進める等、相互の連携強化に努めます。また、人権に関する様々な相談に迅速かつ適切に対応できるよう、相談員等に対する研修の充実を図ります。

【取り組む施策】

No.	事業名	事業内容	推進担当課
9	○各種相談窓口機能の充実 ○関係機関のネットワークの構築による連携強化	●人権擁護委員による人権相談 ●栃木人権擁護委員協議会第二部会での研修の実施 ●電話・メールによる相談の実施	人権・男女共同参画課

②相談窓口に関する情報の周知

市民意識調査においても、自分の人権が侵害された場合の対応として、身近な人に相談する方の割合が多くなっています。当事者及び相談を受けた方が専門的な相談ができるよう、市ホームページや各種広報媒体を活用して、各種相談窓口の情報を市民に周知していきます。

【取り組む施策】

No.	事業名	事業内容	推進担当課
10	○各種広報媒体を活用した各相談窓口情報の周知	●人権啓発パンフレットの活用 ●広報小山・ホームページでの情報発信 ●隣保事業での相談窓口情報啓発紙の発行	人権・男女共同参画課

第５章

分野別課題と施策の推進

第５章　分野別課題と施策の推進

人権施策の推進にあたっては、女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題（部落差別）、外国人、感染者患者等、犯罪被害者とその家族、性的マイノリティ*、働く人、インターネットによる人権侵害、災害に伴う人権問題等を人権に関する重要課題として位置付け、本計画や分野別の個別計画等を踏まえて、積極的かつ効果的な施策の推進を図ります。

１　男女の人権

（１）現状と課題

国では、男女が互いに人権を尊重し、責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会*の実現を、21 世紀の我が国の社会を決定する最重要課題と位置付けています。

本市では、平成 13（2001）年に、「男女共同参画都市宣言」を行い、平成 16（2004）年には、「小山市男女共同参画推進条例」を制定するとともに、平成 18（2006）年から 5 年ごとに、「小山市男女共同参画基本計画」を策定し、社会情勢の変化に対応した施策を積極的に推進してきました。また、令和 3（2021）年には、これまでの成果と課題を踏まえ、「第４次小山市男女共同参画基本計画」を策定し、市民・事業者等との連携・協働により様々な取組を進めているところです。

しかしながら、性別による役割を固定的にとらえる意識や慣行がいまだ根強く残り、働く場における男女間格差の是正や女性の参画拡大、女性の能力発揮を促進するための取組が十分でない等、多くの課題が残されています。

「市民意識調査」によると、女性に関して人権上問題のあることとして、「職場における差別待遇」や「職場における様々なハラスメント*」、「男女の役割分担意識を押しつけること」、「家庭内や恋愛関係における男性から女性への暴力」が４割を超える結果となっています。また、問題の認識には男女間での差がみられるものもあります。

このため、男女共同参画社会*の推進の基盤となる人権意識を高め、ＳＤＧｓ*のゴールの１つであるジェンダー平等への取組を促進するとともに、男女間のあらゆる暴力の根絶、性の多様性*への対応、ワーク・ライフ・バランス*のさらなる推進を図ることが重要です。

また、あらゆる分野における女性の参画拡大を図るため、女性の人材育成・エンパワーメント支援を行うなど、女性活躍推進の取組が必要です。令和 2（2020）年に閣議決定した、国の「第５次男女共同参画基本計画」において、焦点の一つとなっていた「選択的夫婦別氏制度*」をめぐっては、「さらなる検討を進める」という表現になりました。

制度導入については、婚姻制度や家族の在り方と関係する重要な問題であり、国民の理解のもとに進められるべきものですが、女性活躍を推進する観点からも、旧姓使用を認める等、働きやすい職場環境づくりが求められています。

さらに、人生 100 年時代を見据えた生涯にわたる健康や生きがいづくりの支援、頻発する大規模災害や世界規模の感染症拡大に起因する女性に対する深刻な影響及び新たな生活様式への対応等、取り巻く環境の変化に合わせた対策が必要になっています。

【主な関係法令・計画等】

・男女共同参画社会基本法
・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律
・男女雇用機会均等法
・女性活躍推進法
・小山市男女共同参画推進条例
・小山市男女共同参画基本計画
・小山市児童虐待・ＤＶ対策基本計画

【成果指標】

項　目	現状値 令和 3（2021）年度	目標値 令和 8（2026）年度
審議会等委員に占める女性の割合	37.8%	40%以上 60%以下
社会全体における男女平等意識について「平等」と感じている市民の割合	15.6% （令和元年度）	25.0%以上

（２）施策の方向

①男女共同参画社会*の実現に向けた意識の向上

ジェンダーに基づく意識・慣行の見直しに向け、性別による固定的な役割分担意識の解消や男女共同参画への理解を深めるため、研修会・講演会の開催及び広報誌、マスメディア、インターネット等多様な広報媒体の活用等、様々な機会を通じて、広報・啓発活動を推進します。

児童や生徒が、男女の固定的なイメージや役割意識を持つことがないよう男女共同参画の視点に立った学校教育の充実を図ります。また、男女共同参画の重要性について教職員の理解を一層促進するため、研修等を充実するほか、学校運営にも男女共同参画の視点を導入します。

また、女性の社会参加を促進させるため、女性の人材育成・エンパワーメント支援を行うなど、女性活躍に向けた支援を充実させ、あらゆる分野における女性の参画の拡大を図ります。

【取り組む施策】

No.	事業名	事業内容	推進担当課
11	○男女共同参画への理解を深めるための研修会・講演会の開催 ○多様な広報媒体を活用した広報・啓発活動の推進	●男女共同参画に関する啓発誌（Harmony）の発行 ●男女共同参画フェアの開催 ●男女共同参画に関するセミナー・講座の開催 ●各種媒体を活用した広報・啓発	人権・男女共同参画課
12	○女性の社会参加の促進	●審議会等における女性委員の割合の向上 ●市職員の管理監督職に占める女性の割合の向上 ●女性のエンパワーメント*支援事業 ●男性の家庭参画推進事業 ●おやまイクボス協議会*登録事業所の拡大	人権・男女共同参画課
13	○男女共同参画の視点に立った学校教育の充実 ○男女共同参画の理解促進のための教職員研修等の充実	●男女共同参画の視点に立った学校教育 ●男女共同参画に関する教職員の研修	学校教育課

②男女の人権の尊重

ア．女性に対する暴力の根絶に向けた教育及び啓発

ＤＶ*・デートＤＶ*やセクシュアル・ハラスメント*、マタニティ・ハラスメント*等の各種ハラスメント*、ストーカー行為*、性犯罪等、女性に対するあらゆる暴力を根絶するための教育及び啓発活動を推進します。

また、各種広報媒体を活用し、配偶者暴力相談支援センター*等の相談窓口や支援制度についての周知を進めるとともに、関係機関の職員との協働のもと、連携会議等を通して、二次的被害の防止を図ります。

【取り組む施策】

No.	事業名	事業内容	推進担当課
14	○女性に対する暴力を根絶するための教育及び啓発活動の推進 ○各種広報媒体を活用した相談窓口や支援制度の周知	●DV*防止啓発活動（小山市パープルリボン運動*） ●児童生徒を対象としたデートDV*・性暴力等に関する予防啓発 ●相談窓口や支援制度の周知	人権・男女共同参画課

イ．相談支援体制の充実

関係機関と連携を図りながら、ＤＶ*被害者の身近な相談支援体制を充実します。

また、セクシュアル・ハラスメント*やマタニティ・ハラスメント*等の各種ハラスメント*、性犯罪、売買春、ストーカー行為*等については、関係機関との連携を図りながら防止対策を推進するとともに、被害者に対する相談体制を充実します。

【取り組む施策】

No.	事業名	事業内容	推進担当課
15	○DV*被害者に対する相談支援体制の充実 ○各種ハラスメント*、性犯罪等に対する防止対策の推進及び相談体制の充実	●女性対象の専門相談の実施 ●各種相談機関の紹介・周知	人権・男女共同参画課
		●配偶者暴力相談支援センター*相談支援体制の充実	子育て家庭支援課

ウ．性の尊重

男女が互いの人権を尊重し合うため、それぞれが互いの性に関して正しい知識を持つことができるよう、発達の段階に応じた教育・啓発を行います。

また、女性の生涯を通じた健康保持や「性と生殖に関する健康と権利*」について、市民意識の向上に努めます。

さらに、性産業の氾濫や妊娠及び性感染症の低年齢化が進む中、互いの性や性差を正しく認識し、自尊感情を高め、自己決定能力を養うための事業を実施します。

【取り組む施策】

No.	事業名	事業内容	推進担当課
16	○性に関して正しい知識を持つための発達段階に応じた教育・啓発	●体育・保健体育の授業における教育 ●中学校・義務教育学校後期課程における思春期講座の実施	学校教育課
17	○性に関して正しい知識を持つための発達段階に応じた教育・啓発 ○性や性差の正しい認識を深め、自尊感情を高め、自己決定能力を養うための事業の実施	●思春期保健講座の実施 ●中学生ピアカウンセリング*の実施	健康増進課

２　子どもの人権

（１）現状と課題

子どもを取り巻く環境は、急速な少子化や核家族化、共働き世帯の増加やインターネット環境の普及等により、大きく変化しています。特に近年では「子どもの貧困*」が深刻な社会問題として議論されるようになっており、７人に１人の子どもが相対的貧困*の状況にあると言われています。

さらに、家庭においては、保護者が子育ての負担や不安等から子どもに対する虐待を引き起こすという問題が発生しており、学校では、いじめや不登校等の生命に関わる重大な問題も起きています。また、地域社会においては、地域のつながりの希薄化等により、社会性の欠如が問題になっています。

「市民意識調査」においても、子どもに関して人権上問題のあることとして、「仲間はずれや無視、暴力やいやがらせ等のいじめ」、「保護者が子どもに暴力を加えたり、子どもの面倒を見ない等、子どもを虐待すること」、「いじめを見て見ぬふりをすること」、「インターネットでの誹謗中傷」等が６割を超える結果となっています。

本市では、子ども・子育て支援に関する総合的な計画として、「第２次小山市子ども・子育て支援事業計画」を令和２（2020）年に策定し、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障し、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指して様々な取組を行っています。また、同年に「第３期小山市児童虐待・ＤＶ*対策基本計画」を策定し、児童虐待及び配偶者等からの暴力の撲滅を目指し、未然防止と早期発見、安心して相談できる体制強化、被害者の保護、自立までの切れ目ない支援をさらに推進しているところです。

大人以上に人権を侵害されやすく、弱い立場にある子どもは守られなければならない存在です。家庭・学校・地域社会が互いに連携を図り、それぞれの機能を十分発揮しながら、子どもの人権尊重と人権の擁護に向けた取組を推進し、適切に対応していくことが求められています。

【主な関係法令・計画等】

・児童福祉法
・児童虐待防止法
・いじめ防止対策推進法
・子ども・子育て支援法
・小山市子ども・子育て支援事業計画
・小山市児童虐待・ＤＶ対策基本計画
・小山市子どもの貧困撲滅５か年計画

【成果指標】

項　目	現状値 令和 3（2021）年度	目標値 令和 8（2026）年度
オレンジリボンキャンペーン*の啓発ポスターの設置依頼事業所数	14 社	2,000 社
「第２次小山市子どもの貧困*撲滅５か年計画」の目標値を達成した指標数（全 44 指標）	10 指標	35 指標

（２）施策の方向

①子どもの人権の尊重

ア．市民意識の向上

「子どもの権利条約」の理念が実現されるよう、子どもの権利の擁護や児童虐待の防止に関する啓発資料の作成・配布等、子どもの人権尊重に関する市民意識を向上するための啓発活動を推進します。

また、ヤングケアラー*に対して、スクール・ソーシャル・ワーカー*や関係各機関と連携し、相談支援体制の整備を図ります。

【取り組む施策】

No.	事業名	事業内容	推進担当課
18	○子どもの人権尊重に関する市民意識向上のための啓発活動の推進	●オレンジリボンキャンペーン*の実施 ●虐待防止月間に行う啓発活動の実施 ●ヤングケアラー*についての啓発活動の実施	子育て家庭支援課
		●人権推進保育施設においての所内研修 ●人権擁護に関する研修会	こども課

イ．「心の教育」の推進

勤労体験やボランティア*活動等の社会奉仕体験活動、自然体験活動、高齢者・障がい者との交流活動、文化・スポーツ活動等を通じ、他人を思いやる心、自分や他人の生命を重んじる心、信頼しあえる心を育むとともに、道徳教育の要である道徳科の授業の充実を図り「心の教育」を推進します。

【取り組む施策】

No.	事業名	事業内容	推進担当課
19	○社会奉仕体験活動、自然体験活動、高齢者･障がい者との交流活動、文化・スポーツ活動等を通じた「心の教育」の推進	●異年齢児交流事業 ●世代間交流事業 ●認定こども園・保育所交流会	こども課
		●小学校と中学校の連携を見据えた取組 ●信頼ある学級づくり ●特別活動、総合的な学習の時間等での異年齢児・世代間交流活動の実施	学校教育課

②いじめ等の問題に関する取組の推進

いじめは子どもの人権に関わる重大な問題であるとの認識に立ち、家庭への啓発活動を推進するとともに、研修等を通じて教職員の資質や能力の向上を図り、その未然防止や早期発見・早期対応に向けた指導を推進します。

共感的な人間関係を育む中で、子ども一人一人が存在感を持つことができるよう、「心を育てる」視点での指導・支援を強化することにより、いじめ等をなくすことを目指します。

小学校・義務教育学校前期課程に「生活相談員*」、中学校・義務教育学校後期課程には「心の教室相談員*」や「スクールカウンセラー*」を配置することにより、学校教育相談の一層の充実を図ります。日頃のふれあいを通して児童生徒の理解に努め、一人一人に積極的に関わる支援・指導に努めます。

また、下都賀教育事務所の「いじめ・不登校等対策チーム*」と連携し、教職員や保護者の悩みに対応し、安心して通える学校づくりに努めます。

【取り組む施策】

No.	事業名	事業内容	推進担当課
20	○子ども一人一人が存在感を持つことができるような指導・支援の強化	●人間関係を育む保育の実施 ●保護者への啓発	こども課
		●いじめゼロ子どもサミットを受けた取組 ●学級活動におけるよりよい人間関係づくり ●学校行事における一人一役 ●いじめに関するアンケート調査	学校教育課
		●保護者向け人権啓発紙「ほほえみ」の作成・配布 ●小山市いじめ等防止市民会議の開催 ●いじめゼロ子どもサミットに向けた取組	生涯学習課
21	○小・中・義務教育学校への相談員の配置による学校教育相談の充実 ○下都賀教育事務所「いじめ・不登校等対策チーム*」との連携	●相談員研修会の実施 ●関係機関との連携	学校教育課

③児童虐待防止対策の充実

ア．児童虐待防止のための体制整備

学校等の教育施設や児童福祉施設等における体罰は人権侵害そのものであり、体罰や威圧的な言動に頼る指導はあってはならないことです。体罰の根絶に向け、職員に対する研修や啓発等を継続して行うとともに、子どもとのふれあいを大切にし、心の通い合う指導に努め、人間形成に重点をおいた教育を推進します。

平成 17（2005）年度から児童相談業務の窓口が一義的に市に移管されたことに伴い、迅速・的確に児童虐待へ対応するため、相談体制の充実を図ります。

また、平成 17（2005）年度に設置した、小山市要保護児童等対策地域協議会*の円滑な運営と連携強化を図ります。

【取り組む施策】

No.	事業名	事業内容	推進担当課
22	○体罰の根絶に向けた職員に対する研修や啓発の推進	●人権教育に係る校内研修の充実 ●中学校ブロック人権研修会の実施 ●教職員向け人権教育研修用資料「なかよし」の発行 ●コンプライアンス・チェックシート*及びコンプライアンス・アクションシート*を用いての研修	学校教育課
23	○迅速・的確に児童虐待に対応するための相談体制の充実 ○小山市要保護児童等対策地域協議会*の円滑な運営と連携強化	●子ども家庭総合支援拠点における支援の充実 ●要保護児童等対策地域協議会*を活用した関係機関とのネットワークの強化 ●職員、民生委員・児童委員等を対象とした研修の実施	子育て家庭支援課
		●要保護児童等対策地域協議会*との連携 ●保育所入所による保護	こども課

イ．虐待を受けた子どもの自立支援

虐待等により心身に深刻な影響を受けた子どもは、心理療法やカウンセリングによる心のケア等が必要であるため、児童相談所等の関係機関・団体との連携を図ります。

また、虐待をする保護者に対しても、児童相談所等と連携を図りながら、カウンセリングを行う等、家族の再統合を促進します。

【取り組む施策】

No.	事業名	事業内容	推進担当課
24	○児童相談所等の関係機関・団体との連携による支援体制の強化 ○家庭的な環境で過ごせる居場所づくり	●要保護児童等対策地域協議代表者会議、実務者会議の開催 ●要支援児童生活応援事業	子育て家庭支援課

④子育て環境づくりの推進

子育てについての不安や悩みを軽減するため、親子共育という視点にも立ち、地域における子育て支援体制を充実するとともに、子育て家庭を社会全体で温かく見守り支える意識を向上させて、子どもたちが健やかに成長できる環境の整備を図ります。

【取り組む施策】

No.	事業名	事業内容	推進担当課
25	○地域における子育て支援体制の充実 ○子どもたちが健やかに成長できる環境の整備	●子育て支援総合センターの充実 ●ほほえみ相談事業の実施 ●常設の子育てひろば、出張ひろばの実施 ●ファミリー・サポート・センター*事業の実施	子育て家庭支援課
		●一時預かり事業 ●地域子育て支援センター	こども課

⑤子どもの貧困*対策の推進

子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることなく、貧困が世代を超えて連鎖することがない社会を実現するため、令和２（2020）年３月に策定した「第２次子どもの貧困*撲滅５か年計画」に基づき、関係機関等と幅広く連携しながら、１）早期発見のための取り組みの強化、２）生活支援の充実、３）教育支援の充実、４）就労支援の充実、５）経済的支援の充実、６）相談・支援・連携体制の整備の強化を図ります。

【取り組む施策】

No.	事業名	事業内容	推進担当課
26	○子どもの貧困*への支援体制の整備・充実	●「第２次小山市子どもの貧困*撲滅５か年計画」に基づく事業の実施 ●子どもの貧困*・虐待防止対策本部会議及びプロジェクト合同会議の開催	子育て家庭支援課
		●学校との連携による子どもへの支援 ●スクール・ソーシャル・ワーカー*による学校訪問・家庭訪問・家庭相談	学校教育課

３　高齢者の人権

（１）現状と課題

本市の令和２（2020）年 10 月の高齢化率*は 25.1%であり、およそ３人に１人が高齢者になる日が目前にせまっています。

急激な高齢化が進む中、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、認知症*の高齢者等、社会的な支援を必要とする高齢者が増加しています。また、高齢者を狙った振り込め詐欺等の犯罪も多発しており、身体的・心理的・経済的虐待や、介護放棄等の高齢者虐待も懸念される状況となっています。

「市民意識調査」においても、高齢者に関して人権上問題のあることとして、「高齢者を狙った詐欺等の被害」、「病院・介護施設・家庭での不当な扱いや虐待」、「高齢者を邪魔者扱いすること」等が５割を超える結果となっています。

本市では、団塊の世代の人たちがすべて 75 歳以上となる令和７（2025）年を見据えて、「小山市すこやか長寿プラン 2021（第９期小山市高齢者保健福祉計画・第８期小山市介護保険事業計画）」）を令和３（2021）年に策定し、地域住民や地域で活動する組織・団体等と連携・協働を図りながら、「地域包括ケアシステム*」の構築を進めています。

高齢者をはじめ、今後高齢期を迎える市民一人一人が、自らの意思に基づき、自立した質の高い生活を送ることができ、かつ医療や介護が必要な状態になっても、住み慣れた安全な環境の中で安心して暮らし続けられるまちづくりを推進していくことが求められます。

【主な関係法令・計画等】

・老人福祉法
・高齢社会対策基本法
・高齢者虐待防止法
・介護保険法
・成年後見制度の利用の促進に関する法律
・小山市すこやか長寿プラン

【成果指標】

項　目	現状値 令和 3（2021）年度	目標値 令和 8（2026）年度
生き生き好齢者育成支援推進事業 （サイト閲覧件数）	2,806 回 （令和 2 年度）	3,300 回
高齢者の見守り・支え合いに取り組んでいる自治会数（全 260 自治会数のうちの割合）	29.2% （令和 2 年度）	100%

（２）施策の方向

①高齢者の人権の尊重

高齢者のための国連五原則を遵守し、市民に高齢者福祉や後期高齢者医療制度についての知識と関心を高め、理解が得られるよう啓発活動を推進します。

また、高齢者は長年にわたり社会を支え、文化を築いてきた重要な存在であることから、高齢者を「弱者」とみる画一的な見方を払拭し、知識・経験・技能を培い豊かな能力を持つ人材として捉えていくよう、市民意識の向上に努めます。

さらに、「老い」に対する偏見をなくし、高齢期を生き生きと過ごすための生き方の実践や、社会との関わりをもち続けながら、充実した生活を送るエイジレス・ライフ*を推進します。

学校教育においては、ボランティア*活動や高齢者との世代間交流等を通じて、高齢者の福祉や人権について理解を深めるとともに、児童生徒に思いやりの心や高齢者に対する尊敬と感謝の気持ちを育てます。

【取り組む施策】

No.	事業名	事業内容	推進担当課
27	○高齢者の人権に関する啓発活動の推進 ○高齢者を豊かな能力を持つ人材として捉えるような市民意識の向上 ○充実した生活を送るエイジレス・ライフ*の推進	●充実した生活を送るための各種事業の周知 ●シルバー人材センターの周知 ●シルバー大学校への案内 ●思桜会（老人クラブ）活動の推進 ●生き生き好齢者育成支援推進事業	高齢生きがい課
28	○学校教育における高齢者との世代間交流等を通じた高齢者についての理解の促進	●道徳教育の充実 ●高齢者との交流活動	学校教育課
29	○後期高齢者医療制度の周知及び理解の促進	●パンフレットの作成・配布 ●行政テレビ及びおーラジでの制度のお知らせ放送 ●広報及びホームページでの周知 ●健康診査・歯科健診・人間ドック等の受診啓発	国保年金課

②高齢者の尊厳の確保

虐待の早期発見及び早期対応を行う「高齢者虐待防止ネットワーク*」を設置し、高齢者の尊厳の保持に努め、住み慣れた地域における安心した生活を確保します。

また、認知症*高齢者等の権利侵害を防止し、保護するための成年後見制度*について、関係機関と連携しながら的確な対応を図ります。

さらに、介護予防のためのマネジメントや総合相談・支援事業、権利擁護事業、高齢者一人一人に応じた包括的・継続的ケアマネジメント等を担う、地域の中核的機関である「地域包括支援センター*」の機能強化を図り、高齢者のニーズや状態の変化に応じて必要なサービスを切れ目なくスムーズに提供する包括的かつ継続的なサービス体制を構築します。

【取り組む施策】

No.	事業名	事業内容	推進担当課
30	○地域の中核的機関である「地域包括支援センター*」の機能強化 ○包括的かつ継続的なサービス体制の構築	●高齢者サポートセンター*の設置 ●地域ケア会議の開催 ●自立支援検討会議 ●自治会による高齢者の見守り・支え合い	高齢生きがい課
31	○「高齢者虐待防止ネットワーク*」の設置 ○高齢者の尊厳の保持及び安心した生活の確保 ○成年後見制度*の利用促進	●小山市高齢者虐待防止ネットワーク*運営委員会での情報共有 ●認知症*サポーター養成講座 ●認知症*相談 ●認知症カフェ*の開催	高齢生きがい課
		●支援を必要とする高齢者等への総合的相談事業 ●成年後見制度*利用支援事業 ●法人後見事業 ●市民後見推進事業 ●日常生活自立支援事業*（あすてらす おやま）	社会福祉協議会

③自立支援と生きがいづくりの推進

高齢者が長年にわたり培ってきた知識や経験等を活かし、社会を支える重要な担い手として地域社会に貢献するとともに、高齢者自身が生きがいを持って充実した生活を送ることができるよう、社会活動への参加促進に努めます。

【取り組む施策】

No.	事業名	事業内容	推進担当課
32	○高齢者の社会活動への参加促進	●シルバー人材センター事業の広報・啓発 ●思桜会（老人クラブ）育成事業 ●友愛サロン事業 ●シルバー大学校支援事業 ●生き生き好齢者育成支援推進事業	高齢生きがい課

④高齢者に配慮した生活環境の確保

高齢化が急速に進む中で、高齢の単身者や夫婦のみの世帯が増加しており、介護・医療と連携して、高齢者が安心して暮らすことができる生活環境を確保することが重要です。

そのため、福祉用具や住宅改修の普及、支援サービスの提供等、改善のための相談・助言・情報提供を行い、高齢者にやさしく安心して生活できる環境の確保を図ります。

【取り組む施策】

No.	事業名	事業内容	推進担当課
33	○高齢者が安心して暮らすための支援体制	●高齢者が住みやすい生活環境の確保 ●在宅福祉サービス ●高齢者一般福祉サービス ●介護保険制度利用の相談支援 ●住宅改修費の支給 ●福祉用具購入費の支給	高齢生きがい課
		●市営住宅募集時の優先住宅の設定	建築課

４　障がい者の人権

（１）現状と課題

「障害者基本法」では、すべての国民が障がいの有無に関係なく、等しく基本的人権を有するかけがえのない個人として尊重されるという理念のもとに、お互いに人格と個性を尊重し合う共生社会の実現が謳われています。

しかし、現在の社会においては、障がいや障がい者への偏見や無理解、障がいを理由とする不当な差別的取扱い等による社会参加や自立の制限、障がい者への虐待等、様々な問題が存在しています。

「市民意識調査」においても、障がい者に関して人権上問題のあることとして、「差別的な言動をすること」、「就職・職場での不利な扱いをすること」が５割を超える結果となっています。

本市では、令和３（2021）年に「第４期小山市障がい者プラン 21」、「第６期小山市障がい福祉計画及び第２期小山市障がい児福祉計画」を策定しました。この計画は、市民一人一人が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会に向けて、共に支え合って暮らす地域づくりの実現を目指しており、地域で活動する市民や団体の方々と連携・協働を図りながら推進するため、障がい福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業等を充実させるためのサービス等の提供体制の確保に関する方策を定めています。

障がい者の障がいが重度化し高齢化する中で、障がい及び障がい者への正しい理解を促進し、自らの意思決定を尊重し支援するとともに、必要とする福祉サービスの支援を推進する等、障がい者の自立と社会参加の実現を図ることが求められています。

【主な関係法令・計画等】

・障害者基本法
・障害者虐待防止法
・障害者差別解消法
・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律
・小山市障がい者プラン 21

【成果指標】

項　目	現状値 令和３（2021）年度	目標値 令和８（2026）年度
小山市障がい児者基幹相談支援センター*による相談支援（相談延べ件数）	2,122 件 （令和２年度）	3,080 件
法人後見事業（受任件数）	４件	９件

（２）施策の方向

①共生社会の実現

障がいのある人もない人も、共に支えあい生きるノーマライゼーション*の実現を目指すため、福祉教育、福祉体験、障がい者との交流活動等を通じて、障がい及び障がい者に対する正しい理解と認識を深めるための事業を推進します。

【取り組む施策】

No.	事業名	事業内容	推進担当課
34	○障がい及び障がい者に対する正しい理解の促進	●福祉まつりの開催 ●就労支援施設による授産品販売 ●小山市障がい者作品展示会	福祉課

②自己決定・自己選択の支援

ア．相談支援及び情報提供機能の充実

障がい者の自己決定や自己選択を支援するため、障がいに関する総合的な相談支援を行う窓口を整備し、相談対応、情報提供その他必要な支援を実施します。

また、障がいの特性に応じ、誰もが必要とする情報を随時入手することができる体制を整備します。

【取り組む施策】

No.	事業名	事業内容	推進担当課
35	○身近な地域での暮らしを支えるための相談支援体制の充実	●小山市障がい児者基幹相談支援センター*による専門的な相談支援の実施	福祉課

イ．権利擁護の促進

自己決定や自己選択の判断能力が不十分な障がい者を支援するため、社会福祉協議会が行う「日常生活自立支援事業*（あすてらす　おやま）」の普及・啓発を行います。また、成年後見制度*についても、関係機関と連携しながら的確な対応を図ります。

【取り組む施策】

No.	事業名	事業内容	推進担当課
36	○「日常生活自立支援事業*（あすてらす おやま)」の普及・啓発 ○成年後見制度*の利用促進	●成年後見制度利用支援事業 ●法律とこころの相談	福祉課
		●支援を必要とする障がい者への総合的相談事業 ●日常生活自立支援事業*（あすてらす おやま） ●法人後見事業	社会福祉協議会

ウ．障がい者虐待の防止

家族や施設職員等の関係者に対し、障がい者の人権の重要性について正しい認識と理解を深めるとともに、障がいの有無にかかわらず、虐待や不当な扱いは人権侵害だという認識を広めるための啓発活動に取り組みます。

【取り組む施策】

No.	事業名	事業内容	推進担当課
37	○障がい者虐待防止のための啓発及び相談支援体制の充実	●障がい者虐待防止の啓発 ●障がい者虐待に関する相談受付	福祉課

③社会参加の支援

障がい者の自立と生活の質を高め、生活の幅を広げるために、文化、芸術、学習、スポーツ、レクリエーション等、余暇活動の普及を支援するとともに、地域活動を通じて交流を深めることにより、障がい者も地域の一員として暮らせるよう支援します。

【取り組む施策】

No.	事業名	事業内容	推進担当課
38	○余暇活動の普及や地域活動を通じた交流等、地域の一員として暮らすための支援	●障がい者スポーツ大会への参加 ●障がい者作品展示会 ●福祉タクシー券の交付	福祉課

④障がい者が安心して暮らせる環境の確保

障がいのある方が自宅や住み慣れた地域で安心して暮らせるよう支援します。

【取り組む施策】

No.	事業名	事業内容	推進担当課
39	○在宅生活支援の充実	●地域生活支援事業における住宅改修費の助成	福祉課
		●市営住宅募集時の優先住宅の設定	建築課

⑤特別支援教育*の充実

障がいのある児童生徒の自立や社会参加を促進するために、児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応した教育の充実を図るとともに、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が可能な限り共に学ぶ仕組み（インクルーシブ教育システム*）の構築に努めます。

【取り組む施策】

No.	事業名	事業内容	推進担当課
40	○児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応した教育の充実 ○障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が可能な限り共に学ぶ仕組み（インクルーシブ教育システム*）の構築	●特別支援教育*サポーター配置事業 ●特別支援教育*コーディネーター研修会の実施 ●特別支援教育*のための校内委員会の設置 ●個別の教育支援計画の作成	学校教育課

５ 同和問題（部落差別）

（１）現状と課題

日本社会の歴史的発展の過程において形づくられた身分階層構造により、特定の地域の出身であることや、その地域に住んでいることを理由に、一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれてきました。

これらの人々は、法制度上で平等となった後も、同和地区と呼ばれる地域の出身であることや、そこに住んでいることを理由に、結婚や就職その他の生活の上で、様々な差別を受けてきました。

この問題を解決するために、国では、昭和 44（1969）年の「同和対策事業特別措置法」制定以降、「地域改善対策特別措置法」、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の制定や改正を行い、生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実等の事業を総合的に行ってきました。その結果、生活環境をはじめとする物的な基盤整備は概ね完了する等、着実に成果を上げ、様々な面で存在していた格差は大きく改善されました。平成 14（2002）年には、同和地区及び同和地区の関係者のみを対象とする事業を終了し、以後は一般対策で対応することとしました。

本市では、昭和 48（1973）年から、同和地区住民の経済的、社会的、文化的地位の向上を図るため各種の施策を実施してきました。その結果、平成 14（2002）年 1 月、小山市同和対策審議会から、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律期限後の小山市同和行政の在り方について、「地域改善対策（同和対策）事業については、平成 14（2002）年 3 月末をもって終了することとし、一般対策への移行及び廃止することが求められる。」との答申が出されました。市はこの答申の趣旨を踏まえ、平成 14（2002）年 3 月 31 日をもって特別対策事業を終了しました。

特別対策事業を実施した結果、同和地区と他の地域との生活実態面での格差は相当程度解消されました。また、教育・啓発の実施により、同和地区に対する理解が深まってきました。しかし、社会の中には依然として差別意識が根強く存在しており、情報化の進展に伴って発生するインターネット上での差別書き込みの流布等、新たな差別意識の解消が課題となっています。また、同和問題の解決を阻害するえせ同和行為*の被害は、減少しているものの依然として発生しています。

平成 28（2016）年 12 月には、「部落差別解消推進法」が成立しました。同法では、部落差別は決して許されないものであるとの認識のもと、部落差別の解消への理解を深め、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的としており、国及び地方公共団体の責務が規定されています。

「市民意識調査」においては、同和地区や同和問題の認知度は、平成 27 年度と比較すると「知っている」人の割合は高くなりましたが、若い世代では認知度が低くなる傾向となっています。今後も引き続き、すべての人の基本的人権の尊重という視点に立って、同

和問題に関する正しい理解を深めるための教育及び啓発に取り組み、差別のない社会を実現することが求められます。

【主な関係法令・計画等】

・同和対策審議会答申
・同和対策事業特別措置法
・地域改善対策特別措置法
・地域改善特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律
・地域改善特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律期限後の小山市同和行政の在り方について（答申）
・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
・部落差別解消推進法

【成果指標】

項　目	現状値 令和 3（2021）年度	目標値 令和 8（2026）年度
部落差別が「ある」「どちらかと言えばある」と答えた人の割合	26.1%	根絶を目指す
同和問題を扱った研修・啓発紙の作成	年 5 回	年 6 回

（２）施策の方向

①すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育・人権啓発の推進

ア．人権啓発の推進

同和問題は、日本国憲法によって保障されている基本的人権に関わる問題です。市民一人一人が、同和問題を正しく理解し、偏見や差別をなくしていくとともに、同和問題を自らの課題として取り組んでいくよう、各種広報媒体を活用した人権啓発を推進します。

また、えせ同和行為*は、同和問題の解決を口実に不法・不当な行為や要求を行うもので、「同和は怖い」という誤った意識を植え付けるもので、同和問題の解消を阻害するものです。えせ同和行為*排除のため、広報による周知や企業・関係機関への対応マニュアル配布等、啓発に取り組むとともに、法務局や警察等の関係機関と連携して、被害の予防に努めます。

【取り組む施策】

No.	事業名	事業内容	推進担当課
41	○市民が同和問題を正しく理解し、自らの課題として取り組むための人権啓発の推進 ○各種広報媒体の活用や講演会等の開催及び企業・団体が実施する研修への支援	●同和問題（部落差別）の正しい理解促進 ●市ホームページでの啓発 ●えせ同和行為*に関する啓発・相談	人権・男女共同参画課
		●同和問題を扱った研修・啓発紙の作成	生涯学習課

イ．人権教育の推進

学校教育においては、同和問題を人権教育における重要な人権問題の一つとして位置付け、これまでの取組の成果を踏まえながら、教材の開発や学習内容・指導方法の改善・充実を図ります。

また、社会教育においては、市民の同和問題をはじめとする様々な人権問題に関する学習意欲を喚起するとともに、学習内容・方法の改善・充実及び公民館や集会所等の社会教育施設における事業の充実を図ります。

【取り組む施策】

No.	事業名	事業内容	推進担当課
42	○同和問題を重要な人権問題の一つとして位置づけた教材の開発や学習内容・指導方法の改善、充実	●人権教育主任研修会 ●教育研究所による指導方法の研究・開発 ●各教科等人権教育研修会	学校教育課
43	○同和問題をはじめとする様々な人権問題に関する学習意欲の喚起、学習内容・方法の改善、充実 ○公民館や集会所等の社会教育施設における事業の充実	●同和問題（部落差別）をはじめとする人権問題の理解・促進 ●さわやか人権学習会 ●集会所講座	生涯学習課

６　外国人の人権

（１）現状と課題

経済をはじめとする様々な分野でボーダレス化、グローバル化の流れは地方にも及び、地域で暮らす外国人は年々増加しており、国際化への対応は新たな局面を迎えています。

地域社会においては、言語、文化、生活習慣、価値観の相違等に起因する様々な問題が生じています。一方、国全体に目を向ければ、近年、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチ*が社会問題となっています。こうした言動は、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせたりすることになりかねないもので、決して許されるものではありません。

本市においても、多岐にわたる国籍の外国人が居住しており、外国人住民の数は、令和３(2021)年４月１日現在には 6,891 人と、全人口の 4.1%を占めるまでになっています。在留資格別にみると、最も多いのが永住者の 2,088 人で全体の 30.3%を占め、定住者 1,224 人（17.8%）、特定活動 800 人（11.6%）、技能実習 504 人（7.3%）、と続いています。

「市民意識調査」において、外国人に関して人権上問題のあることとして、「外国人の生活習慣・宗教・文化への理解や認識が十分でないこと」、「就職・仕事の内容、待遇等で不利な条件におかれること」、「外国人というだけで犯罪者のように見られること」、「外国語による情報提供が少ないために、十分なサービスを受けられないこと」等が３割を超えています。

このような中、本市では令和２（2020）年に「小山市多文化共生社会推進計画」を策定しました。今後は、外国人と日本人が互いに理解を深め、国籍、言語、文化、宗教、生活習慣等が異なる人々と多様性を認め合いながら、互いに尊重し、安心して暮らすことのできる共生社会の実現に向けた取組を進める必要があります。

【主な関係法令・計画等】

・ヘイトスピーチ解消法

・小山市多文化共生社会推進計画

【成果指標】

項　目	現状値 令和 3（2021）年度	目標値 令和 8（2026）年度
多言語情報発信アプリ*による行政情報の発信(掲載部署)	11 課	20 課
一元的相談窓口としての環境整備・相談対応（相談者延べ人数）	3,417 名 （令和 2 年度）	3,800 名

（２）施策の方向

①外国人の人権の尊重

ア．共生意識の向上

広報媒体等を活用した啓発活動を推進し、異なる文化や価値観の違いを認め、互いの人権を尊重し合う市民意識の向上を図るとともに、共生社会への理解を深めるための機会の拡充を図ります。

また、ヘイトスピーチ*は、人々に不安や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけ、差別意識を生むことから、ヘイトスピーチ*の対策について積極的な啓発を図ります。

【取り組む施策】

No.	事業名	事業内容	推進担当課
44	○広報媒体等を活用した啓発活動の推進 ○共生社会への理解を深めるための機会の拡充	●国際交流協会各種事業報告を交えた会報の発行 ●市民・職員向けの多文化共生及び外国人対応に関する研修の開催 ●多言語情報発信アプリ*による行政情報の発信	国際政策課

イ．国際感覚豊かな人材の育成

すべての市民が国際理解を深め、国際感覚を養えるよう、各種講座等の開催や国際理解に役立つ情報の提供を進めます。

また、グローバル化に対応するための学校教育の充実を図ります。

【取り組む施策】

No.	事業名	事業内容	推進担当課
45	○国際理解を深め国際感覚を養うための各種講座等の開催 ○国際理解に役立つ情報の提供	●姉妹都市・友好都市との相互交流（市内中学生の派遣） ●インターナショナルフェスティバルの実施	国際政策課

②市内在住外国人支援の充実

ア．外国人にもわかりやすい情報提供の促進

各種行政サービスをはじめ、生活に必要な情報について多言語による提供を行う等、外国人にも理解しやすい情報提供を図るとともに、公共施設や案内板等の外国語表記を促進します。

【取り組む施策】

No.	事業名	事業内容	推進担当課
46	○各種行政サービスをはじめ生活に必要な情報の多言語による提供 ○公共施設や案内板等の外国語表記の促進	●委託事業「外国人ふれあい子育てサロン」による多言語広報誌発行 ●ネイティブ職員による他課からの通訳・翻訳依頼対応	国際政策課

イ．相談体制の充実

関係機関との連携を図りながら、多言語による相談や専門的な分野の相談等、複雑多様化する相談内容に対応できるよう相談体制の充実を図ります。

【取り組む施策】

No.	事業名	事業内容	推進担当課
47	○複雑多様化する相談内容に対応できる相談体制の充実	●一元的相談窓口としての環境整備・相談対応	国際政策課

ウ．日本語学習の促進

日本語教室の開催や外国人児童生徒適応指導教室の運営、外国人児童生徒指導員の小・中・義務教育学校への配置等、外国人がコミュニケーションの手段である日本語を学習する機会の拡充を図ります。

【取り組む施策】

No.	事業名	事業内容	推進担当課
48	○外国人の日本語学習に向けた機会の拡充	●日本語教室（対面・オンライン形式）の継続開催 ●日本語教授法講座実施 ●外国人ふれあい子育てサロンによる親子日本語教室の実施	国際政策課
		●外国人児童生徒指導員・支援員の小・中・義務教育学校への配置 ●外国人児童生徒適応指導教室の運営 ●外国人就学説明会の開催 ●就学予定児童・生徒宅への家庭訪問実施 ●外国につながる子どもの学習支援「学びの教室」の開催	学校教育課

エ．外国人の視点を行政に反映させる機会の拡充

外国人の視点を施策に反映させるため、外国人から意見を聞く機会を拡充します。

【取り組む施策】

No.	事業名	事業内容	推進担当課
49	○外国人の視点を施策に反映させるための機会の拡充	●外国人市民会議の実施 ●国際交流協会 SNS*（ホームページ、フェイスブック）の活用 ●全庁統一翻訳ガイドラインの更新	国際政策課

７　感染症患者等の人権

（１）現状と課題

ＨＩＶ*とは、エイズ*を引き起こすウイルスの名称です。昭和 56（1981）年に海外でエイズ*の症例が確認されて以来、急速に世界に広がりました。当初は治療法がなく、メディアによってこの病気の恐ろしさばかりが報道され、医学的に不確かな知識や迷信によって、周囲や社会から奇異の目で見られ、深刻な偏見や差別を受けてきました。しかし、現在では治療法の進歩により、ＨＩＶ*陽性者は感染の早期把握、治療の早期開始・継続によりエイズの発症を防ぐことができるようになりました。また、体内のウイルス量が減少すれば、他人に感染させるリスクが大きく低下することも確認されています。

ハンセン病*は、らい菌により末梢神経や皮膚が侵される感染症ですが、感染力は弱く、たとえ感染しても発病することはまれです。現在では早期発見と適切な治療で完治する病気となりました。しかし、かつては不治の病あるいは遺伝病と考えられ、平成 8（1996）年に「らい予防法」が廃止されるまで、長い間行われてきたハンセン病*療養所への隔離政策により、ハンセン病患者*や元患者及びその家族は、過酷な差別や偏見を受けてきました。

「市民意識調査」において、ＨＩＶ感染者*・ハンセン病患者*及び元患者に関して人権上問題のあることとして、「差別的な言動をすること」、「就職・職場で不利な扱いをすること」が４割を超えています。一方で、「わからない」と回答した方が、35.7%で約３人に１人という結果でした。

このことから、引き続きＨＩＶ感染者*やハンセン病*について正しい情報や知識の普及啓発に努め、社会に根強く存在する差別や偏見の解消に向けて取り組むことが求められています。

また、新型コロナウイルス感染症*は令和元（2019）年 12 月頃から短期間で全世界に広がりました。感染の拡大とともに、感染された方や医療従事者及びその家族・関係者に対する偏見や差別、誹謗中傷等が全国的に問題となっています。

「市民意識調査」において、新型コロナウイルス感染症*に関する偏見や差別について特に問題のあることとして、「医療従事者や感染した人・その家族に対する誹謗中傷をすること」、「感染した人の根拠のない情報を拡散すること」、「医療従事者やその家族に対する、出勤拒否や登園拒否をすること」、「治療を終えて復帰した人への差別やいやがらせをすること」が６割を超えています。

本市では、令和 2（2020）年 8 月に、栃木県及び県内市町と共同で「新型コロナとの闘いを乗り越えるオールとちぎ宣言」を行い、同宣言のもと差別的行為が行われることのないよう啓発活動に取り組んでいます。

今後も、感染状況や差別的事案等を注視しながら、感染症患者等の人権の尊重と差別解消に向け、栃木県、県内市町及び法務局、関係団体との連携・協力を図り、正しい知識

の普及、教育・啓発等を行っていきます。

【主な関係法令・計画等】

・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
・らい病予防の廃止に関する法律
・ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律
・ハンセン病問題の解決の促進に関する法律
・ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律
・予防接種法
・新型インフルエンザ等対策特別措置法

【成果指標】

項　目	現状値 令和３（2021）年度	目標値 令和８（2026）年度
広報小山・ホームページでの情報発信	年３回	年６回

（２）施策の方向

①ＨＩＶ感染症*・ ハンセン病*・ 新型コロナウイルス感染症*に関連する偏見や差別意識を解消するための教育・啓発の推進

エイズ患者*及びＨＩＶ感染者*に対する誤解・偏見・差別の解消を図るためには「世界エイズデー」（毎年 12 月１日）を中心に広報・啓発活動に取り組むほか、学校教育においては、エイズ教育として、児童生徒の発達段階に応じた性に関する指導を推進し、正しい知識の普及を図ります。また、中学生を対象に、お互いに相手を尊重しながら成長し、性に関する態度や行動について将来を見通して意思決定できる能力を高める事業を実施します。

さらに、ハンセン病*については、「ハンセン病*を正しく理解する週間」（毎年６月 25 日を含む日曜日から土曜日までの１週間）を中心にハンセン病*の正しい知識の普及を図るための啓発活動に取り組みます。

加えて、新型コロナウイルス感染症*についても正しい知識と理解の普及を図り、誤解・偏見・差別の解消を図ります。

【取り組む施策】

No.	事業名	事業内容	推進担当課
50	○感染症に対する誤解・偏見・差別を解消するための取組の推進	●相談窓口の周知 ●広報小山・ホームページでの情報発信 ●シトラスリボンプロジェクト*と連携した啓発	人権・男女共同参画課
51	○ＨＩＶ感染症*・ハンセン病*・新型コロナウイルス感染症*等に対する誤解・偏見・差別を解消するための取組の推進 ○性に関する態度や行動について将来を見通して意思決定できる取組の推進	●感染症に対する誤解・偏見・差別の解消を図るための広報・啓発活動の実施 ●性に関する態度や行動について将来を見通して意思決定できる事業の実施（思春期保健講座、中学生ピアカウンセリング*事業）	健康増進課
52	○人権問題の一つとしての人権教育の推進	●小山市人権教育主任研修会の実施 ●中学校ブロック人権教育研修会の実施 ●教職員向け人権教育研修用資料「なかよし」の発行	学校教育課
53	○学校教育における児童生徒の発達段階に応じたエイズ教育の推進	●学校の保健体育及び学級活動における指導 ●保護者への啓発	学校教育課

８　犯罪被害者とその家族の人権

（１）現状と課題

犯罪被害者とその家族は、事件そのものに対する精神的負担や経済的・時間的な負担が大きいだけではなく、一部のマスメディアによる過剰な取材や報道、プライバシーの侵害、平穏な私生活の侵害等により精神的に苦しんでいます。

「市民意識調査」において、犯罪被害者とその家族に関して人権上問題のあることとして、「プライバシーに関する報道や取材により、私生活の平穏が保てなくなること」、「事件のことに関して、周囲にうわさ話をされること」、「犯罪行為によって、精神的なショックを受けること」等の割合が高い結果となっており、一般市民の理解だけでなく、報道関係者等への理解も重要視されています。

本市では、市における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、犯罪被害者等の権利利益の保護や被害の軽減、回復を図り、市民が安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現に貢献することを目的として、令和３（2021）年に「小山市犯罪被害者等支援条例」を策定しました。

犯罪被害は、誰にでも起こりうるという認識を持って、犯罪被害者とその家族が置かれている状況について理解を深め、その受けた被害から一日も早く心身ともに回復し、再び平穏な生活を営んでいけるよう、関係機関との連携・協力を図りながら社会全体で支えていくことが求められます。

【主な関係法令・計画等】

・犯罪被害者等基本法
・犯罪被害者等基本計画
・小山市犯罪被害者等支援条例

（２）施策の方向

①犯罪被害者等の相談・支援体制の強化

関係機関が一体となり、犯罪被害者等の立場やニーズを踏まえて、適切に対応していく必要があります。そのため、見舞金等による経済的支援や、犯罪被害者等が必要としている情報の提供等の捜査過程における支援、一時避難等による安全確保、精神科医や臨床心理士等の専門家のカウンセリングによる精神的負担の軽減等、犯罪被害者のニーズに応じて各種支援制度等の広報周知を図ります。

犯罪被害者等の様々な負担を軽減するため、どの相談窓口が起点になっても途切れのない円滑な対応ができるよう、関係機関の連携を強化するとともに、関係職員に犯罪被害者等支援の意識向上・スキルアップを図る等、支援体制の強化を図ります。

また、犯罪被害者や家族をサポートする民間支援団体「公益社団法人被害者支援センターとちぎ*」との連携・協力を通じ、きめ細やかな支援活動を推進します。

性犯罪・性暴力被害者については、「とちぎ性暴力被害者サポートセンター（とちエール）*」との連携・協力を通じ、被害者のニーズに応じた支援活動を推進します。

【取り組む施策】

No.	事業名	事業内容	推進担当課
54	○犯罪被害者等のニーズに応じた支援制度の充実 ○関係機関との連携及び職員の研修等による支援体制の強化 ○民間支援団体等と連携した支援活動の推進	●犯罪被害者相談の受付 ●小山市犯罪被害者等支援条例に基づく施策の実施	市民生活安心課

②犯罪被害者等支援の重要性に関する市民意識の向上

犯罪被害者等の支援については、市民一人一人が犯罪被害者等のおかれている現状を正しく理解することが必要です。

そのため、教育活動や各種広報啓発活動を行う等、あらゆる機会を通じて支援の重要性を周知し、犯罪被害者等が安心して暮らしていけるよう社会全体で支える機運を向上させます。

【取り組む施策】

No.	事業名	事業内容	推進担当課
55	○広報啓発活動等による犯罪被害者とその家族を支える機運の向上	●「犯罪被害者等支援市町民のつどい」の開催 ●「犯罪被害者等支援巡回パネル展」の開催	市民生活安心課

９　性的マイノリティの人権

（１）現状と課題

性的マイノリティ*とは、性愛の対象がどこに向いているか・いないかを表す「性的指向」や、自己の性別をどのように認識しているかを表す「性自認（性同一性）」等といった概念を基準としたときに、少数である人たちのことをいいます。

人口に占める割合で多数者（マジョリティ）でないということだけでなく、社会的に弱い立場になりうるという意味でも「マイノリティ（少数者）」と呼ばれることがあります。「マイノリティ（少数者）」であるということは、少なからず他人との違いを持っているということであり、存在を示しにくい、声を上げにくいという問題があります。

多様な性的指向*や性自認（性同一性）*がある中で、性的マイノリティ*の人は、自分自身の性の違和感について思い悩み、家族や知り合いに打ち明けることなくひとり悩み続けたり、社会的に孤立したりする人も多くみられます。中には、性的指向*や性自認（性同一性）*をカミングアウト*する人もいますが、偏見や差別を恐れて踏み切れないことも多く、またアウティング*による差別の問題もあり、周囲や社会の理解が必要となっています。

日本では同性カップルの婚姻が法的に認められていないため、病院での面会や住宅の賃貸借契約を断られるといった問題をはじめ、子育て、遺産相続、福利厚生等、様々な困難に直面しています。こうした中、平成 16（2004）年に「性同一性障害*者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、この法律により、性同一性障がい*であって、一定の基準を満たす場合は、性別の取扱いの変更の審判を受けることができるようになりました。（平成 20 年に改正法によって条件を緩和）学校においては、平成 27（2015）年に文部科学省が「性同一性障害*に係る児童・生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」を通知し、性同一性障がい*を含めた、性的マイノリティ*の子ども全体への対応を求めています。

「市民意識調査」において、性的マイノリティ*に関して人権上問題のあることとして、「差別的な言動をすること」、「職場や学校においていやがらせをすること」、「本人の承諾なしに口外すること」、「就職・職場で不利な扱いをすること」が４割を超えています。

誰もが自分の性のあり方（セクシュアリティ）を尊重され、自分らしく生きることのできる社会が望まれています。性的マイノリティ*の人が様々な場面で困難を抱えていることを理解し、性的指向*や性自認（性同一性）*は多様であることを認め合い、誰もが生きやすい社会をつくること、そのための教育や啓発が大きな課題となっています。

【主な関係法令・計画等】

・性同一性障害者の性別の取り扱いの特例に関する法律

【成果指標】

項　目	現状値 令和３（2021）年度	目標値 令和８（2026）年度
性的マイノリティ*についての認知度 （「知っている」「少し知っている」と答えた割合）*2	71.5%	80%
特定職業従事者人権研修会の実施	年１回	年２回

（２）施策の方向

①性的マイノリティ*への理解のための教育・啓発の推進

ア．偏見や差別意識を解消するための教育・啓発の推進

性的マイノリティ*に対する偏見や差別意識の解消を図るため、研修の充実・ホームページ等を活用した啓発活動に取り組みます。

【取り組む施策】

No.	事業名	事業内容	推進担当課
56	㊕性的マイノリティ*への理解のための人権啓発の推進	●特定職業従事者人権研修会の実施 ●性の多様性*に関する啓発 ●性的マイノリティ*に関する正しい理解のための啓発（市民・事業所等）	人権・男女共同参画課

イ．個人の尊重

学校教育における性的マイノリティ*に対する配慮と正しい理解を促進させるため、研修を充実させ、教職員の資質や能力の向上を図ります。

【取り組む施策】

No.	事業名	事業内容	推進担当課
57	○学校教育における性的マイノリティ*に対する配慮と正しい理解の促進	●学校教育における性的マイノリティ*に対する正しい理解の促進 ●人権教育主任研修会の実施 ●中学校ブロック人権教育研修会の実施	学校教育課

②相談支援体制の充実

性的マイノリティ*についての市職員向けのガイドラインを作成し、相談支援体制の充実を図ります。

【取り組む施策】

No.	事業名	事業内容	推進担当課
58	㊐性的マイノリティ*への支援体制づくり	●行政サービスにおける対応の推進 ●職員・教職員向けガイドラインの作成 ●パートナーシップ宣誓制度*の導入	人権・男女共同参画課

１０　働く人の人権

（１）現状と課題

労働者を取り巻く環境は、正規雇用・非正規雇用といった任用形態の違いによる格差や不当な労働の押し付け、性別・年齢・障がいの有無・国籍等による差別的な待遇等、人権に関わる様々な問題が生じています。また、長時間にわたる過重な労働による過労死等の問題も深刻化しており、その防止策の推進が求められます。さらに、職場におけるパワー・ハラスメント*やセクシュアル・ハラスメント*等によって人格や尊厳が不当に傷つけられ、場合によっては、退職や自殺に追い込まれてしまうケースもあり、人権が十分に保障されていない状況です。

「市民意識調査」において、様々な人権課題がある中で、働く人の人権侵害については「たくさんある」「ある」「すこしある」を合わせた割合をみると 60.8%と最も多い結果となりました。また、働く人の人権に関して人権上問題のあることとして、「長時間労働や休暇が取りにくいこと」、「職場でパワー・ハラスメント*やセクシュアル・ハラスメント*があること」、「雇用や昇給・昇格において男女の待遇に差があること」、「正規雇用者に比べて、非正規雇用者の待遇が悪いこと」が５割を超えています。

今後も、ハラスメント*の発生しない職場環境に向けた取組や、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）*が図られ、また就労による経済的自立が可能で、健康で豊かな生活のための時間が確保でき、一人一人が多様な働き方・生き方を選択できる社会の実現に向けた取組が求められています。個人はもとより、社会全体の利益のため、職場で働くすべての人の人権が尊重され、健康で長く働き続けられる良好な環境づくりを推進することが必要です。

【主な関係法令・計画等】

・労働基準法
・障害者の雇用の促進に関する法律
・男女雇用機会均等法
・育児介護休業法
・女性活躍推進法
・小山市男女共同参画推進条例
・小山市男女共同参画基本計画

【成果指標】

項　目	現状値 令和 3（2021）年度	目標値 令和 8（2026）年度
小山市ワーク・ライフ・バランス*推進事業認定事業	85 社	125 社
創業相談・起業家育成講座	各 1 件	各 6 件

（２）施策の方向

①働きやすい職場環境づくりの推進

ア．働く人の人権に配慮した職場環境づくりの推進

市内で働くすべての就労者の人権に配慮し、どのようなライフスタイルでも快適に働ける職場環境の実現のため、様々な形での啓発活動・事業を推進します。

【取り組む施策】

No.	事業名	事業内容	推進担当課
59	㊎働く人の人権に配慮した職場環境づくりの推進	●小山地区雇用協会と連携した各種事業の実施 ●ハローワーク小山での就職支援	工業振興課
		●小山市ワーク・ライフ・バランス*推進事業者認定事業 ●おやまイクボス協議会*登録事業所の拡大 ●男性の家庭参画支援事業	人権・男女共同参画課

イ．ハラスメント*相談体制の充実

働く人を取り巻くあらゆるハラスメント*に対して、市民や事業所等にハラスメント*防止のための啓発・相談窓口の周知に取り組みます。

【取り組む施策】

No.	事業名	事業内容	推進担当課
60	㊎各種ハラスメント*防止啓発	●市民に向けた各種ハラスメント*防止のための啓発 ●働く場における各種ハラスメント*防止のための啓発 ●各種ハラスメントについての相談窓口の周知	人権・男女共同参画課

②就労支援の充実

若者や女性の就労だけでなく、定年退職者や中高年離職者の再就労、高齢者・障がい者の安定的な雇用機会の創出のため、就労支援体制の充実を図ります。

【取り組む施策】

No.	事業名	事業内容	推進担当課
61	㊎就労支援の充実	●女性の再就職支援事業 ●テレワーク等の推進のための啓発	人権・男女共同参画課
		●障がい者の雇用拡大に向けた取組 ●福祉まつり ●小山地区障がい者就職面接会	福祉課
		●ひとり親への就労支援	子育て家庭支援課
		●保育士再就職支援研修	こども課
		●創業相談 ●起業家育成講座	工業振興課

１１　インターネットによる人権侵害

（１）現状と課題

近年のインターネットやスマートフォンの普及は、私たちの生活に多くの利便性をもたらし、欠かせないものとなりました。一方で、ＳＮＳ*を使用したいじめやハラスメント*、名誉毀損やプライバシーの侵害等、人権に関わる問題が多発しています。また、コンピューターウイルスや不正アクセス等により、個人情報が流出する事案も起きています。

インターネットは容易に情報発信ができる反面、その匿名性を悪用して特定の個人を誹謗中傷する事も簡単にできてしまいます。また、いわゆる「ネット詐欺」等の犯罪行為も後を絶ちません。さらに、スマートフォンを所有する子どもの割合も急増しており、インターネットを通じたいじめ行為、有害サイトへのアクセスにより、子どもが事件や犯罪に巻き込まれたり、生命または身体に重大な危険を生じたりする案件も増加しています。

「市民意識調査」においても、インターネットの利用状況について、「ほぼ毎日利用している」、「ときどき利用している」を合わせると 67.3%で、平成 27 年度調査から 7.9 ポイント高くなっており、特に若い世代の利用が多くなっています。また、インターネットの人権侵害に関して人権上問題のあることとして、「他人を誹謗中傷する表現を掲載すること」、「子どもの間でいじめ問題が発生していること」、「個人情報の不正な取扱いや横流し、流出等が発生していること」、「差別を助長する表現を掲載すること」が５割を超えています。

インターネットによる他人への誹謗中傷や子どものいじめ問題、個人情報の不正流出は重大な人権侵害であるため、マナーやルールを守ってインターネットを活用できるよう、正しい使い方や個人の名誉やプライバシーに関する正しい知識について、家庭や地域、学校等のあらゆる場において、教育や啓発を推進していくことが求められます。

また、インターネット上で人権侵犯に該当すると思われる事案が発生した場合は、関係機関と連携を図りながら被害を最小限に抑えるよう取り組むことが必要です。

【主な関係法令・計画等】

・プロバイダ責任制限法
・青少年インターネット環境整備法
・出会い系サイト規制法
・リベンジポルノ防止法
・青少年インターネット環境整備基本計画

（２）施策の方向

①インターネットの適切な利用に関する教育・啓発の推進

市民一人一人が、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解のもとに、モラルを持ってインターネットを利用するよう、広報や市のホームページ等による啓発に取り組みます。

また、児童生徒に対しては、情報の収集・発信に関するルールやマナーを理解させ、情報モラルを向上するための学校教育の充実を図ります。

【取り組む施策】

No.	事業名	事業内容	推進担当課
62	○プライバシーや個人の名誉に関する正しい理解とモラルを持ってインターネットを利用するための啓発活動	●ホームページ及びリーフレットによる啓発	人権・男女共同参画課
		●インターネットの危険性と利用する際のモラルに関する教育・啓発	生涯学習課
63	○情報の収集・発信に関するルールやマナーの理解及び情報モラルを向上するための学校教育の充実	●学校教育情報の適正管理に関する教育・啓発 ●研修会の開催	学校教育課

②インターネット上の人権侵害等に対する支援

インターネットにおける差別的表現の流布や人権を侵害する情報の掲載については、早期発見のための確認体制づくりや関係機関との情報交換に努めるとともに、人権侵犯に該当すると思われる事案が発生した場合は宇都宮地方法務局と連携し、適切に対応します。

【取り組む施策】

No.	事業名	事業内容	推進担当課
64	○差別的表現等の書き込みに関する確認体制づくり ○人権侵犯事案発生時の関係機関との連携	●差別的書き込みに関する対応	人権・男女共同参画課

１２　災害に伴う人権問題

（１）現状と課題

平成 23（2011）年に発生した東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故は、東北地方を中心とした東日本に甚大な被害をもたらし、現在も多くの方が避難生活を余儀なくされています。また、福島第一原子力発電所の事故では、放射能汚染等を理由とする被災者の子どもへのいじめをはじめ様々な風評被害が発生する等、災害時における人権問題が顕在化しました。

また、平成 27（2015）年に関東・東北豪雨、令和元（2019）年には東日本台風（台風 19 号）による大雨災害が発生しました。ともに県内各地で人的・住宅被害が確認され、多くの方々が避難所生活を送ることとなりました。

自然災害が頻発化、激甚化する中、高齢者や障がい者、妊産婦、子ども、外国人市民等には特別な援助や配慮が必要です。こうした人々は、災害発生時の避難や発生後の避難生活において、より多くの困難を抱えることになります。さらに、長期にわたる避難生活では、被災によるストレスが原因で、いやがらせやいじめ等の様々な人権侵害が起きる可能性が高まります。

「市民意識調査」においても、東日本大震災に起因することで、人権上問題のあることとして、「いやがらせをしたり、差別的な言動をすること」、「避難してきた人の定住が困難なこと」、「就職・職場で不利な扱いをすること」が４割を超えています。

災害時には被災者一人一人の人権を確保し、基本的な生活が営めるように取り組むことが重要です。女性を含む様々な人々の避難所運営への参画を推進するとともに、誰もが等しく良好な生活環境を確保できるよう配慮した避難所運営を行う必要があります。

【主な関係法令・計画等】

・災害救助法
・災害対策基本法
・小山市地域防災計画
・小山市男女共同参画基本計画

（２）施策の方向

①人権尊重の視点に立った被災者支援

被災者一人一人の人権の確保や、被災者が基本的な生活を営むことを保障されるよう、改めて「基本的人権の尊重」の原点に立ち返り、避難所の開設状況や避難者の状況等を速やかに把握して、女性・高齢者・障がい者をはじめとする被災者の方々の視点に立った支援体制づくりを進めます。

また、避難所の運営等、防災分野における政策や方針決定の場への女性の参画拡大を図

ります。

【取り組む施策】

No.	事業名	事業内容	推進担当課
65	○女性・高齢者・障がい者等の被災者の視点に立った支援体制づくり ○防災分野における政策・方針決定過程への女性の参画*拡大	●女性・高齢者・障がい者等の具体的な避難対応策の構築 ●女性・災害時要配慮者向けの避難所備蓄品の充実 ●男女共同参画の視点に立った避難所等の運営 ●避難所従事者への女性の積極的な登用	危機管理課
		●防災における男女共同参画意識の啓発 ●避難所運営に誰もがリーダーとして参画するための仕組みづくり	人権・男女共同参画課

１３　その他の人権問題

（１）現状と課題

多様化・複雑化する現代社会において、これまでに掲げた課題ごとの人権問題の他にも、固有の言語や伝統等の独自の豊かな文化を持つアイヌの人々、刑を終えて出所した人々とその家族、ホームレス*の状態にある人々等に対する人権侵害、拉致問題、性的搾取・強制労働等を目的とした人身取引等、様々な人権問題が存在します。

これらの人権問題や、社会環境の変化等により新たに生じる人権問題に対して、一人一人の人権が尊重されるよう、あらゆる機会を通じて人権教育及び人権啓発の推進を図り、問題の解決に努めることが求められます。

【取り組む施策】

No.	事業名	事業内容	推進担当課
66	○様々な人権問題に関する人権教育・人権啓発の推進 ①アイヌの人々 ②刑を終えて出所した人等 ③ホームレス* ④拉致問題等 ⑤人身取引（トラフィッキング）	●ホームページ及びリーフレットによる啓発 ●人権問題に関する情報の収集・発信	人権・男女共同参画課

①アイヌの人々

アイヌの人々は、北海道を中心とした地域に先住していた民族であり、固有の言語や伝統的な生活習慣等の民族独自の文化を有しています。しかし、明治以降の「同化政策」の中で、生活、習慣、教育等をめぐって差別が問題となってきました。

このような状況の中、令和元（2019）年には、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が施行されました。同法では、アイヌの人々が先住民であることを明記し、アイヌ施策を総合的かつ継続的に推進すること等を定めています。

市民一人一人がアイヌの歴史・伝統・文化等について正しく理解し、アイヌの人々の人権を尊重することが差別や偏見の解消につながります。今後も、アイヌの人々と共生できる社会づくりに向けた啓発活動の推進に努めることが必要です。

②刑を終えて出所した人等

刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別はいまだに根強く、本人の出所後の住居や就職先を確保することが困難である等の問題が起きています。

刑を終えて出所した人が、再び社会の一員として円滑な生活を営むためには、本人の強

い更生意欲とともに、生活を共にする家族をはじめ、これを支える親族、職場、地域社会な周囲の人々の理解と協力による仕事や住居の確保等が必要です。

このため、刑を終えて出所した人に対する偏見や差別意識をなくし、地域社会への復帰を促進するよう、国や関係機関と連携して啓発活動に取り組むことが重要です。

③ホームレス*

やむを得ない事情により路上生活を余儀なくされ、憲法で保障された健康で文化的な生活を送ることができない人々に対して、いやがらせや暴行を加える等の人権問題が起こっています。

近隣住民の人権に配慮しながら、ホームレス*の方々の自立に向けてそれぞれの個別的要因や現状に応じた支援をするとともに、偏見や差別意識の解消に向けた啓発等を推進する必要があります。

④拉致問題等

北朝鮮当局による日本人の拉致問題は、基本的人権に関わる重大な問題です。拉致被害者の多くが高齢化しており、一刻も早い問題の解決が強く望まれています。

国では平成 18（2006）年に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、毎年 12 月 10 日から 16 日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとしました。

拉致問題の解決のためには、幅広い国民の理解と支援が不可欠であることから、市民に対して正しい知識の普及を図り、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する啓発等に取り組んでいくことが必要です。

⑤人身取引（トラフィッキング）

人身取引（トラフィッキング）は、強制労働、性的搾取、臓器移植等を目的として、犯罪組織等が暴力、脅迫、誘拐、詐欺等の強制的な手段により、別の国や場所に移動させることです。「現代の奴隷制」とも言われ、重大な人権侵害であり、身近なところにも潜んでいる可能性があります。

人身取引はその被害者に対して深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらし、その損害の回復は非常に困難です。また 人身取引は国境を越えて行われる深刻な犯罪でもあり、国際的にも関心が高い問題です。私たち一人一人がこの問題について関心をもち、社会全体で取り組んでいく必要があります。

第６章

推進体制

第６章　推進体制

１　推進組織とフォローアップ

この基本計画の進捗状況については、毎年度、「小山市人権施策推進審議会」に意見や助言を求めながら進行管理と検証を行い、その結果を施策の推進に反映するよう努めます。

また、人権が尊重される平和で豊かな社会の実現を目指して設置された市の全庁的組織である「小山市人権教育推進会議」のもと、関係各課と緊密な連絡調整を図り、総合的かつ効果的な関係施策を推進します。

関係各課においては、この基本計画の趣旨を十分に踏まえて施策を推進するとともに、進行管理と検証に取り組み、全庁的な人権課題の共有と、相互に連携した施策の展開に努めます。

【取り組む施策】

No.	事業名	事業内容	推進担当課
67	○各部局における施策の推進とそれぞれの取組状況の把握及びフォローアップ	●第４次人権施策推進基本計画に係る進行管理及び計画のフォローアップ ●小山市人権教育推進会議 ●小山市人権施策推進審議会	人権・男女共同参画課

２　国及び県との連携

人権施策の推進にあたっては、国・県・市がそれぞれの立場から様々な取組を行っており、その方針との整合性に配慮するとともに、相互の緊密な連携のもと、より効果のある施策の推進を図ります。

法務省（宇都宮地方法務局栃木支局）や栃木人権擁護委員協議会等、人権啓発活動にかかわる機関と連携・協力し、人権啓発活動を推進します。

また、国及び県と連携を図りながら人権教育及び人権啓発に関する取組を推進するとともに、情報提供に努めます。

【取り組む施策】

No.	事業名	事業内容	推進担当課
68	○宇都宮地方法務局栃木支局、人権擁護委員等人権啓発活動に関わる機関との連携協力 ○人権教育・人権啓発に関する取組の情報提供	●宇都宮地方法務局栃木支局との連携 ●人権擁護委員との連携・協力	人権・男女共同参画課
		●栃木県教育委員会との連携・協力 ・下都賀地区人権フォーラム ・人権教育市町担当者研修会 ・県人権教育指導者専門研修 ・県人権教育指導者スキルアップ研修 ・栃木県総合教育センター主催人権講演会	生涯学習課

３　市民・企業・関係団体等との連携

この計画は、あらゆる差別の解消に向けた諸施策を市政の重要な施策として位置づけ、市民一人一人の課題として市民の理解を得ながら推進します。また、市民参加の啓発活動や市のホームページ等を通じて市の基本計画等の総合的な情報を提供するとともに、意見を広く求め、市の施策に反映させていきます。

人権施策の推進にあたっては、市民や企業、関係団体、ＮＰＯ*、ボランティア*等における自主的、主体的な活動が不可欠であり、これらの活動との連携を図り、協働して人権が尊重される社会の実現に努めます。

また、人権教育及び人権啓発を効果的に行う上で、マスメディアをはじめとするインターネット等の多様な媒体の活用を積極的に図ります。

【取り組む施策】

No.	事業名	事業内容	推進担当課
69	○市民、企業、関係団体、マスメディア、ＮＰＯ*、ボランティア*等の自主的、主体的な活動との連携	●市民・企業等の活動の連携 ●人権運動団体と連携による講演会・相談事業 ●マスメディア等の活用による周知	人権・男女共同参画課
		●人権運動団体主催の講演会等の後援及び参加	生涯学習課

４　成果指標一覧

すべての人の人権が尊重される社会の実現に向け、施策を総合的に推進するための指標を設定します。

分野別課題	項　目	現状値 令和３（2021）年度	目標値 令和８（2026）年度
男女の人権	審議会等委員に占める女性の割合	37.8%	40%以上 60%以下
	社会全体における男女平等意識について「平等」と感じている市民の割合 *1	15.6% （令和元年度）	25.0%以上
子どもの人権	オレンジリボンキャンペーン*の啓発ポスターの設置依頼事業所数	14 社	2,000 社
	「第２次小山市子どもの貧困*撲滅５か年計画」の目標値を達成した指標数	10 指標 （全 44 指標）	35 指標 （全 44 指標）
高齢者の人権	生き生き好齢者育成支援推進事業（サイト閲覧件数）	2,806 回 （令和２年度）	3,300 回
	高齢者の見守り・支え合いに取り組んでいる自治会数 （全 260 自治会数のうちの割合）	29.2% （令和２年度）	100%
障がい者の人権	小山市障がい児者基幹相談支援センター*による相談支援（相談延べ件数）	2,122 件 （令和２年度）	3,080 件
	法人後見事業（受任件数）	４件	９件
同和問題（部落差別）	部落差別が「ある」「どちらかといえばある」と答えた人の割合 *2	26.1%	根絶を目指す
	同和問題を扱った研修・啓発紙の作成	年５回	年６回
外国人の人権	多言語情報発信アプリ*による行政情報の発信（掲載部署）	11 課	20 課
	一元的相談窓口としての環境整備・相談対応（相談者延べ人数）	3,417 人 （令和２年度）	3,800 人
感染症患者等の人権	広報小山・ホームページでの情報発信	年３回	年６回
性的マイノリティ*の人権	性的マイノリティ*についての認知度（「知っている」「少し知っている」と答えた割合）*2	71.5%	80%
	特定職業従事者人権研修会の実施	年１回	年２回
働く人の人権	小山市ワーク・ライフ・バランス*推進事業者認定事業	85 社	125 社
	創業相談・起業家育成講座	各１件	各６件

＊１　小山市男女共同参画に関するアンケート調査（令和元年度）

＊２　小山市人権に関する市民意識調査(令和３年度)

参考資料

参考資料

1　計画策定の経緯

日 程	内 容 等
令和3(2021)年3月15日	小山市人権施策推進審議会(書面) ・小山市人権に関する市民意識調査について
令和3(2021)年4月28日 ～5月17日	小山市人権に関する市民意識調査
令和3(2021)年7月27日	小山市人権施策推進審議会 ・小山市人権に関する市民意識調査結果について ・骨子案について
令和3(2021)年8月11日	小山市人権教育推進会議幹事会 ・小山市人権に関する市民意識調査結果について ・骨子案について
令和3(2021)年8月19日	小山市人権教育推進会議 ・小山市人権に関する市民意識調査結果について ・骨子案について
令和3(2021)年10月26日	小山市人権施策推進審議会 ・素案について
令和3(2021)年11月 8日	小山市人権教育推進会議幹事会 ・素案について
令和3(2021)年11月15日	小山市人権教育推進会議 ・素案について
令和3(2021)年12月20日 ～令和4(2022)年1月14日	パブリックコメントの実施
令和4(2022)年1月27日	小山市人権施策推進審議会(書面) ・パブリックコメント結果、最終案について
令和4(2022)年1月28日	小山市人権教育推進会議幹事会(書面) ・パブリックコメント結果、最終案について
令和4(2022)年2月 3日	小山市人権教育推進会議 ・パブリックコメント結果、最終案について

２　小山市人権施策推進審議会委員名簿

任期:令和２年10月１日～令和４年９月30日

区分	氏 名	役 職 等
会長	大石　和彦	筑波大学法科大学院教授
副会長	荒川　美代子(後任)	小山市議会議員
	土方　美代(前任)	
委員	橋本　守行	小山市議会議員
	亀岡　康一	弁護士
	飯田　和男	栃木人権擁護委員協議会第二部会
	日高　　彰	小山市自治会連合会副会長
	鈴木　正子	小山市男女共同参画推進協議会
	引橋　三佐夫	小山市子ども会育成会連合会副会長
	齋藤　和子	小山市手をつなぐ育成会会長
	小堀　松子	小山市老人クラブ連合会女性部
	松下　正行	部落解放愛する会小山市協議会議長
	古川　　勉	部落解放同盟小山市協議会議長
	菅野　タミ子	栃木県地域人権運動連合会小山市協議会議長
	中村　好子	公募

（令和３年６月２８日現在）

（敬称略、役職等は委員委嘱時のもの）

3　用語解説

≪あ・ア行≫

〇アウティング

他人の性的指向や性自認（性同一性）を本人の許可なく他の人に話す「暴露行為」のことです。「プライバシー侵害であると同時に生命に関わるほど」のハラスメントであると指摘されています。

〇いじめ・不登校等対策チーム

いじめや不登校等の予防や解決を図るための学校支援を行うほか、児童生徒、保護者、教員等からの電話相談にも応じています。

〇インクルーシブ教育システム

障がいのある児童生徒が、その年齢及び能力に応じ、可能な限り障がいのない児童生徒と共に、その特性を踏まえた十分な教育を受けることのできる仕組みのことです。

〇エイジレス・ライフ

高齢者が個人やグループ等で就業したり、地域社会活動や世代間交流等の社会参加活動を積極的に行ったりすることで、年齢にとらわれず自らの責任と能力において自由で生き生きとした生活を送ることです。

〇ＨＩＶ／ＨＩＶ感染症／ＨＩＶ感染者／エイズ／エイズ患者

ＨＩＶ（ヒト免疫不全ウイルス）感染者は、ＨＩＶの感染が抗体検査等により確認されていますが、エイズ（後天性免疫不全症候群）の特徴的な肺炎や腫瘍等の感染症を発症していない状態の人のことです。エイズは、ＨＩＶに感染し生体の免疫機能が破壊され、様々な感染症を起こしやすくなる病気です。

〇ＳＮＳ（ソーシャルネットワーキングサービス）

インターネットのネットワークを通じて、人と人とをつなぎコミュニケーションが図れるように設計された登録制のサービスのことです。代表的なものでは、FacebookやＬＩＮＥなどがあります。

〇ＳＤＧｓ（Sustainable Development Goals、持続可能な開発目標）

平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択された「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため令和 12（2030）年を年限とする 17 のゴール、169 のターゲットから構成される国際目標です。（P30 参照）

○えせ同和行為

「同和問題は怖い問題であり、避けた方がよい」という誤った認識に乗じ、同和問題の解決を口実に企業や団体、行政機関等に不当な利益や義務のないことを要求する行為のことです。

○ＮＰＯ（Non−ProfitOrganization）

特定非営利活動促進法に基づき、法人格を取得している団体です。一般的には、社会的使命を持って自発的・継続的に社会的な責任を持って活動を行う組織のことです。

○ＬＧＢＴ（Lesbian Gay Bisexual Transgender）

レズビアン（女性の同性愛者）、ゲイ（男性の同性愛者）、バイセクシシャル（性的指向が両性愛者）、トランスジェンダー（性同一性障がいを含む、主に性自認【性同一性】の部分で違和などのある人）のアルファベットの頭文字を取った言葉で、性的マイノリティの総称として用いられることが多い言葉です。

一方で「性的指向：SexualOrientation」と「性自認(性同一性)：Gender Identity」のそれぞれの頭文字をとって「ＳＯＧＩ」と表す言葉があります。国連の諸機関等で広く用いられている概念で、マジョリティ（多数者）にも当てはめることができます。

○エンパワーメント（Ｅｍｐｏｗｅｒｍｅｎｔ）

自己決定する力、仕事上の技術力、経済的な力、物事を決定する場での発言力等を身につけ、その力を発揮し、様々な政策決定過程に参画する等、力をつけることを意味します。

○おやまイクボス協議会

「イクボス（職場で働く部下のワーク・ライフ・バランスを考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績・結果を出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司)」の趣旨に賛同する市内事業所と市との協議会です。

○小山市障がい児者基幹相談支援センター

障がいのある方やその家族の相談窓口として、相談支援の中核的な役割を担うとともに、地域の相談支援体制の強化や権利擁護、虐待防止、差別解消の促進に関する事業等を行います。

○オレンジリボンキャンペーン

子どもが虐待によって命を奪われるという、痛ましい事件をきっかけに、二度とこのような事件が起こらないようにという願いを込めて、平成 18（2006）年に小山市の「カンガルーＯＹＡＭＡ」が子ども虐待防止を訴える「オレンジリボン運動」を始めました。11 月の「児童虐待防止推進月間」に合わせ、「オレンジリボン」をシンボルマークとして広報、啓発活動を行っています。

≪か・カ行≫

○カミングアウト

自らの性的指向や性自認（性同一性）について、自らの意思で公に打ち明けることです。

○公正な採用選考システム

同和問題等人権問題についての正しい理解と認識のもとに、職業選択の自由及び就職の機会均等を確保するため、栃木労働局が、常時使用する従業員数 100 人以上の事業所に対して「公正採用選考人権啓発推進員」の設置を勧奨する等、公正な採用の実現を目指すものです。

○高齢化率

65 歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合です。

○高齢者虐待防止ネットワーク

地域包括支援センター等が中心となり、ケアマネジャーやホームヘルパー等の介護サービス事業者、社会福祉施設、医療機関、警察、地域の民生委員等が連携・協力を図ることにより、高齢者虐待に関する相談・通報に対し、実態把握や支援の検討、サービス介入等、ネットワーク機能を活かしてさらなる虐待の防止策の検討等を行います。

○高齢者サポートセンター

介護・医療・保健・福祉等の側面から高齢者を支える中核機関で、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置し、介護予防ケアマネジメント事業、総合相談事業、地域包括ケア体制整備、虐待防止・権利擁護事業等を行う地域包括支援センターの通称名のことをいいます。

○心の教室相談員

中学校・義務教育学校後期課程を対象に、生徒の悩み、不安等を気軽に話せ、ストレスを和らげることのできるような第三者的な存在として生徒の身近に配置された相談員です。職務は（1）生徒の悩み相談・話し相手（2）保護者と学校の連携の支援（3）その他学校の教育活動の支援等を行い、関係教職員との連携を図り、必要な処置を講じます。

○子どもの貧困

子どもの貧困とは、子どもたちが相対的貧困の中に置かれ、「普通の生活」を送ることができない状態にあることを意味します。

〇コンプライアンス・チェックシート/アクションシート

各学校におけるコンプライアンス（法律を守ること、社会的規範やモラル・ルールを守ること）の状況を教職員一人一人が評価し、実態を適切に把握することで学校全体のコンプライアンス意識を高めるとともに、個人の意識の更なる高揚を図ることを目的に実施するものです。改善が必要な部分については、対応策を教職員全員で検討し、決定した内容を危機管理マニュアルに反映させます。

≪さ・サ行≫

〇シトラスリボンプロジェクト

コロナ禍で生まれた差別・偏見を耳にした愛媛の有志が作ったプロジェクトです。愛媛特産の柑橘にちなみ、シトラス色のリボンや専用ロゴを身につけて、「ただいま」「おかえり」の気持ちを表す活動を広めています。リボンやロゴで表現する３つの輪は、地域と家庭と職場（学校）です。

〇新型コロナウイルス／新型コロナウイルス感染症

新型コロナウイルスである「SARS−CoV2」による感染症のことです。WHOはこのウイルスによる感染症のことを「COVID−19」と名付けました。令和元（2019）年 12 月以降短期間で全世界に広がった感染症です。

〇スクールカウンセラー

臨床心理士、精神科医等、生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する者が中学校・義務教育学校後期課程を対象に、生徒へのカウンセリングや教職員及び保護者に対して助言・援助を行います。

〇スクール・ソーシャル・ワーカー

教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識･技術を用いて、児童生徒の置かれた環境に様々な方法で働きかけて支援を行う者のことです。

〇ストーカー行為

ストーカー行為とは、同一の者に対してつきまとい等を繰り返して行うことをいいます。「つきまとい等」とは、特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対するえん恨の感情を充足させる目的で、当該特定の者又はその配偶者等社会生活において密接な関係を有する者に対し、つきまとい・待ち伏せ・押しかけ・見張り・その他の行為をすることをいいます。

〇政策・方針決定過程への女性の参画

議会議員、法人・団体等における課長相当職以上の者、専門的・技術的な職業のうち特に専門性が高い職業に従事する者、審議会委員等、施政上の方針や方策に関する決定の場に女性が参画することをいいます。

〇生活相談員

小学校・義務教育学校前期課程を対象に、児童の悩み、不安等を気軽に話せ、ストレスを和らげることのできるような第三者的な存在として児童の身近に配置された相談員です。また、特別な援助を必要とする児童の就学への対応や、児童の学習支援や安全の確保等を行います。

〇性自認（性同一性）

「私は女である」「私は男である」等の、自分がどの性別であるか又はないかということについての内面的・個人的な認識のことです。

〇性的指向

性愛の対象がどこに向うのかを示す概念のことです。具体的には、性愛の対象が異性に向かう異性愛（ヘテロセクシュアル）、性愛の対象が同性に向かう同性愛（ホモセクシュアル）、性愛の対象が男女両方に向かう両性愛（バイセクシュアル）を指します。

〇性的マイノリティ

性愛の対象がどこに向いているか・いないかを表す「性的指向」や、自己の性別をどのように認識しているかを表す「性自認（性同一性）」等といった概念を基準としたときに、少数である人たちのことをいいます。

〇性同一性障がい

生物学的な性（戸籍上の性）と、性自認（性同一性）との間に食い違いが生じ、それによって社会生活に支障をきたす場合をいいます。

〇性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）

平成 6（1994）年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、リプロダクティブ・ヘルツ／ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つこと等が含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等、生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。

〇成年後見制度

自分の財産の管理や病院・福祉施設等への入退所についての契約を行うことが困難である等、判断能力に不安がある方（認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等）を保護し支援する制度です。

この制度には、本人や本人の家族等の申し立てによって、成年後見人、保佐人、補助人を家庭裁判所が選ぶ「法定後見制度」と、判断能力が不安な状況になったときに備えて、あらかじめ本人が任意後見人を選んでおく「任意後見制度」があります。

〇性の多様性

レズビアン（女性の同性愛者）、ゲイ（男性の同性愛者）、バイセクシシャル（性的指向が両性愛者）、トランスジェンダー（性同一性障がいを含む、主に性自認【性同一性】の部分で違和などのある人）、インターセックス（生物学上の性発達が非典型な場合を指す）等、生物学的な性だけでなく性的指向や性自認（性同一性）など様々な性が存在していることの表現のひとつです。

〇世界人権宣言（Universal Declaration of Human Rights）

昭和23（1948）年12月の第3回国連総会において採択された人権宣言です。基本的人権を確保するために「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」を定めています。法的な拘束力を持つものではありませんが、この宣言により人権を守る動きは大きく前進し、その後の各国の憲法や人権条約に強い影響力を与えています。

〇セクシュアル・ハラスメント

性的いやがらせのことをいいます。雇用の場においては、「相手の意に反した性的な言動を行い、それに対する対応について、仕事をする上で一定の不利益を与えたり、またはそれを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させること」と考えられています。

〇選択的夫婦別氏制度

選択的夫婦別氏制度とは、夫婦が望む場合には、結婚後も夫婦がそれぞれ結婚前の氏を称することを認める制度をいいます。

〇相対的貧困

その国の生活水準や文化水準に比べると困窮した状態のことです。一方「絶対的貧困」は、衣食住が満たされず、人間としての最低限の生活ができない状態のことです。

≪た・タ行≫

〇多言語情報発信アプリ

企業が開発した多言語自動翻訳機能を有するアプリです。登録されている地方公共団体の様々な情報の閲覧が可能（広報紙や生活情報等）。現在10言語に対応しており、スマートフ

ォンだけでなく、パソコンでブラウザ版としても閲覧できます。

○男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のことです。

○地域包括ケアシステム

要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組みです。

○地域包括支援センター

高齢者の心身の健康の保持、生活の安定、保健・福祉・医療の向上と増進のための援助や支援を包括的に担う地域の中核機関です。保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー等の専門スタッフを配置し、相談や支援に応じます。

○ＤＶ（ドメスティック・バイオレンス：Ｄｏｍｅｓｔｉｃ　Ｖｉｏｌｅｎｃｅ）

配偶者やパートナー等、親しい間柄にある者、又はあった者からの身体的暴力のほか精神的暴力等、心身に有害な影響を及ぼす言動を指し、被害者の人権を著しく侵害する行為のことです。

○デートＤＶ

恋人や交際相手等の親密な関係にある者（配偶者等を除く）の一方から他方に対してふるわれる身体的、精神的、性的等の暴力のことです。なお、借りたお金を返さない等の経済的暴力や、家族や友人との付き合いを制限する等の社会的暴力もデートＤＶでおこる暴力に含まれます。

○特別支援教育

障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

○とちぎ性暴力被害者サポートセンター（とちエール）

性犯罪・性暴力被害にあわれた方を総合的に支援するための相談窓口です。被害にあわれた方の心身の負担を軽減し、その意思を尊重しながら、ニーズに応じた必要な支援を提供できる関係機関、団体につなぎ、連携して支援を行います。平成 27 年 7 月 1 日から運営を開始しています。

≪な・ナ行≫

○日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等で判断能力に不安がある方を対象に、社会福祉協議会との契約に基づく支援により自立した地域生活を送れるよう福祉サービス利用援助、日常的な金銭管理、書類等の預かりサービスを行うとともに、対象者の権利擁護を図ることを目的とする事業です。

○認知症

大人になる過程で身に付けてきた記憶、判断、言語等の精神機能が、脳血管障害やアルツハイマー病等により次第に低下し、自分らしい暮らしを自立して行うことが困難になっていくことです。

○認知症カフェ

認知症の人の介護者の負担を軽減するため、認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と相互に情報共有し、互いを理解し合う場です。多様な交流の場、認知症についての学びの場、家族支援・介護負担軽減、情報交換等を目的としています。

小山市では市主催（ボランティア団体委託）が１カ所、介護事業所やボランティア団体が独自に主催しているものが３カ所の計４カ所で実施しています。活動内容は参加者同士の会話や作業、歌など様々です。

○ノーマライゼーション

一般的には、障がい者や高齢者などの社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方です。

≪は・ハ行≫

○配偶者暴力相談支援センター

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、被害者等との相談、被害者及びその同伴する家族の一時保護、被害者の自立促進のための情報の提供等を行う施設のことです。

栃木県内では、「とちぎ男女共同参画センター」が同センターの機能を担っています。ＤＶ防止法改正により、市町村でも設置することが努力義務となり、現在は宇都宮市、日光市、小山市に加え、栃木市においても設置されています。

○パートナーシップ宣誓制度

地方自治体において、法的拘束力はないものの、同性カップルを婚姻に相当する関係と承認し、証明書を発行することで、病院で家族として扱ってもらえる等の一定の権利を認めようとする制度のことです。

○パープルリボン運動

女性に対する暴力根絶のシンボルであるパープルリボンを身につけることにより、暴力の下に身を置いている被害者に対して一人ではないことを伝え、励ますとともに、女性に対する暴力の根絶を訴える運動です。

○ハラスメント（Ｈａｒａｓｓｍｅｎｔ）

他者に対する発言や行動等が、本人の意図に関係なく、相手や周囲の者を不快にさせ、尊厳を傷つけ、不利益を与え、又は脅威を与えることをいいます。セクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）、マタニティ・ハラスメント（妊娠期におけるいやがらせ）、パワー・ハラスメント（上司等からのいやがらせ）等があります。

○パワー・ハラスメント

役職等が上層の者が下層の者に対して、その地位を利用して執拗な叱責やいやがらせをし相手を精神的に追い込んでいくことと考えられていますが、専門的な力を利用すれば、部下から上司へ、あるいは同僚から同僚へ、年上の後輩から年下の先輩へ、年上の同僚から年下の同僚へも起こりうる場合があります。

○ハンセン病／ハンセン病患者

明治 6（1873）年、ノルウェーの医師ハンセンが発見した「らい菌」によって起こる感染症で、遺伝病ではありません。感染力が極めて弱い病気で、菌に対する抵抗力が弱いときや、たくさんの菌に繰り返し接触しなければ、うつることはありません。患者の末梢神経や皮膚をおかす病気ですが、発病しても自然に治ることもあり、昭和 18（1943）年に「プロミン」という治療薬がこの病気によく効くことが報告されて以来、完全に治る病気となりました。

○ピアカウンセリング

「ピア」とは 仲間という意味で、ピアカウンセリングの考え方は、同じ背景を持つ人同士が、対等な立場で時間を対等に分け合って、話しを聞き合うことで、精神的サポートや情報提供等を行います。

○ファミリー・サポート・センター

子育ての援助をしたい人と、子育ての援助を受けたい人がお互いに会員になって助け合い、子どもたちの健やかな育ちを地域で援助していくための会員組織です。

○被害者支援センターとちぎ（公益社団法人）

犯罪等の被害者及びその家族・遺族に対して、精神的ケアを行うとともに、社会全体の被害者支援意識の高揚を図ることにより、被害の回復や軽減に資することを目的に設立された団体です。平成 21（2009）年には栃木県公安委員会から犯罪被害者等早期援助団体として指定を受け、これまでの電話・面接相談や法廷・病院等への付き添い、広報・啓発活動といっ

た主な活動に加え、警察からの情報提供により、被害直後の犯罪被害者等への支援活動を展開しています。

〇ヘイトスピーチ

特定の国の出身者であることやその子孫であることのみを理由に、日本社会から追い出そうとしたり、危害を加えようとしたりするなどの一方的な内容の言動のことです。

〇ホームレス

都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者のことです。

〇ボランティア

自発的、自由な意思・発想によって、不特定多数の利益のために無償で活動をする人、またはその活動のことをいいます。

≪ま・マ行≫

〇マタニティ・ハラスメント

妊娠、出産、育児休業等を理由として、女性労働者に対して解雇、雇い止め、降格等の不利益な取扱いを行うことです。

≪や・ヤ行≫

〇ヤングケアラー

家族にケアを要する人がいる場合に、本来大人が担うようなケアを引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポート等を日常的に行っている 18 歳未満の子どもをいいます。

〇要保護児童等対策地域協議会

要保護児童やＤＶ被害者の早期発見及びその適切な保護を図るために、関係機関の従事者が情報を共有し、適切な連携のもとに対応していくため設置された協議会です。児童虐待及びＤＶに関する情報交換並びに関係機関の連携及び協力の推進、要保護児童等対策を推進するための広報・啓発活動、要保護児童等の適切な保護に関する協議等を行います。

≪わ・ワ行≫

〇ワーク・ライフ・バランス（Work Life Balance、仕事と生活の調和）

働くすべての人々が仕事と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった仕事以外の生活との調和をとり、その両方を充実させる働き方、生き方のことをいいます。

4　人権関連年表

年		国際状況	国内状況	県内状況	市内状況
年号	西暦				
M4	1871		「太政官布告第61号（解放令・賤民廃止令）」		
S20	1945	「国連憲章」及び「国際司法裁判所規定」サンフランシスコで調印			
S21	1946		「日本国憲法」公布		
S22	1947		「日本国憲法」施行 「労働基準法」施行 「教育基本法」施行		
S23	1948	「世界人権宣言」採択	「児童福祉法」施行 「民法」改正		
S24	1949	「人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約」採択			
S25	1950		「身体障害者福祉法」施行 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」施行 「生活保護法」施行		
S26	1951	「難民の地位に関する条約」採択	「児童憲章」制定 「社会福祉事業法」施行		
S27	1952	「婦人の参政権に関する条約」採択	「外国人登録法」施行		
S33	1958		「人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約」批准		
S34	1959	「児童の権利に関する宣言」採択			
S35	1960		「同和対策審議会」設置 「知的障害者福祉法」施行 「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」施行		
S37	1962		「災害対策基本法」施行		
S38	1963		「老人福祉法」施行		
S40	1965	「人権差別撤廃条約」採択	「同和対策審議会答申」提出		
S41	1966	「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」及びその「選択議定書」採択	「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」施行		
S42	1967	「難民の地位に関する議定書」採択			
S43	1968	国際人権年 第1回世界人権会議			
S44	1969		「同和対策事業特別措置法」施行		
S45	1970	国際教育年	「心身障害者対策基本法（障害者基本法に改題）」施行		
S46	1971	人種差別と闘う国際年 「精神薄弱者の権利宣言」採択	「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」施行		
S47	1972		「男女雇用機会均等法」施行		
S48	1973	「アパルトヘイト犯罪の禁止及び処罰に関する国際条約」採択			
S49	1974				「同和対策室」設置 「小山市同和対策専門委員」設置
S50	1975	国際女性年 「障害者の権利に関する宣言」採択			
S51	1976	「国連婦人の10年」（1976-1985）			
S52	1977			「栃木県青少年健全育成条例」施行	
S53	1978				教育委員会社会教育課に「同和教育係」設置

年		国際状況	国内状況	県内状況	市内状況
年号	西暦				
S54	1979	国際児童年 「女子差別撤廃条約」採択	「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」批准		「小山市同和対策審議会」設置 「小山市同和教育基本方針」作成
S56	1981	国際障害者年	「難民条約」加入 「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」施行		
S57	1982	「高齢化に関する国際行動計画」採択	「地域改善対策特別措置法」施行		「小山市地域改善対策（同和対策）総合計画（S57-S61）」策定
S58	1983	「国連障害者の10年」 （1983-1992）			「小山市同和行政推進推進会議」設置
S59	1984	「拷問禁止条約」採択			
S60	1985	国際青年年	「国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律」施行 「女子差別撤廃条約」批准		
S61	1986	国際平和年 「発展の権利に関する宣言」採択			
S62	1987		「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（地対財特法）」施行		「小山市地域改善対策新総合計画（S62-H3）」策定
S63	1988	「世界エイズデー（12/1）」提唱		「栃木県高齢対策推進計画」策定	
H1	1989	「子どもの権利条約」採択 「市民的及び政治的権利に関する国際規約の第2選択議定書（死刑廃止）」採択	「高齢者保健福祉推進10か年戦略（ゴールドプラン）」策定 「後天性免疫不全症候群の予防に関する法律」施行		
H2	1990	国際識字年 「全ての移住労働者及びその家族の権利保護に関する条約」採択			
H3	1991	「高齢者のための国連原則」採択			「小山市女性行動計画」策定
H4	1992		「地対財特法の一部を改正する法律」施行 「育児・介護休業法」施行		「小山市地域改善対策新総合計画（H4-H8）」策定
H5	1993	世界の先住民の国際年 「アジア太平洋障害者の10年」 （1993-2002） 世界人権会議開催（ウイーン） 「障害者の機会均等に関する標準規則」採択 「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	「外国人労働者の雇用・労働条件に関する指針」策定 「障害者基本法（改正）」施行	「障害者福祉に関する新長期行動計画（とちぎ障害者福祉プラン）」策定	
H6	1994	「世界の先住民の国際の10年」 （1994-2004）	「子どもの権利条約」批准 「ハートビル法」施行 「子育て支援のための施策の基本的方向（エンゼルプラン）」策定 「高齢者保健福祉計画（新ゴールドプラン）」策定	「栃木県高齢対策推進計画二期計画」策定	「小山市老人保健福祉計画」策定
H7	1995	「人権教育のための国連10年」 （1995-2004） 「第4回世界女性会議」で「北京宣言及び行動要領」採択	「人権差別撤廃条約」批准 「高齢社会対策基本法」施行 「人権教育のための国連10年推進本部」設置 「障害者プラン～ノーマライゼーション7ヵ年戦略～」策定		
H8	1996		「らい予防法の廃止に関する法律」施行 「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について」地域改善対策協議会意見具申 「男女共同参画2000年プラン」策定		「第2次小山市女性行動計画」策定
H9	1997		「人権擁護施策推進法」施行 「地対財特法の一部を改正する法律」施行 「男女雇用機会均等法」改正 「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」施行 「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」策定 「人権擁護施策推進審議会」設置		

年		国際状況	国内状況	県内状況	市内状況
年号	西暦				
H10	1998		「児童福祉法等の一部を改正する法律」施行 「障害者雇用促進法」改正（障害者雇用率の設定）	「とちぎ障害者福祉プラン」改訂	「小山市地域改善対策新総合計画（H9-H13）」策定 「小山市児童家庭福祉構想（市エンゼルプラン）」策定 「小山市保健福祉基本構想」策定 「小山市障害者福祉構想」策定 「人権推進室」に名称変更
H11	1999	国際高齢者年 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の選択議定書」採択	「拷問禁止条約」加入 「改正男女雇用機会均等法」施行 「男女共同参画社会基本法」施行 「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」施行 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」施行 「人権教育の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本事項について」人権擁護推進審議会答申 「少子化対策推進基本方針」策定 「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画（新エンゼルプラン）」策定	「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例」施行	「小山市人権教育推進会議」設置
H12	2000	「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書」及び「児童売春、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」採択	「人権教育・啓発推進法」施行 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」施行 「児童虐待の防止等に関する法律」施行 「介護保険法」施行 「交通バリアフリー法」施行 「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」施行	「栃木県高齢対策推進計画三期計画（はつらつプラン21）」策定	「小山市老人保健福祉計画第2次計画（すこやか長寿プラン21）」策定
H13	2001	「世界の子どもたちのための平和と文化と非暴力のための国際の10年」（2001-2010）	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（ＤＶ防止法）」施行 「高齢者の居住の安定確保に関する法律」施行 「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」改正 「ハンセン病療養所入所者に対する補償金の支給に関する法律」施行 「高齢社会対策大綱」策定 「人権救済制度の在り方について」人権擁護推進審議会答申 「人権擁護委員制度の改革について」人権擁護推進審議会答申	「栃木県総合計画とちぎ21プラン」策定 「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律期限後の栃木県同和行政の在り方について（意見具申）」提出 「栃木県人権教育・啓発推進行動計画」策定 「栃木県人権教育基本方針」決定 「とちぎ男女共同参画プラン」策定 「とちぎ子どもプラン」策定 「とちぎ青少年プラン」策定 「とちぎ21世紀国際化推進プラン」策定	「小山市人権教育行動計画（H13-H17）」策定 「小山市男女共同参画プラン」（第2次小山市女性行動計画改定）策定 小山市男女共同参画都市宣言 「人権推進課」に名称変更
H14	2002		「身体障害者補助犬法」施行 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」施行 「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」施行 「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」施行 「人権教育・啓発に関する基本計画」策定 「障害者基本計画及び重点施策実施5か年計画」策定		「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律期限後の小山市同和行政の在り方について（答申）」提出 「小山市人権教育基本方針」決定

年		国際状況	国内状況	県内状況	市内状況
年号	西暦				
H15	2003	「国連識字の10年」（2003-2012） 「新アジア太平洋障害者の10年」（2003-2012）	「個人情報保護法」施行 「障害者基本計画」策定 「次世代育成支援対策推進法」施行 「少子化社会対策基本法」施行	「栃木県人権尊重の社会づくり条例」施行 「栃木県男女共同参画推進条例」施行 「栃木県障害者計画（とちぎ障害者プラン21）」策定 「栃木県高齢者保健福祉計画（はつらつプラン21（二期計画））」策定 「栃木県人権施策推進審議会」設置 「栃木県人権施策推進本部」設置	「健康都市おやまプラン21」策定 「小山市老人保健福祉計画（第3期）及び小山市介護保険事業計画（第2期）≪すこやか長寿プラン2003≫」策定
H16	2004	「人権教育のための世界計画」採択	「性同一性障害者の性別の取り扱いの特例に関する法律」施行 「ＤＶ防止法」改正 「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画（子ども・子育て応援プラン）」制定		「小山市人権尊重の社会づくり条例」施行 「小山市人権施策推進審議会」設置 「小山市男女共同参画推進条例」施行 「小山市障害者プラン21」策定
H17	2005		「犯罪被害者等基本法」施行 「犯罪被害者等基本計画」策定	「栃木県人権尊重の社会づくりに関する施策の基本方針」策定 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定 「栃木県次世代育成支援対策行動計画」策定 「栃木県地域福祉支援計画（第1期）」策定	「小山市における子育て支援等施策基本計画」策定 「小山市交通バリアフリー基本構想」策定
H18	2006	「障害者の権利に関する条約」及びその「選択議定書」採択 「強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約」採択	「障害者自立支援法」施行（一部H18.10施行） 「自殺対策基本法」施行 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護に対する支援等に関する法律」施行 「高齢者､障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」施行 「地域における多文化共生推進プラン」策定 「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」施行	「栃木県人権施策推進基本計画」策定 「とちぎ男女共同参画プラン（二期計画）」策定 「栃木県総合計画とちぎ元気プラン」策定 「とちぎ青少年プラン2006～2010」策定 「とちぎ国際化推進プラン」策定	「小山市人権尊重の社会づくりに関する施策の基本方針」策定 「第1次小山市男女共同参画基本計画」策定 「小山市ひとり親家庭自立促進計画」策定 「小山市地域福祉計画」策定 「小山市老人保険福祉計画（第4期）及び小山市介護保険事業計画（第3期）≪すこやか長寿プラン2006≫」策定
H19	2007	「先住民族の権利に関する国際連合宣言」採択	「ＤＶ防止法」改正 「改正男女雇用機会均等法」施行		「第1次小山市人権施策推進基本計画」策定
H20	2008				「小山市放課後子どもプラン」策定
H21	2009		「強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約」批准 「障がい者制度改革推進本部」設置 「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」施行 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（青少年インターネット環境整備法）」施行 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（青少年インターネット環境整備基本計画）策定	「栃木県高齢者保健福祉計画（はつらつプラン21四期計画）」策定 「新とちぎ障害者プラン21」策定	「小山市老人保健福祉計画（第5期）及び小山市介護保険事業計画（第4期）」《すこやか長寿プラン2009》策定
H22	2010		「子ども・若者育成支援推進法」施行	「とちぎの子ども育成憲章」制定 「栃木県次世代育成支援対策行動計画（とちぎ子育て支援プラン）後期計画」策定 「栃木県地域福祉支援計画(第2期）」策定 「栃木県犯罪被害者等支援基本計画」策定	「小山市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定 「小山市子育て支援等施策基本計画(後期計画)」策定

年		国際状況	国内状況	県内状況	市内状況
年号	西暦				
H23	2011	「人権教育および研修に関する宣言」採択 「子どもの権利条約の通報手続きに関する選択議定書」採択	「人権教育・啓発に関する基本計画」変更 「障害者基本法の一部を改正する法律」施行 「介護保険法」改正 「高齢者の居住の安定確保に関する法律」改正 「第2次犯罪被害者等基本計画」策定	「栃木県重点戦略「新とちぎ元気プラン」」策定 「栃木県人権施策推進基本計画（改訂版）」策定 「とちぎ男女共同参画プラン（三期計画）」策定 「とちぎ青少年プラン2011～2015」策定 「新とちぎ国際化推進プラン」策定	「第2次小山市男女共同参画基本計画」策定
H24	2012		「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」施行 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（旧障害者自立支援法）」施行 「新型インフルエンザ等対策措置法」施行	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（第2次改定）」策定 「栃木県高齢者支援計画〈はつらつプラン21（五期計画）〉」策定	「第2次小山市人権施策推進基本計画」策定 「小山市老人保健福祉計画（第6期）及び小山市介護保険事業計画（第5期）」《すこやか長寿プラン2012》策定
H25	2013	「第３次アジア太平洋障害者の10年（2013～2022）	「いじめ防止対策推進法」施行 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」施行		
H26	2014		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」施行 「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（リベンジポルノ防止法）」施行 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」施行 「障害者権利条約」批准 「過労死防止対策推進法」施行	「栃木県いじめ問題対策連絡協議会条例」施行 「栃木県いじめ問題対策委員会条例」施行 「栃木県いじめ再調査委員会条例」施行	
H27	2015	「持続可能な開発目標」（ＳＤＧｓ）採択	「子ども・子育て支援法」施行 「少子化社会対策大綱」を策定 「高齢者虐待防止法」改正 「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律」施行 「公営住宅法」施行 「犯罪被害者等基本法」改正 「青少年インターネット環境整備基本計画（第3次）」策定 「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細やかな対応の実施等について」通知 「過労死等の防止のための対策に関する大綱」策定	「とちぎ子ども・子育て支援プラン」策定 「栃木県高齢者支援計画〈はつらつプラン21（六期計画）〉」策定 「とちぎ障害者プラン21（2015～2020）」策定	小山市子ども・子育て支援事業計画策定 「第2期小山市児童虐待・ＤＶ対策基本計画」策定 「小山市老人保健福祉計画（第7期）及び小山市介護保険事業計画（第6期）」《すこやか長寿プラン2015》策定 「小山市障がい者プラン21（平成27年度～平成32年度）」策定
H28	2016		「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」施行 「障害者差別解消法」施行 「障害者虐待防止法」改正 「障害者総合支援法」改正 「部落差別の解消の推進に関する法律」施行 「ヘイトスピーチ対策法」施行 「第3次犯罪被害者等基本計画」策定 「再犯防止等の推進に関する」法律」施行 「災害対策基本法」改正 「成年後見制度の利用の推進に関する法律」施行	「栃木県重点戦略「とちぎ元気発信プラン」」策定 「栃木県人権施策推進基本計画（2016～2025）」策定 「とちぎ男女共同参画プラン（四期計画）」策定 「栃木県女性の職業生活における活躍の推進に関する計画」策定 「とちぎ青少年プラン2016～2020」策定 「栃木県障害者差別解消推進条例」施行 「栃木県地域福祉支援計画（第3期）」策定 「とちぎ国際化推進プラン（2016～2020）」策定 「第2次栃木県犯罪被害者等支援基本計画」策定	「第3次小山市男女共同参画基本計画（第1次小山市女性活躍推進計画を包含）」策定 「第3期小山市地域福祉計画」策定 「小山市地域防災計画」改正

年		国際状況	国内状況	県内状況	市内状況
年号	西暦				
H29	2017		「男女雇用機会均等法」改正 「育児、介護休業法」改正 「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」施行 「ホームレス自立支援法」改正 「再犯防止推進計画」策定 「自殺総合対策大綱」策定	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（第3次改定）」策定	「第3次小山市人権施策推進基本計画」策定
H30	2018		「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」改正 「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」施行 「青少年インターネット環境整備法」改正 「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」施行 「ホームレス自立支援法」改正 「気候変動適応法」施行 「高齢社会対策大綱」改正 「過労死等の防止のための対策に関する大綱」改正	「栃木県障害福祉計画（第5期計画）・栃木県障害児福祉計画（第1期計画）」策定 「栃木県高齢者支援計画<はつらつプラン21（七期計画）>」策定	
R1（H31 ）	2019		「配偶者暴力防止法」改正 「児童福祉法」改正 「児童虐待防止法」改正 「子どもの貧困対策法」施行 「障害者雇用促進法」改正 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」改正 「高齢者の雇用の安定に関する法律」改正 「認知症施策推進大綱」策定 「アイヌ施策推進法」施行 「日本語教育の推進に関する法律」施行 「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給に関する法律」施行 「ハンセン病問の解決の促進に関する法律」改正 「労働施策総合推進法」施行 「過労死等の防止のための対策に関する大綱」改訂 「子どもの貧困対策に関する大綱」改訂	「とちぎの子ども・子育て支援条例」施行	
R2	2020		「女性活躍推進法」改正 「児童虐待防止法」改正 「労働基準法」改正 「労働施策総合推進法」改正	「とちぎの子ども・子育て支援プラン（2期計画）」策定 「栃木県社会的養育推進計画」策定 「栃木県再犯防止推進計画」策定	「第2次小山市子ども・子育て支援事業計画」策定 「第3期小山市児童虐待・ＤＶ対策基本計画」策定 「小山市多文化共生社会推進計画」策定
R3	2021		「政治分野の男女共同参画の推進に関する法律」改正 「育児・介護休業法」改正 「高齢社会対策基本法」改正 「高齢者虐待防止法」改正 「介護保険法」改正 「新型インフルエンザ等対策特別措置法」改正 「災害対策基本法」改正	「栃木県重点戦略「とちぎ未来創造プラン」」策定 「とちぎ男女共同参画プラン〔5期計画〕」策定 「栃木県女性の職業生活における活躍の推進に関する計画（第2期）」策定 「とちぎ青少年プラン2021～2025」策定 「栃木県地域福祉支援計画（第4期）」策定 「栃木県障害福祉計画（第6期計画）・栃木県障害児福祉計画（第2期計画）」策定 「栃木県高齢者支援計画<はつらつプラン21（八期計画）>」策定 「とちぎ障害者プラン21（2021～2023）」策定 「とちぎ国際戦略～世界から選ばれるとちぎ～」策定 「栃木県犯罪被害者等支援条例」施行 「第3次栃木県犯罪被害者等支援基本計画」策定	「小山市犯罪被害者等支援条例」施行 「第4次小山市男女共同参画基本計画（第2次小山市女性活躍推進計画を包含）」策定 「第4期小山市地域福祉計画」策定 「第4期小山市障がい者プラン21」策定 「第6期小山市障がい福祉計画及び第2期小山市障がい福祉計画」策定 「小山市すこやか長寿プラン2021（第9期小山市高齢者保健福祉計画・第8期小山市介護保険事業計画）」策定 組織改編により「人権・男女共同参画課」及び「人権推進係」に名称変更

５　世界人権宣言

１９４８年１２月１０日
国際連合第３回総会採択

前　文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受け入れられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの諸権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするために最も重要であるので、よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第１条

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神を持って行動しなければならない。

第２条

１　すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

２　さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他の何らかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第３条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第４条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第５条

何人も拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取り扱い若しくは刑罰を受けることはない。

第６条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第７条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第８条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第９条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第１０条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第１１条

１　犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。

２　何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を科せられない。

第１２条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第１３条
１　すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
２　すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。
第１４条
１　すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
２　この権利は、もっぱら非政治的犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。
第１５条
１　すべて人は、国籍を持つ権利を有する。
２　何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。
第１６条
１　成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
２　婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
３　家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会的及び国の保護を受ける権利を有する。
第１７条
１　すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
２　何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。
第１８条
　すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。
第１９条
　すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわりなく、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。
第２０条
１　すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
２　何人も、結社に属することを強制されない。
第２１条
１　すべての人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参与する権利を有する。
２　すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。

３　人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続きによって行われなければならない。

第２２条

　すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第２３条

１　すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。

２　すべての人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。

３　勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。

４　すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第２４条

　すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇を持つ権利を有する。

第２５条

１　すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。

２　母と子は、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第２６条

１　すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。

２　教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種的若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。

３　親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第２７条

１　すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。

２　すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第２８条

　すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第２９条

１　すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあってのみ可能である社会に対して義務を負う。

２　すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当たっては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。

３　これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第３０条

　この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

６　日本国憲法（抄）

昭和２１年１１月３日公布
昭和２２年　５月３日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第３章　国民の権利及び義務

第１１条　国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第１２条　この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第１３条　すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第１４条　すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

２　華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

３　栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第１９条　思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。
第２０条　信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。
２　何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。
３　国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。
第２１条　集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。
２　検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。
第２２条　何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。
２　何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。
第２３条　学問の自由は、これを保障する。
第２４条　婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。
２　配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。
第２５条　すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
２　国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。
第２６条　すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。
２　すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。
第２７条　すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。
２　賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。
３　児童は、これを酷使してはならない。

第１０章　最高法規
第９７条　この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試錬に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

７　人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成１２年１２月６日公布施行

（目的）

第１条　この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

（基本理念）

第３条　国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

（国の責務）

第４条　国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第５条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第６条　国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（基本計画の策定）

第７条　国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

（年次報告）

第８条　政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

（財税上の措置）

第９条　国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附則

（施行期日）

第１条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第８条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

（見直し）

第２条　この法律は、この法律の施行の日から３年以内に、人権擁護施策推進法（平成８年法律第１２０号）第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

８　小山市人権尊重の社会づくり条例

平成１６年３月２５日
条例第１号

私たちは、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である」とうたう世界人権宣言の趣旨及び基本的人権の享有と法の下の平等を定めた日本国憲法の理念に基づき、一人ひとりの人権が尊重される社会づくりに取り組んできた。

しかしながら、今日もなお、社会的身分、門地、人種、民族、性別、障害のあること等により人権が尊重されていない現実がある。

すべての人の人権が尊重されるためには、私たち一人ひとりが権利を行使するに当たり、自らが社会の構成員としての責任を自覚し、お互いの人権を尊重することが大切である。

私たちは、より一層、人権が尊重され、共に認め合い、幸せに暮らせる社会づくりに取り組んでいくことを、ここに決意し、この条例を制定する。

（目的）

第１条　この条例は、人権尊重の社会づくりを進めるに当たっての、市と市民の責務を明らかにするとともに、人権に関する施策の総合的な推進を図り、もってすべての人の人権が尊重される社会の実現をめざすことを目的とする。

（市の責務）

第２条　市は、前条の目的を達成するため、あらゆる施策の実施に当たり、人権尊重の視点を踏まえるとともに、人権に関する必要な施策を推進しなければならない。

２　市は、市民、事業者、公共的団体及び関係行政機関等と連携を図りながら、人権尊重の社会づくりを推進する体制の充実に努めなければならない。

（市民の責務）

第３条　市民は、家庭、地域、学校、職場等あらゆる場においてお互いに人権を尊重し、市とともに自らがまちづくりの担い手として、人権尊重の社会の実現に努めるものとする。

（施策の基本方針）

第４条　市長は、人権尊重の社会づくりの総合的な推進を図るため、人権尊重の社会づくりに関する施策の基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

２　基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1）　人権尊重の社会づくりに関する基本的方向

（2）　人権意識の高揚を図るための施策に関する基本的事項

（3）　人権に関する課題ごとの施策に関する基本的事項

（4）　前３号に掲げるもののほか、人権尊重の社会づくりのための重要事項

３　市長は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、小山市人権施策推進審議会の意見を聴かなければならない。

４　市長は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
５　前２項の規定は、基本方針の変更について準用する。
（小山市人権施策推進審議会）
第５条　前条第３項（同条第５項において準用する場合を含む。）の規定によりその権限に属させられた事務を処理し、及び市長の諮問に応じ、人権尊重の社会づくりに関する重要事項を調査審議するため、小山市人権施策推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。
２　審議会は、前項に規定するもののほか、人権尊重の社会づくりに関し必要と認められる事項について、市長に意見をのべることができる。
３　審議会は、委員１５人以内をもって組織する。
４　委員は、学識経験を有する者、市議会の議員、その他市長が適当と認める者の中から、市長が委嘱又は任命する。
５　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
６　委員は、再任されることができる。
７　前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則
（施行期日）
１　この条例は、平成１６年４月１日から施行する。
（小山市同和対策審議会条例の廃止）
２　小山市同和対策審議会条例（昭和５４年条例第２号）は、廃止する。

９　小山市人権尊重の社会づくりに関する施策の基本方針

小山市は、小山市人権尊重の社会づくり条例（平成１６年条例第１号）第４条第１項の規定に基づき、次のとおり小山市人権尊重の社会づくりに関する施策（以下、「人権施策」という。）の基本方針を定める。この人権施策の基本方針は、市が各種の政策を決定し、実行していく上で準拠すべき基本的な考えを示すものである。

１　人権尊重の社会づくりに関する基本的方向

(1) 人権施策の基本理念

人権とは、人間の尊厳に由来し、人々が生存と自由を確保するとともに、個々の幸福を追求し、その人らしく生きる権利であり、すべての人間に平等に保障されなければならないものである。

また、個々の人権の行使に当たっては、自分の権利のみならず他人の権利についても深く理解し、人権を相互に尊重し合うことが重要である。

これらのことから、人権施策の基本理念は、一人ひとりが、それぞれかけがえのない人間として尊重され、偏見や差別がなく、一人ひとりの違いを社会の豊かさとして認め合い、共に生きることができる、この様なすべての人の人権が尊重される社会をつくることである。

(2) 人権施策に関する基本的方向

小山市人権尊重の社会づくり条例の主旨を踏まえ、各種の人権施策を総合的に推進していく。

施策の基本的な柱としては、人権意識の高揚を図ることである。このため人権教育及び人権啓発並びに相談及び支援に関する計画を定め、その積極的かつ効果的な推進を図っていく。

２　人権意識の高揚を図るための施策に関する基本的事項

市民一人ひとりの人権意識の高揚を図るために、人権についての正しい理解と人権尊重の理念を深め、これを自らのものとすることが必要であることから、人権教育及び人権啓発を積極的に推進していく。

(1) 多様な機会の提供

人権教育及び人権啓発は、全市民を対象に実施する必要があることから、家庭、地域、学校、職域その他の様々な場と、集会、授業、会議その他の様々な機会において、適切な手法で効果的かつ継続的に実施していく。

(2) 実施主体間の連携

人権教育及び人権啓発は、国、県、市、学校、社会教育施設等、様々な実施主体がかかわる必要があることから、それらを一層効果的かつ総合的に推進するため、実施主体間の横断的なネットワークを充実するなどの連携及び協力関係の強化を図っていく。

（3）自主性の尊重

人権教育及び人権啓発は、個人の内心、心の在り方に深くかかわる問題でもあることから、市民自らの学ぶ意欲を喚起し、及び尊重し、それらに十分な配慮をしていく。

（4）人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する人権教育及び人権啓発

行政、教育、医療・福祉等、人権に深くかかわる職業に従事する者に対しては、より一層の人権教育及び人権啓発に努めていく。

3　人権に関する課題ごとの施策に関する基本的事項

個人の尊重と法の下の平等という普遍的な視点からも重要な女性、こども、高齢者、障害者、同和問題、外国人、ＨＩＶ感染者等にかかわる人権問題に対する施策は、それぞれの個別計画等を踏まえて実施されるものであるが、共通する基本施策である人権教育及び人権啓発並びに人権侵害に対する相談及び救済支援については、次のとおり推進することとする。

（1）人権教育及び人権啓発

女性、こども、高齢者、障害者、同和問題、外国人、ＨＩＶ感染者等に対する偏見、差別等の人権侵害については、これらが生み出された背景や問題の現状等を正しく理解し、誤った考えを改めるための人権教育及び人権啓発を推進していく。

（2）相談及び支援体制の充実

人権侵害を受けている者及び人権侵害を受けるおそれのある者に対する救済については、法務省の人権擁護機関及び裁判制度、県の個別課題ごとの相談窓口及び保護機関と相まって、小山市においても関係機関との連携を強化しながら相談窓口等により対応するとともに、さらに相談及び支援体制の充実を図っていく。

4　人権尊重の社会づくりの推進体制

人権が尊重された平和で豊かな小山市の実現には、国、県、市及び市民が、それぞれの立場から人権尊重に向けた取組みを主体的に実施していくことが重要であり、この観点から推進体制の充実を図ることが必要である。

（1）市庁内体制

市の庁内に組織された「小山市人権教育推進会議」を中心に、総合的かつ効果的な人権施策の推進を図っていく。

（2）国及び県等との連携

市の人権施策を総合的かつ効果的に推進するため、国、県及び関係団体との連携強化に努めるとともに、市民及び企業との連携及び協働を促進し、人権施策の充実を図っていく。

１０　小山市人権教育基本方針

小山市教育委員会
平成１４年２月２２日決定
平成１４年４月　１日実施

人権は、「人間の尊厳」に基づく人間固有の権利である。我が国の人権に関する現状を見ると、今なお部落差別をはじめ性差別、障害者差別などさまざまな差別が存在しており、また、社会の国際化、少子高齢化、情報化等の社会の変化に伴い、新たな人権課題も生じている。これらの課題を早急に解決し、人が人として互いに尊び合い、すべての人々の人権が保障される、明るく住みよい社会を築きあげるために、より積極的な取り組みが求められている。

小山市教育委員会は、自他の人権について正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合うこと、すなわち「人権の共存」をめざし、日本国憲法並びに教育基本法の精神にのっとり、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律等を踏まえ、次の基本方針により人権教育を推進する。

１　すべての学校すべての地域において、人権尊重の精神の涵養を目的に、組織的・計画的に推進されるよう、推進体制の整備・充実を図り、積極的な推進に努める。

２　学校教育においては、児童生徒の発達段階に即しながら、各教科等の特質に応じ、学校の教育活動全体を通じて、人権尊重の理念について理解を促すように努める。

３　社会教育においては、生涯にわたって人権に関する多様な学習機会を提供し、人権尊重の理念について理解を深めるように努める。

４　指導者の養成及び研修については、計画的に実施し、資質の向上に努めるとともに、その活用を図る。

５　各実施主体は、生涯学習の観点に立って、学校教育、社会教育及び家庭教育のそれぞれの主体性を尊重しつつ、相互の連携を図り、総合的かつ効果的な推進に努める。

６　推進に当たっては、学校や地域の実情に応じ、人権に関する現状を正しく把握して取り組むとともに、教育の中立性の確保に努める。

第４次小山市人権施策推進基本計画（2022～2026）

発行　　令和４（2022）年3月
企画・編集　小山市総務部　人権・男女共同参画課
〒323－8686　栃木県小山市中央町1丁目1番1号
電話　0285-22-9292
FAX　0285-22-8972

小山市は持続可能な開発目標（SDGs）を推進しています。